

## 令和5第2回 湯沢市教育委員会議事録

開会日時	令和5年2月2日（木） 午前11時03分
閉会日時	令和5年2月2日（木） 午後1時00分
場 所	湯沢市役所本庁舎 4階 会議室41
出席者	教育長 和田 隆彦 教育委員 議席番号1 佐藤 恵 教育委員 議席番号2 後藤 美喜子 教育委員 議席番号3 久米 道人 教育委員 議席番号4 築瀬 均
欠席者	なし
出席職員	教育部長 高橋 一 教育総務課長 斎藤 正幸 学校教育課長 船山 育士 生涯学習課長 高橋 秀明 文化財保護室長 高山 明 教育総務課総務班長（書記） 佐藤 章子
傍聴人	なし

### 【会議に提出された議案】

- 議案第2号 令和5年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（湯沢市生涯学習センター条例及び湯沢市立公民館条例の一部改正に関する意見の申出について）
- 議案第3号 令和5年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（湯沢市雄勝文化会館条例の一部改正に関する意見の申出について）
- 議案第4号 令和5年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（湯沢市湯沢文化会館条例の一部改正に関する意見の申出について）
- 議案第5号 令和5年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（湯沢市文化交流センター条例の一部改正に関する意見の申出について）
- 議案第6号 令和5年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（湯沢市農村広場条例の廃止に関する意見の申出について）
- 議案第7号 令和5年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（令和4年度3月補正予算に関する意見の申出について）
- 議案第8号 令和5年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（令和5年度当初予算に関する意見の申出について）
- 議案第9号 令和5年度教育行政方針について

## 令和5年第2回 湯沢市教育委員会議事録

### 【前回議事録の承認】

令和5年第1回教育委員会の議事録について、原案どおり承認された。

### 【議事録署名委員の指名】

教育長が議事録署名委員として議席番号1番及び3番の委員を指名した。

### 【教育長の報告】

- ・学校のコロナ関係について、先週、先々週と湯沢市内小中学校合わせて7, 8名ということで比較的落ち着いている。
- ・文化活動、スポーツ活動等、新聞やテレビで子どもたちの活躍が報道されている。良いことと思う。そのような情報は庁内でも共有している。
- ・学校現場について、年度末を控えての事務処理、中学校であれば高校入試、卒業式、教育委員会関連の人事など、限られた時間の中でどんどん進めていかなければならない。
- ・2月22日から市議会定例会が始まる。

### 【議 事】

- 議案第2号 令和5年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（湯沢市生涯学習センター条例及び湯沢市立公民館条例の一部改正に関する意見の申出について）

（生涯学習課長が資料に基づき説明）

#### <質疑等>

教育長	前回の協議会で説明している内容であり、更に詳しく今回説明させていただいた。議会提出案件である。
部長	今回の変更点は、皆瀬庁舎に皆瀬生涯学習センターを移転するにあたり、部屋ごとに使用料を決めるもの、また、設置場所の住所変更である。湯沢生涯学習センターについては、今後駅前複合施設の関係で令和8年度中の変更に向かっていくこととなる。

質疑等なし

- 議案第3号 令和5年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（湯沢市雄勝文化会館条例の一部改正に関する意見の申出について）
- 議案第4号 令和5年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（湯沢市湯沢文化会館条例の一部改正に関する意見の申出について）
- 議案第5号 令和5年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（湯沢市文化交流センター条例の一部改正に関する意見の申出について）

## 令和5第2回 湯沢市教育委員会議事録

(生涯学習課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

教育長	先ほどの総合教育会議で、使用料の減免、減額については、市民の方々にできるだけ多く使っていただくよう配慮が必要との意見があった。使用料が大幅に値上がりするようなところは、今後、減額率を計算するなど、検討がされていく。
部長	その点については、先ほどの総合教育会議で市長が話したとおり、今は市内小中学生が使用する場合の使用料は免除となる。その規定については、条例の下に規則があり、その規則の中で「市長が特に必要と認める場合」にそのような措置ができることを規定している。それを受け、内規において、どのような団体に免除、減免するかを規定している。内規の部分を再度作成し運用していきたいということで、先ほど市長から説明があったような指示を受けている。この後、大きく変動しないような形で体制を整えていきたいと考えている。
生涯学習課長	説明忘れがあったため、追加の説明をさせていただきたい。 改正条例の施行の期日について、令和5年4月から指定管理事業者の募集を行うため、指定管理を可能とする条文の記載については、令和5年4月1日から施行したいと考えている。ただ、実際に指定管理者が管理を開始するのが、令和6年4月1日からの予定のため、休館日、開館時間、使用料に係る改正については、その管理が指定管理者に移る令和6年4月1日から、この条例を施行したいと考えているので、条文により時間差があることを御承知おきいただきたい。

質疑等なし

- 議案第6号 令和5年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（湯沢市農村広場条例の廃止に関する意見の申出について）

(生涯学習課長が資料に基づき説明)

<質疑なし>

- 議案第7号 令和5年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（令和4年度3月補正予算に関する意見の申出について）

教育総務課関連、学校教育課関連、生涯学習課関連、文化財保護室関連

(各課長、室長が資料に基づき説明)

<質疑等なし>

## 令和5第2回 湯沢市教育委員会議事録

- 議案第8号 令和5年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（令和5年度当初予算に関する意見の申出について）

### 教育総務課関係予算

<質疑等>

なし

### 学校教育課関係予算

<質疑等>

委員	「そよ風教室」が文化交流センターに移転するとのことだが、広さは大丈夫か。
学校教育課長	現在の場所よりも広くなる。相談室として使える部屋もあり、保護者の相談、個別の相談もできるようになる。明るくもなる。
委員	多目的ルームや調理室などがあり、使い勝手がよく、いいことだと思う。

### 生涯学習課関連予算

<質疑等>

委員	湯沢文化会館施設整備事業は、改修設計業務委託料だけで5千万円ということか。
生涯学習課長	そうである。5千万円は予算であるが、近いくらいにはなると思われる。契約は昨年10月に締結している。業務は盛んに進めていただいております。8月までに完成見込みである。概算の工事費は今年度末までに示される予定である。今の建築資材の高騰がどれだけ影響するか心配である。
委員	B&G海洋センターのプール改修工事とあるが、市内にはプールが一つしかない。営業に影響は無いのか。
生涯学習課長	営業に支障がないよう進めていく。
委員	稲川スポーツエリアの土間改修について、土を換える改修ということか。
生涯学習課長	はっきりと方針は定まっていないが、担当としては可能であれば人工芝化したいと考えている。今後、組織として、どのような改修が良いか、合意形成を図り方針を決めていく。
委員	湯沢には、冬季に使用できる施設（土間）は、健康ドームと稲川スポーツエリアしかない。使用している一般の方々から、粉塵がどうかならないかとの意見が聞こえてくる。お伝えしておく。



## 令和5第2回 湯沢市教育委員会議事録

### 文化財保護関連予算

#### <質疑等>

委員	国の地域文化財総合活用推進事業補助金が直接実行委員会に入るといいますが、だれが管理するのか。
文化財保護室長	事務局は文化財保護室が持つが、資金の管理は観光協会の職員が行う。

#### ○議案第9号 令和5年度教育行政方針について

#### <質疑等>

委員	1 ページ【推進施策】(2)④「不登校いじめ問題等の未然防止」について、特にいじめ防止については、各学校で鋭意取り組んでいただきたい。
教育長	間もなく、いじめ問題等連絡協議会が開催される。
委員	1 ページ【推進施策】(2)②の「自己指導能力を育む積極的な生徒指導の推進」の意図を説明いただきたい。
学校教育課長	これまでの生徒指導は、問題が起きてから対応する対処療法的な指導が主だった。それを、そうしたことが起きないように、自分たちが事前にいい判断をし、いい行動に繋がられるよう、まずは、自己指導能力を育むということがベースになる。そうした生徒指導のことを、対処療法に対し、積極的な生徒指導と呼んでいる。そのようなことを整理して表記させていただいた。
委員	これから学校統合が増えることにより、意識調査しても遠慮して書けない、書きにくい、という子供たちがいると思う。子供たちの見えないところのいじめが一番難儀と思うが、複数の先生方でキャッチして見守っていただきたい。良く見えるのだが実はそうでないということもある。そのようなところが発展して大きな不幸を招くことがある。そのような表面には見えないところを複数で見守っていただけるといいと思う。
学校教育課長	今年度、キャッチフレーズを「いじめ“0”」から「いじめ未解決“0”」に変え、いじめをたくさん見つけようとしたことで、去年、64件の報告であったところ、今年は今のところ700件以上のいじめ発見の報告がある。小さいものでも見逃さず見つけ、解決する過程を大事にして将来に繋げようということで取り組んでいる。委員がおっしゃるとおり、意識改革ができていない学校とできていない学校の格差がいまだにあるので、来年度は格差が無いようにしていければと思う。いじめが多数発見され、子供たちの訴えも少なくなってきた状況なので、そういったことを全ての学校に広げたいと思っている。
教育長	それぞれの課・室でしっかりと見直しをかけ、これまでの取

令和5第2回 湯沢市教育委員会議事録

	組を振り返って書かれた内容になったものと思う。
--	-------------------------

## 令和5第2回 湯沢市教育委員会議事録

### 議案等の処理結果

議案等の番号	件 名	議決結果
議案第2号	令和5年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について (湯沢市生涯学習センター条例及び湯沢市立公民館条例の一部改正に関する意見の申出について)	可 決
議案第3号	令和5年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について (湯沢市雄勝文化会館条例の一部改正に関する意見の申出について)	可 決
議案第4号	令和5年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について (湯沢市湯沢文化会館条例の一部改正に関する意見の申出について)	可 決
議案第5号	令和5年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について (湯沢市文化交流センター条例の一部改正に関する意見の申出について)	可 決
議案第6号	令和5年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について (湯沢市農村広場条例の廃止に関する意見の申出について)	可 決
議案第7号	令和5年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について (令和4年度3月補正予算に関する意見の申出について)	可 決
議案第8号	令和5年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について (令和5年度当初予算に関する意見の申出について)	可 決
議案第9号	令和5年度教育行政方針について	可 決

## 令和5第2回 湯沢市教育委員会議事録

本議事録は書記の記載したものであるが、その内容に相違ないのでここに署名する。

令和 年 月 日

署名委員

番

---

番

---

書記

---

# 令和5年 第2回 湯 沢 市 教 育 委 員 会

日 時 令和5年2月2日(木) 総合教育会議終了後  
場 所 市役所本庁舎4階 会議室41

## 会 議 次 第

### 1. 開 会

### 2. 議事録署名委員の指名（2名）

### 3. 教育長の報告

### 4. 議 事

- |       |  |
|-------|--|
| 議案第2号 | 湯沢市生涯学習センター条例及び湯沢市立公民館条例の一部改正に関する意見の申出について |
| 議案第3号 | 湯沢市雄勝文化会館条例の一部改正に関する意見の申出について              |
| 議案第4号 | 湯沢市湯沢文化会館条例の一部改正に関する意見の申出について              |
| 議案第5号 | 湯沢市文化交流センター条例の一部改正に関する意見の申出について            |
| 議案第6号 | 湯沢市農村広場条例の廃止に関する意見の申出について                  |
| 議案第7号 | 令和4年度3月補正予算に関する意見の申出について                   |
| 議案第8号 | 令和5年度当初予算に関する意見の申出について                     |
| 議案第9号 | 令和5年度教育行政方針について                            |

### 5. 協議・報告

### 6. そ の 他

### 7. 閉 会

令和5年 第2回 湯沢市教育委員会 提出案件

- 議案第2号 湯沢市生涯学習センター条例及び湯沢市立公民館条例の一部改正に関する意見の申出について
- 議案第3号 湯沢市雄勝文化会館条例の一部改正に関する意見の申出について
- 議案第4号 湯沢市湯沢文化会館条例の一部改正に関する意見の申出について
- 議案第5号 湯沢市文化交流センター条例の一部改正に関する意見の申出について
- 議案第6号 湯沢市農村広場条例の廃止に関する意見の申出について
- 議案第7号 令和4年度3月補正予算に関する意見の申出について
- 議案第8号 令和5年度当初予算に関する意見の申出について
- 議案第9号 令和5年度教育行政方針について

議事録署名委員

番

委員

番

委員

## 議案第2号

令和5年第1回湯沢市議会定例会の議案に係る意見の申出について

湯沢市生涯学習センター条例及び湯沢市立公民館条例の一部改正に係る意見の申出について、議決を求める。

令和5年2月2日提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

### 提案理由

湯沢市皆瀬庁舎条例の制定に伴う関係条例（湯沢市生涯学習センター条例及び湯沢市立公民館条例）の改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことにより、その申出内容を協議、決定したため。

## 湯沢市生涯学習センター条例及び湯沢市立公民館条例の一部改正について

生涯学習課

### 1 改正理由

令和2年5月策定の湯沢市皆瀬庁舎整備基本計画に基づき、皆瀬生涯学習センター及び皆瀬公民館の各機能を新設整備する湯沢市皆瀬庁舎に移転集約するため、関係条例の一部を湯沢市皆瀬庁舎条例の附則により改正するものです。

### 2 改正内容

湯沢皆瀬生涯学習センター及び皆瀬公民館の位置を改めるとともに使用料について見直します。

なお、使用料については、湯沢駅前に整備を予定している湯沢市複合公共施設の使用料の算定方法と同様の考え方にに基づき改正します。

改正の詳細は、条例案のとおりです。

### 3 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

※市の形式による制定文は添付のとおりです。



# 湯沢市皆瀬庁舎条例

令和5年 月 日

条例第 号

(設置)

第1条 皆瀬地域の交流拠点施設として、コミュニティ増進及びにぎわい創出を促進するとともに、生涯学習の推進並びに健康保持に必要な医療の提供を図り、もって市民の福祉増進に寄与するため、湯沢市皆瀬庁舎（以下「庁舎」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 庁舎の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 名称 湯沢市皆瀬庁舎
- (2) 位置 湯沢市皆瀬字沢梨台66番地1

(施設)

第3条 庁舎に次に掲げる施設を置く。

- (1) 湯沢市支所設置条例（平成17年湯沢市条例第7号）に規定する湯沢市皆瀬総合支所
- (2) 湯沢市生涯学習センター条例（平成17年湯沢市条例第82号）に規定する湯沢市皆瀬生涯学習センター
- (3) 湯沢市立公民館条例（平成17年湯沢市条例第85号）に規定する湯沢市立皆瀬公民館
- (4) 湯沢市立皆瀬診療所設置条例（平成17年湯沢市条例第134号）に規定する湯沢市立皆瀬診療所
- (5) 多目的活動室

(管理運営)

第4条 庁舎の管理運営は、前条第1号から第4号までに掲げる条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(使用者)

第5条 多目的活動室を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内の公共団体
- (2) 市内の公共的団体
- (3) 公益事業を行う団体

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用させることを適当と認める者  
(使用の許可)

第6条 多目的活動室を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 多目的活動室の使用許可の期間は、3年を超えることができない。

3 前項の使用許可の期間は、これを更新することができる。この場合において、更新のときから同項の期間を超えることができない。

4 第1項及び前項の許可には、管理上必要な事項を付することができる。

(使用の許可の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、多目的活動室の使用を許可しない。

(1) 公益を害し、又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 施設、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められるとき。

(4) 管理上支障があると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用させることを不適當と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、多目的活動室の使用許可を取り消し、又は使用を制限することができる。

(1) 前条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。

(4) 職員の指示に従わないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理上やむを得ない必要が生じたとき。

(使用料)

第9条 多目的活動室を使用する者から、使用料を徴収する。

2 前項の使用料は別表のとおりとし、毎年度定期にこれを徴収するものとする。

(使用料の不還付)

第10条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、庁舎を使用する者（以下「使

用者」という。)の責めによらない理由により使用することができないときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第11条 市長が必要と認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(目的外の使用又は権利譲渡の禁止)

第12条 使用者は、許可目的以外に使用し、その一部若しくは全部を転貸し、又はその使用する権利を他に譲渡してはならない。

(賠償の責任)

第13条 庁舎(敷地内を含む。)における盗難、事件、事故、火災その他市長の責に帰さない事由によって生じた損害については、市長は、その賠償の責を負わない。

(損害賠償義務)

第14条 使用者は、庁舎の施設若しくはその附帯設備を毀損し、又は滅失させたときは、市長の指定する方法で弁償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 使用の許可の申請その他の庁舎を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

(湯沢市皆瀬開発総合センター条例及び湯沢市皆瀬開発総合センター改修事業分担金徴収条例の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 湯沢市皆瀬開発総合センター条例(平成17年湯沢市条例第24号)

(2) 湯沢市皆瀬開発総合センター改修事業分担金徴収条例(平成17年湯沢市条例第25号)

(湯沢市公告式条例の一部改正)

4 湯沢市公告式条例(平成17年湯沢市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中「湯沢市皆瀬字沢梨台51番地」を「湯沢市皆瀬字沢梨台66番地1」に改める。

(湯沢市支所設置条例の一部改正)

5 湯沢市支所設置条例(平成17年湯沢市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表中「湯沢市皆瀬字沢梨台51番地」を「湯沢市皆瀬字沢梨台66番地1」に改める。

(湯沢市生涯学習センター条例の一部改正)

6 湯沢市生涯学習センター条例(平成17年湯沢市条例第82号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「湯沢市皆瀬字沢梨台106番地」を「湯沢市皆瀬字沢梨台66番地1」に改める。

(湯沢市立公民館条例の一部改正)

7 湯沢市立公民館条例(平成17年湯沢市条例第85号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「湯沢市皆瀬字沢梨台106番地」を「湯沢市皆瀬字沢梨台66番地1」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

館名	区分				
	使用時間 室名	開館から正 午まで	正午から午 後5時まで	午後5時か ら閉館まで	冷暖房料 (使用時間 区分ごと)
湯沢	第1集会室	620円	620円	620円	300円
	調理実習室	1,350円	1,350円	1,350円	150円
	その他各室	300円	300円	300円	150円
	備考	興行、講習、物品の販売等営利を目的として使用する場合は、 使用時間区分ごとに2,610円を徴収する。			

皆瀬	室名	使用料（1時間当たり）
	和室	200円
	調理室	300円
	会議室	200円
	視聴覚室	200円
備考		
1 使用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。		
2 次に掲げる場合の使用料は、この表の2倍の額とする。		
（1） 営利又は営業上の目的で使用する場合		
（2） 入場料その他これに類する料金（実費負担と認められるものを除く。）を徴収する場合		

（湯沢市立皆瀬診療所設置条例の一部改正）

8 湯沢市立皆瀬診療所設置条例（平成17年湯沢市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「湯沢市皆瀬字下菅生10番地」を「湯沢市皆瀬字沢梨台66番地1」に改める。

別表（第9条関係）

区分	使用料（1年につき）
多目的活動室A	679,000円
多目的活動室B	284,000円
多目的活動室C	164,000円
多目的活動室D	71,000円

備考

- 1 使用期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算し、なお、その期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算する。
- 2 前項の規定により算出した使用料の額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。

# 湯沢市生涯学習センター条例

平成17年 3 月22日

条例第82号

(設置)

第1条 生涯学習の円滑な推進を図り、住民の生活文化の向上及び福祉の増進に寄与することを目的として、湯沢市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 生涯学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
湯沢市湯沢生涯学習センター	湯沢市佐竹町4番5号
湯沢市稲川生涯学習センター	湯沢市川連町字上平城120番地
湯沢市雄勝生涯学習センター	湯沢市横堀字白銀町49番地1
湯沢市皆瀬生涯学習センター	湯沢市皆瀬字沢梨台106番地 湯沢市皆瀬字沢梨台66番地1

(管理運営)

第3条 生涯学習センターの管理及び運営は、湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

(職員)

第4条 生涯学習センターに、所長及びその他の職員を置くことができる。

(所掌事務)

第5条 生涯学習センターは、次に掲げる事務を行う。

- (1) 公民館の管理運営に関する事務
- (2) 生涯学習事業の企画及び実施に関する事務
- (3) 教育関係施設の維持管理に関する事務
- (4) その他生涯学習に関する事務

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成21年12月18日条例第48号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日条例第10号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日条例第31号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月27日条例第36号）

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成30年12月21日条例第26号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。



湯沢市立公民館条例

平成17年 3 月22日

条例第85号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条の規定に基づき、湯沢市立公民館（以下「公民館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市に、公民館を設置する。

2 前項の規定により設置される公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
湯沢市立湯沢公民館	湯沢市佐竹町4番5号
湯沢市立稲川公民館	湯沢市川連町字上平城120番地
湯沢市立雄勝公民館	湯沢市横堀字白銀町49番地1
湯沢市立皆瀬公民館	湯沢市皆瀬字沢梨台106番地 湯沢市皆瀬字沢梨台66番地1

(職員)

第3条 公民館に、館長及びその他の職員を置くことができる。

2 館長は、公民館が行う各種事業の企画実施その他必要な事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 職員は、館長の命を受け、公民館の事業実施に当たる。

(使用の許可)

第4条 公民館を使用しようとする者は、湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 前項の許可には、管理上必要な事項を付することができる。

(使用の許可の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、公民館の使用を許可しない。

- (1) 公益を害し、又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 管理上支障があると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が使用させることを不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、公民館の使用許可を取り消し、又は使用を制限することができる。

(1) 使用許可条件に違反したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、公民館の運営及び管理上やむを得ない必要が生じたとき。

(使用料)

第7条 公民館の使用料は、別表のとおりとする。

2 前項の使用料は、使用許可と同時に徴収する。

(使用料の不還付)

第8条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責によらない理由により使用することができないときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第9条 市長が必要と認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(目的外の使用又は権利譲渡の禁止)

第10条 使用者は、許可目的以外に使用し、その一部若しくは全部を転貸し、又はその使用する権利を他に譲渡してはならない。

(損害賠償義務)

第11条 使用者は、施設若しくはその附帯設備をき損し、又は滅失させたときは、市長の指定する方法で弁償しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の湯沢市立公民館設置及び管理に関する条例（昭和37年湯沢市条例第27号）、稲川町立公民館設置及び管理に関する条例（昭和33年稲川町条例第1号）、雄勝町公民館設置条例（平成8年雄勝町条例第8号）、皆瀬村公民館条例（昭和37年皆瀬村条例第12号）、湯沢市立公民館使用料徴収条例（昭和29年湯沢市条例第28号）、雄勝町公民館使用料徴収条例（平成8年雄勝町条例第9号）又は皆瀬村中央公民館使用料徴収条例（昭和61年皆瀬村条例第23号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年12月18日条例第49号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月20日条例第41号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の湯沢市立公民館条例別表、第2条の規定による改正後の湯沢市コミュニティセンター条例別表第2、第3条の規定による改正後の湯沢市勤労青少年ホーム条例別表、第4条の規定による改正後の湯沢市農村交流センター条例別表、第5条の規定による改正後の湯沢市農家高齢者創作館条例別表、第6条の規定による改正後の湯沢市立農村環境改善センター条例別表第2及び第7条の規定による改正後の湯沢市ふるさとふれあいセンター条例別表の規定は、それぞれ平成23年4月1日以後に施設を使用する場合に適用し、同日前に施設を使用する場合の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月25日条例第10号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月28日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日以降に納入するもの（ただし、施行日前に発行された納入通知書により納入するものを除

く。)について適用し、施行日前に行った施設の使用等に係る使用料等並びに施行日以降に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日前に納入するもの及び施行日前に発行された納入通知書により納入するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年10月1日条例第32号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月21日条例第26号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月24日条例第3号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日以降に納入するもの（ただし、施行日前に発行された納入通知書により納入するものを除く。）について適用し、施行日前に行った施設の使用等に係る使用料等並びに施行日以降に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日前に納入するもの及び施行日前に発行された納入通知書により納入するものについては、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表（第7条関係）

~~1 普通使用料~~

館名	使用時間 室名	開館から正	正午から午	午後5時か	冷暖房料 (使用時間区 分ごと)
		午まで	後5時まで	ら閉館まで	
湯沢	第1集会室	620円	620円	620円	300円
	調理実習室	1,350円	1,350円	1,350円	150円
	その他各室	300円	300円	300円	150円
皆瀬	各室	300円	300円	300円	150円

~~2 特別使用料~~

~~興行、講習、物品の販売等営利を目的として使用する場合は、普通使用料のほかに特別使用料として使用時間区分ごとに2,610円を徴収する。~~

館名	区分				
	使用時間 室名	開館から正 午まで	正午から午 後5時まで	午後5時か ら閉館まで	冷暖房料 (使用時間 区分ごと)
湯沢	第1集会室	620円	620円	620円	300円
	調理実習室	1,350円	1,350円	1,350円	150円
	その他各室	300円	300円	300円	150円
	備考 興行、講習、物品の販売等営利を目的として使用する場合は、 使用時間区分ごとに2,610円を徴収する。				
皆瀬	室名	使用料（1時間当たり）			
	和室	200円			
	調理室	300円			
	会議室	200円			
	視聴覚室	200円			

備考

- 1 使用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
- 2 次に掲げる場合の使用料は、この表の2倍の額とする。
  - (1) 営利又は営業上の目的で使用する場合
  - (2) 入場料その他これに類する料金（実費負担と認められるものを除く。）を徴収する場合

## 議案第3号

令和5年第1回湯沢市議会定例会の議案に係る意見の申出について

湯沢市雄勝文化会館条例の一部改正に係る意見の申出について、議決を求める。

令和5年2月2日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

### 提案理由

「湯沢文化会館機能向上事業計画」に基づく指定管理者制度への移行に伴う湯沢市雄勝文化会館条例の改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことにより、その申出内容を協議、決定したため。

## 湯沢市雄勝文化会館条例の一部改正について

生涯学習課

### 1 改正理由

令和4年6月に策定した「湯沢文化会館機能向上事業計画」に基づき、湯沢市雄勝文化会館の指定管理者制度への移行に向けた手続きを令和5年4月から開始するため、所要の改正をするものです。

### 2 改正内容

指定管理者制度に対応した規定の追加及び文言の整理等を行うほか、施設の貸出しについて、利用者の利便性の向上を図るため、ホールを除く諸室について1時間単位の貸出し区分を取り入れます。また、計画に基づき一体的な管理運営を目指すため、湯沢文化会館、雄勝文化会館及び文化交流センターの開館時間・休館日及び使用料等について見直します。

なお、使用料については、湯沢駅前に整備を予定している湯沢市複合公共施設の使用料の算定方法と同様の考え方に基づき改正します。

改正の詳細は、条例案のとおりです。

### 3 施行期日

令和5年4月1日から施行します。ただし、休館日及び使用料に係る改正は、令和6年4月1日から施行します。

※市の形式による改正文及び新旧対照表は添付のとおりです。



# 湯沢市雄勝文化会館条例

平成17年 3 月22日

条例第89号

## (設置)

第1条 市民の教養の向上並びに、生涯学習活動及び芸術文化活動を推進し、地域文化に対する意識の高揚並びに及び情報発信機能の振興に寄与することを目的として、湯沢市雄勝文化会館（以下「文化会館」という。）を設置する。

## (名称及び位置)

第2条 文化会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 湯沢市雄勝文化会館
- (2) 位置 湯沢市横堀字白銀町49番地 1

## (管理運営)

第3条 文化会館の管理運営は、湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

## (職員)

第4条 文化会館に館長及びその他の職員を置くことができる。

## (開館時間)

第5条 文化会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

## (休館日)

第6条 文化会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日の翌日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

## (使用の許可)

~~第5条~~第7条 文化会館を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 前項の許可には、管理上必要な事項を付することができる。

## (使用の制限)

~~第6条~~第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文化会館の使用を許可しない。

- (1) 公益を害し、又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
  - (2) 施設及び施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
  - (3) 管理上支障があると認められるとき。
  - (4) 前3号のほか、教育委員会が使用させることを不相当と認めるとき。
- (使用許可の取消し)

~~第7条~~第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文化会館の使用許可を取り消し、又は使用を制限することができる。

- (1) 使用許可条件に違反したとき。
  - (2) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。
  - ~~(2)~~ (3) 前号のほか、文化会館の運営及び管理上やむを得ない必要が生じたとき。
- (使用料)

~~第8条~~第10条 文化会館を使用する者から、別表第1に定める使用料を徴収する。

- 2 文化会館の附属設備、備品等を使用する者から、別表第2に定める使用料を徴収する。
- 3 ~~前2項の使用料は、使用許可と同時に徴収する~~第1項の使用料は、使用の許可と同時に納入し、前項の使用料は、使用当日までに納入するものとする。ただし、市長は、特別の理由があると認める者については、後納させ、又は分納させることができる。
- 4 第1項の使用料及び第2項の使用料（以下単に「使用料」という。）の徴収に当たっては、10円に満たない端数金額が生じたときは、当該端数金額を切り捨てた額を徴収するものとする。

(使用料の不還付)

~~第9条~~第11条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責によらない理由により使用することができないときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

~~第10条~~第12条 市長が必要と認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

- 第13条 文化会館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。
- 2 前項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、文化会館の開館時間及び休館日を変更し、又は別に定めることができる。
- 3 第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条から第9条までの規定中「湯沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」及び「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 4 第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 5 第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前に第7条第1項(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 文化会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 文化会館の使用の許可に関する業務
- (3) 文化会館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化会館の運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務

(利用料金)

第15条 第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額を上限として、指定管理者

が市長の承認を得て定める額とする。

- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、免除し、又は還付することができる。

(原状回復義務)

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった文化会館を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(目的外の使用又は権利譲渡の禁止)

第11条第17条 使用者は、許可目的以外に使用し、その一部若しくは全部を転貸し、又はその使用する権利を他に譲渡してはならない。

(損害賠償義務)

第12条第18条 使用者は、施設若しくはその附帯設備をき損し、又は滅失させたときは、市長の指定する方法で弁償しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(運営委員会)

第13条第19条 文化会館の適切な運営を図るため、湯沢市文化会館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置くことができる。

- 2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第14条第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の雄勝町総合文化会館設置条例（平成8年雄勝町条例第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年12月20日条例第42号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の湯沢市雄勝文化会館条例別表の規定は、平成23年4月1日以後に施設を使用する場合に適用し、同日前に施設を使用する場合の使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年2月28日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日以降に納入するもの（ただし、施行日前に発行された納入通知書により納入するものを除く。）について適用し、施行日前に行った施設の使用等に係る使用料等並びに施行日以降に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日前に納入するもの及び施行日前に発行された納入通知書により納入するものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年6月24日条例第3号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日以降に納入するもの（ただし、施行日前に発行された納入通知書により納入するものを除く。）について適用し、施行日前に行った施設の使用等に係る使用料等並びに施行日以降に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日前に納入するもの及び施行日前に発行された納入通知書により納入するものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和5年●月●日条例第●号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条の次に次の2条を加える改正規定（第6条に係る部分に限る。）並びに別表第1及び別表第2の

改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日以降に納入するもの（施行日前に発行された納入通知書により納入するものを除く。）について適用し、施行日前に行った施設の使用等に係る使用料等並びに施行日以降に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日前に納入するもの及び施行日前に発行された納入通知書により納入するものについては、なお従前の例による。

別表第1（第8-10条関係）

雄勝文化会館使用料

施設名	使用料				
	時間	平日	主・日・祝 日	備考	
メインホール	午前9時～ 正午	5,330円	6,400円	準備、リハ＝サルは使用料 半額 冷暖房料＝一律1時間 1,050円 超過使用料＝1時間単位 ＝基本料金（冷暖房を含 む。）の30%	
	午後1時～ 午後5時	7,470円	8,540円		
	午後6時～ 午後10時	8,540円	10,670円		
	午前9時～ 午後5時	11,740円	13,870円		
	午前9時～ 午後10時	19,220円	23,490円		
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	冷暖房料 （1区分 単価）	備考
視聴覚ホール	2,120円	2,340円	2,340円	310円	超過使用料＝ 1時間単位＝ 基本料金（冷暖 房を含む。）の 30%
第1楽屋	1回につき530円			310円	
第2楽屋	1回につき530円			310円	
第1研修室	1,050円	1,270円	1,270円	310円	
第2研修室	1,050円	1,270円	1,270円	310円	
防音サークル 室	1,050円	1,270円	1,270円	310円	
ふるさとホ＝ ール	1,050円	1,270円	1,270円	310円	
会議室	3,190円	4,260円	4,260円	310円	
創作活動室	1,590円	1,800円	1,800円	310円	
調理実習室	2,120円	2,340円	2,340円	310円	

和室1(茶室 有)	1,050円	1,270円	1,270円	310円
和室2	1,050円	1,270円	1,270円	310円
和室3	1,050円	1,270円	1,270円	310円
ギャラリー・ ホワイエ・ク ローク	1,590円	1,800円	1,800円	
シャワー	1回につき530円			
<p>(備考)</p> <p>1 入場料を徴する場合は1.5倍、営利を目的として使用する場合は3倍とする。</p> <p>2 使用料の徴収に当たっては、当該使用料が10円に満たない端数金額が生じたときは、当該端数全額を切り捨てた額を徴収するものとする。</p>				

区分		使用料				
		1時間当 たり	午前	午後	夜間	全日
メイン ホール	土曜日、日曜日及 び祝日		9,000円	12,000円	12,000円	29,700円
	上記以外		7,500円	10,000円	10,000円	24,000円
視聴覚ホール		600円	1,800円	2,400円	2,400円	5,900円
第1楽屋			300円	400円	400円	1,000円
第2楽屋			300円	400円	400円	1,000円
第1研修室		200円	600円	800円	800円	2,000円
第2研修室		200円	600円	800円	800円	2,000円
防音サークル室		700円	2,100円	2,800円	2,800円	6,900円
ふるさとホール		400円	1,200円	1,600円	1,600円	4,000円
会議室		300円	900円	1,200円	1,200円	3,000円



創作活動室	400円	1,200円	1,600円	1,600円	4,000円
調理実習室	600円	1,800円	2,400円	2,400円	5,900円
和室1（茶室有）	200円	600円	800円	800円	2,000円
和室2	200円	600円	800円	800円	2,000円
和室3	200円	600円	800円	800円	2,000円
ギャラリー・ホワイエ・クローク	900円	2,700円	3,600円	3,600円	8,900円
シャワー		300円	400円	400円	1,000円

#### 備考

- 1 使用者が入場料その他これに類するもの（参加費、負担金等。以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料は、使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、入場料等の金額が1,000円以下の場合、加算しない。
  - （1） 入場料等の金額が、1人当たり1,001円以上3,000円以下の場合 100分の50
  - （2） 入場料等の金額が、1人当たり3,001円以上5,000円以下の場合 100分の100
  - （3） 入場料等の金額が、1人当たり5,001円以上の場合 100分の150
- 2 前項において、入場料等の金額が複数定められている場合は、その最も高い金額を基準とする。
- 3 商品の宣伝、展示即売等営利を目的として使用する場合は、使用料に100分の100を乗じて得た額を加算した額とする。
- 4 前項の場合、やむを得ない事情によりエントランスホール、コリドール及び館外施設を使用した場合の使用料は、それぞれ視聴覚ホールと同額とする。
- 5 メインホールに限り、準備、リハーサル、練習等で舞台のみを使用する場合は、使用料の100分の50を乗じて得た額とする。ただし、興行を目的とした営利公演の場合は、この規定を適用しない。
- 6 午前と午後あるいは午後と夜間をとおしての使用は、各々の使用料の合計額とする。
- 7 使用許可事項以外に商品等特殊物品について特に保管を要する場合は、使用日時に応じた使用料を徴収する。

- 8 冷暖房を使用する場合は、使用料に100分の60を乗じて得た額を加算する。
- 9 使用許可を受けた各々の時間区分を超過して使用した場合は、1時間につき超過した時間が属する区分に応じて使用料（設備使用料及び冷暖房料を含む。）の額の100分の30を超過使用料として徴収する。

別表第2（第8-10条関係）

## 雄勝文化会館設備等使用料

区分	名称	単位	使用料	備付数	備考
メインホール 舞台関係	金屏風	一双	1,580円	一双	2474×727×6曲
	演台（花台有）	一式	520円	一式	1200×600×1080
	司会者用演台	1台	200円	1台	600×450×1000
	指揮者台	1台	200円	1台	900×1200×300
	譜面台（指揮者用）	1台	100円	1台	
	譜面台（演奏者用）	1台	50円	50台 40台	
	譜面灯	1灯	20円	50灯	20Wフレキシブルタイプ
	チェロ演奏者用椅子	1脚	50円	4脚	
	ピアノ（スタインウェイ）	1台	5,320円	1台	MODEL D274（運搬車CGPⅡ）
	16mm映写機	一式	2,110円	一式	ELMO L×1200
	スクリーン	1基	520円	1基	
	平台	1枚	50円	20枚	4×6 6枚・3×6 12枚・ 3×3 2枚
	開き足	1脚	30円	16脚	1212×515 8脚・909×515 8脚
	箱足	1個	30円	30個	303×333×181
	緋毛氈	1枚	200円	5枚	1800×3600
	土敷	1枚	50円	5枚	900×3600

	ジョーゼツ ト幕	一式	1,040 円	一式	7200×6300—2枚・1800× 7200—2枚
	大黒幕	一式	1,040 円	一式	7200×6300—2枚
	国旗・市旗	一式	100円	一式	1400×2120
メイン ホール 照明関 係	第1サスペ ンションラ イト	1列	520円	20台	3kW—8eir—C20×3口
	第2サスペ ンションラ イト	1列	520円	20台	3kW—8eir—C20×3口
	第3サスペ ンションラ イト	1列	520円	20台	3kW—12eir—C20×3口
	第4サスペ ンションラ イト	1列	520円	14台	3kW—12eir—C20×3口
	アッパーホ リゾントラ イト	1列	520円	1列	1800×6—4色配線(200W)
	ローアホリ ゾントライ ト	1列	520円	1列	1800×6—4色配線(200W)
	フロントサ イドライト	1列	520円	16台	3kW—4eir—C20×3口
	フットライ ト	1列	520円	1列	85W×84灯—4色配線
	センターフ ォロースポ ットライト	1台	1,040 円	1台	キセノン—1kW

	ディスクマシン	一式	520円	2台	雪・雨・雲
	ダブルマシン	一式	520円	2台	うず・ダイキ
	移動用効果器	1台	520円	各1台	ストロボ・ミラーボール・スライドキャリア
	波マシン	1台	520円	2台	
	移動用スポットライト	1台	100円	26台	FQ・LNH・ECQ II・SPH
メインホール 音響関係	拡声装置	一式	1,040円	一式	12-16入力・16-8出力(マイク1本付)
	周辺機器ワゴン	一式	1,040円	一式	カセットデッキ×2台・CDプレーヤー×1-2台・DATデッキ×1台・Dリバーブ×1台 ミキサー(16入力・8出力)×1台、USBレコーダー×4台
	簡易ミキサーワゴン	一式	1,040円	一式	ミキサー(6入力・5出力)×1台・カセットデッキ×2台・CDプレーヤー×1台
	移動用増幅器ワゴン	一式	1,040円	一式	スピーカープロセッサー・GEQ・200W+200W・400W+400W
	ステージスピーカー	1台	520円	2台	3WAY+SUBウーハー1対向
	モニタースピーカー	1台	520円	2台	フロアタイプ
	移動用スピーカー	1台	520円	2台	スタンドタイプ
	ワイヤレスマイク	1本	520円	4本	ハンドタイプ×4本・タイプペンタイプ×4本(4波使用可)
	3点吊りマイク	一式	1,040円	一式	XV方式ステレオマイク付き電

	イタ装置		円		動式
	ダイナミック クマイクロ フォン	1本	300円	10本	単一指向性
	コンデンサ ーマイクロ フォン	1本	300円	3本	単一指向性×2本・無指向性 ×1本
	DATデッキ	1台	520円	1台	
防音サ ーナル 室	ピアノ(ヤマハ)	1台	—	1台	A1R
	拡声装置	一式	1,040 円	一式	12入力・2出力200W+200W増 幅器内蔵(マイク1本付)
	ワイヤレス マイク	1本	520円	2本	ハンドタイプ×2本・タイピ ンタイプ×2本—2波使用可
	ダイナミック クマイクロ フォン	1本	300円	4本	マイクスタンド付き
視聴覚 ホール	拡声装置	一式	1,040 円	一式	6入力・5出力(マイク1本 付)
	ワイヤレス マイク	1本	520円	2本	ハンドタイプ×2本・タイピ ンタイプ×2本—2波使用可
	ダイナミック クマイクロ フォン	1本	300円	4本	マイクスタンド付き
	ビデオプロ ジェクター	一式	2,110 円	一式	VTR・LDプレーヤー付き
	オーバーハ ッドプロジ ェクター	一式	520円	一式	スクリーン格納式—台付き
その他	移動用ビデオ	一式	1,040	一式	コンピュータ入力対応

オプロジェクター		円		
スライドテレビ	1台	520円	1台	ワイヤレスリモコン
ワイドテレビ	1台	520円	2台	32型 ワゴン付き
ビデオデッキ	1台	520円	1台	
展示パネル	1枚	50円	38枚	900×2100 15枚・900×1800 23枚 (有穴)
持込機器	1kW/h	100円		100V・100A 単相4線式 各上下 音響2口

区分	名称	単位	使用料
メインホール	金屏風	一双	1,580円
舞台関係	演台 (花台有)	一式	520円
	司会者用演台	1台	200円
	指揮者台	1台	200円
	譜面台 (指揮者用)	1台	100円
	譜面台 (演奏者用)	1台	50円
	譜面灯	1灯	20円
	チェロ演奏者用椅子	1脚	50円
	ピアノ (スタインウェイ)	1台	5,320円
	スクリーン	1基	520円
	平台	1枚	50円
	開き足	1脚	30円
	箱足	1個	30円
	緋毛氈	1枚	200円
	上敷	1枚	50円
ジョーゼット幕	一式	1,040円	

	大黒幕	一式	1,040円
	国旗・市旗	一式	100円
メインホール 照明関係	第1サスペンションライト	1列	520円
	第2サスペンションライト	1列	520円
	第3サスペンションライト	1列	520円
	第4サスペンションライト	1列	520円
	アッパーホリゾンライト	1列	520円
	ローアホリゾンライト	1列	520円
	フロントサイドライト	1列	520円
	フットライト	1列	520円
	センターフォロースポットライト	1台	1,040円
	ディスクマシン	一式	520円
	ダブルマシン	一式	520円
	移動用効果器	1台	520円
	波マシン	1台	520円
	移動用スポットライト	1台	100円
メインホール 音響関係	拡声装置	一式	1,040円
	周辺機器ワゴン	一式	1,040円
	移動用増幅器ワゴン	一式	1,040円
	ステージスピーカー	1台	520円
	ワイヤレスマイク	1本	520円
	3点吊りマイク装置	一式	1,040円
	ダイナミックマイクロフォン	1本	300円
	DATデッキ	1台	520円
防音サークル 室	ピアノ(ヤマハ)	1台	
	拡声装置	一式	1,040円
	ダイナミックマイクロフォン	1本	300円
視聴覚ホール	拡声装置	一式	1,040円
	ダイナミックマイクロフォン	1本	300円
	オーバーヘッドプロジェクター	一式	520円



その他	移動用ビデオプロジェクター	一式	1,040円
	展示パネル	1枚	50円
	持込機器	1kW/h	100円

備考

- 1 使用料は別表第1に基づく1区分（午前、午後、夜間）の料金として計算する、別表第1に定める午前、午後及び夜間の使用区分ごとに徴収する。
- 2 ピアノの調律は、別途とする。

湯沢文化会館等基本使用料比較資料

区分		面積	管理原価	基本使用料					
				1時間当たり	午前	午後	夜間	全日	
					9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～22:00	
雄勝文化会館	メインホール	土曜日、日曜日及び祝日	493.00	6.00		9,000	12,000	12,000	29,700
						(6,400)	(8,540)	(10,670)	(23,490)
		上記以外	6.00		7,500	10,000	10,000	24,800	
					(5,330)	(7,470)	(8,540)	(19,220)	
	視聴覚ホール	100.00	6.00	600	1,800	2,400	2,400	5,900	
					(2,120)	(2,340)	(2,340)		
	第1楽屋	22.00	6.00		300	400	400	1,000	
					(530)	(530)	(530)		
	第2楽屋	22.00	6.00		300	400	400	1,000	
					(530)	(530)	(530)		
	第1研修室	34.00	6.00	200	600	800	800	2,000	
					(1,050)	(1,270)	(1,270)		
	第2研修室	34.00	6.00	200	600	800	800	2,000	
					(1,050)	(1,270)	(1,270)		
	防音サークル室	145.80	4.50	700	2,100	2,800	2,800	6,900	
					(1,050)	(1,270)	(1,270)		
	ふるさとホール	62.00	6.00	400	1,200	1,600	1,600	4,000	
					(1,050)	(1,270)	(1,270)		
	会議室	45.00	6.00	300	900	1,200	1,200	3,000	
				(3,190)	(4,260)	(4,260)			
創作活動室	72.00	6.00	400	1,200	1,600	1,600	4,000		
				(1,590)	(1,800)	(1,800)			
調理実習室	99.00	6.00	600	1,800	2,400	2,400	5,900		
				(2,120)	(2,340)	(2,340)			
和室1（茶室有）	39.66	6.00	200	600	800	800	2,000		
				(1,050)	(1,270)	(1,270)			
和室2	39.66	6.00	200	600	800	800	2,000		
				(1,050)	(1,270)	(1,270)			
和室3	39.66	6.00	200	600	800	800	2,000		
				(1,050)	(1,270)	(1,270)			
ギャラリー・ホワイエ・クローク	150.00	6.00	900	2,700	3,600	3,600	8,900		
				(1,590)	(1,800)	(1,800)			
シャワー（1室につき）	2.34	6.00		300	400	400	1,000		
				(530)	(530)	(530)			

（上段：新使用料、下段括弧：現行使用料）

## 湯沢市雄勝文化会館条例の一部を改正する条例

令和5年 月 日

条例第 号

湯沢市雄勝文化会館条例（平成17年湯沢市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに生涯学習活動」を「、生涯学習活動」に、「並びに」を「及び」に改める。

第14条を第20条とし、第13条を第19条とし、第12条を第18条とし、第11条を第17条とし、同条の前に次の4条を加える。

（指定管理者による管理）

第13条 文化会館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、文化会館の開館時間及び休館日を変更し、又は別に定めることができる。

3 第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条から第9条までの規定中「湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」及び「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前に第7条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）文化会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

- (2) 文化会館の使用の許可に関する業務
- (3) 文化会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化会館の運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務  
(利用料金)

第15条 第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、免除し、又は還付することができる。

(原状回復義務)

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった文化会館を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

第10条を第12条とし、第9条を第11条とする。

第8条第3項を次のように改める。

- 3 第1項の使用料は、使用の許可と同時に納入し、前項の使用料は、使用当日までに納入するものとする。ただし、市長は、特別の理由があると認める者については、後納させ、又は分納させることができる。

第8条に次の1項を加える。

- 4 第1項の使用料及び第2項の使用料（以下単に「使用料」という。）の徴収に当たっては、10円に満たない端数金額が生じたときは、当該端数金額を切り捨てた額を徴収するものとする。

第8条を第10条とする。

第7条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条の次に

次の2条を加える。

(開館時間)

第5条 文化会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 文化会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 毎週月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日の翌日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第10条関係）

区分		使用料				
		1時間当たり	午前	午後	夜間	全日
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
メインホール	土曜日、日曜日及び祝日		9,000円	12,000円	12,000円	29,700円
	上記以外		7,500円	10,000円	10,000円	24,000円
視聴覚ホール		600円	1,800円	2,400円	2,400円	5,900円
第1楽屋			300円	400円	400円	1,000円
第2楽屋			300円	400円	400円	1,000円
第1研修室		200円	600円	800円	800円	2,000円
第2研修室		200円	600円	800円	800円	2,000円
防音サークル室		700円	2,100円	2,800円	2,800円	6,900円
ふるさとホール		400円	1,200円	1,600円	1,600円	4,000円
会議室		300円	900円	1,200円	1,200円	3,000円
創作活動室		400円	1,200円	1,600円	1,600円	4,000円
調理実習室		600円	1,800円	2,400円	2,400円	5,900円
和室1（茶室有）		200円	600円	800円	800円	2,000円
和室2		200円	600円	800円	800円	2,000円
和室3		200円	600円	800円	800円	2,000円
ギャラリー・ホワイエ・クローク		900円	2,700円	3,600円	3,600円	8,900円
シャワー			300円	400円	400円	1,000円

## 備考

- 1 使用者が入場料その他これに類するもの（参加費、負担金等。以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料は、使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、入場料等の金額が1,000円以下の場合は、加算しない。

- (1) 入場料等の金額が、1人当たり1,001円以上3,000円以下の場合 100分の50
  - (2) 入場料等の金額が、1人当たり3,001円以上5,000円以下の場合 100分の100
  - (3) 入場料等の金額が、1人当たり5,001円以上の場合 100分の150
- 2 前項において、入場料等の金額が複数定められている場合は、その最も高い金額を基準とする。
  - 3 商品の宣伝、展示即売等営利を目的として使用する場合は、使用料に100分の100を乗じて得た額を加算した額とする。
  - 4 前項の場合、やむを得ない事情によりエントランスホール、コリドール及び館外施設を使用した場合の使用料は、それぞれ視聴覚ホールと同額とする。
  - 5 メインホールに限り、準備、リハーサル、練習等で舞台のみを使用する場合は、使用料に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、興行を目的とした営利公演の場合は、この規定を適用しない。
  - 6 午前と午後あるいは午後と夜間をとおしての使用は、各々の使用料の合計額とする。
  - 7 使用許可事項以外に商品等特殊物品について特に保管を要する場合は、使用日時に応じた使用料を徴収する。
  - 8 冷暖房を使用する場合は、使用料に100分の60を乗じて得た額を加算する。
  - 9 使用許可を受けた各々の時間区分を超過して使用した場合は、1時間につき超過した時間が属する区分に応じて使用料（設備使用料及び冷暖房料を含む。）の額の100分の30を超過使用料として徴収する。

## 別表第2（第10条関係）

## 設備等使用料

区分	名称	単位	使用料
メインホール	金屏風	一双	1,580円
舞台関係	演台（花台有）	一式	520円
	司会者用演台	1台	200円
	指揮者台	1台	200円
	譜面台（指揮者用）	1台	100円
	譜面台（演奏者用）	1台	50円
	譜面灯	1灯	20円
	チェロ演奏者用椅子	1脚	50円
	ピアノ（スタインウェイ）	1台	5,320円
	スクリーン	1基	520円
	平台	1枚	50円
	開き足	1脚	30円
	箱足	1個	30円
	緋毛氈	1枚	200円
	上敷	1枚	50円
	ジョーゼット幕	一式	1,040円
	大黒幕	一式	1,040円
	国旗・市旗	一式	100円
メインホール 照明関係	第1サスペンションライト	1列	520円
	第2サスペンションライト	1列	520円
	第3サスペンションライト	1列	520円
	第4サスペンションライト	1列	520円
	アッパーホリゾントライト	1列	520円
	ロアーホリゾントライト	1列	520円
	フロントサイドライト	1列	520円
	フットライト	1列	520円
	センターフォロースポットライト	1台	1,040円



	ディスクマシン	一式	520円
	ダブルマシン	一式	520円
	移動用効果器	1台	520円
	波マシン	1台	520円
	移動用スポットライト	1台	100円
メインホール 音響関係	拡声装置	一式	1,040円
	周辺機器ワゴン	一式	1,040円
	移動用増幅器ワゴン	一式	1,040円
	ステージスピーカー	1台	520円
	ワイヤレスマイク	1本	520円
	3点吊りマイク装置	一式	1,040円
	ダイナミックマイクロフォン	1本	300円
	DATデッキ	1台	520円
防音サークル 室	ピアノ(ヤマハ)	1台	
	拡声装置	一式	1,040円
	ダイナミックマイクロフォン	1本	300円
視聴覚ホール	拡声装置	一式	1,040円
	ダイナミックマイクロフォン	1本	300円
	オーバーヘッドプロジェクター	一式	520円
その他	移動用ビデオプロジェクター	一式	1,040円
	展示パネル	1枚	50円
	持込機器	1kW/h	100円

備考

- 1 使用料は、別表第1に定める午前、午後及び夜間の使用区分ごとに徴収する。
- 2 ピアノの調律は、別途とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条の次に次の2条を加える改正規定（第6条に係る部分に限る。）並びに別表第1及び別表第2の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日以降に納入するもの（施行日前に発行された納入通知書により納入するものを除く。）について適用し、施行日前に行った施設の使用等に係る使用料等並びに施行日以降に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日前に納入するもの及び施行日前に発行された納入通知書により納入するものについては、なお従前の例による。

湯沢市雄勝文化会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の教養の向上並びに生涯学習活動及び芸術文化活動を推進し、地域文化に対する意識の高揚並びに情報発信機能の振興に寄与することを目的として、湯沢市雄勝文化会館（以下「文化会館」という。）を設置する。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 略</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第6条 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の教養の向上、生涯学習活動及び芸術文化活動を推進し、地域文化に対する意識の高揚及び情報発信機能の振興に寄与することを目的として、湯沢市雄勝文化会館（以下「文化会館」という。）を設置する。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第5条 文化会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第6条 文化会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 毎週月曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日の翌日</p> <p>(3) 12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第7条 略</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第8条 略</p>

(使用許可の取消し)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文化会館の使用許可を取り消し、又は使用を制限することができる。

(1) 略

(2) 略

(使用料)

第8条 略

2 略

3 前2項の使用料は、使用許可と同時に徴収する。

(使用料の不還付)

第9条 略

(使用料の減免)

第10条 略

(使用許可の取消し)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文化会館の使用許可を取り消し、又は使用を制限することができる。

(1) 略

(2) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。

(3) 略

(使用料)

第10条 略

2 略

3 第1項の使用料は、使用の許可と同時に納入し、前項の使用料は、使用当日までに納入するものとする。ただし、市長は、特別の理由があると認める者については、後納させ、又は分納させることができる。

4 第1項の使用料及び第2項の使用料(以下単に「使用料」という。)の徴収に当たっては、10円に満たない端数金額が生じたときは、当該端数金額を切り捨てた額を徴収するものとする。

(使用料の不還付)

第11条 略

(使用料の減免)

第12条 略

(指定管理者による管理)

第13条 文化会館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、文化会館の開館時間及び休館日を変更し、又は別に定めることができる。

3 第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条から第9条までの規定中「湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」及び「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により文化会館の管

理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前に第7条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1） 文化会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

（2） 文化会館の使用の許可に関する業務

（3） 文化会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務

（4） 前3号に掲げるもののほか、文化会館の運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務（利用料金）

第15条 第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額を上限として、指定管

理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、免除し、又は還付することができる。

(原状回復義務)

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった文化会館を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(目的外の使用又は権利譲渡の禁止)

(目的外の使用又は権利譲渡の禁止)

第11条 略

(損害賠償義務)

第17条 略

(損害賠償義務)

第12条 略

(運営委員会)

第18条 略

(運営委員会)

第13条 略

(委任)

第19条 略

(委任)

第14条 略

第20条 略

## 議案第4号

令和5年第1回湯沢市議会定例会の議案に係る意見の申出について

湯沢市湯沢文化会館条例の一部改正に係る意見の申出について、議決を求める。

令和5年2月2日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

### 提案理由

「湯沢文化会館機能向上事業計画」に基づく指定管理者制度への移行に伴う湯沢市湯沢文化会館条例の改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことにより、その申出内容を協議、決定したため。



## 湯沢市湯沢文化会館条例の一部改正について

生涯学習課

### 1 改正理由

令和4年6月に策定した「湯沢文化会館機能向上事業計画」に基づき、湯沢市雄勝文化会館の指定管理者制度への移行に向けた手続きを令和5年4月から開始するため、所要の改正をするものです。

### 2 改正内容

指定管理者制度に対応した規定の追加及び文言の整理等を行うほか、施設の貸出しについて、利用者の利便性の向上を図るため、ホールを除く諸室について1時間単位の貸出し区分を取り入れます。また、計画に基づき一体的な管理運営を目指すため、湯沢文化会館、雄勝文化会館及び文化交流センターの開館時間・休館日及び使用料等について見直します。

なお、使用料については、湯沢駅前に整備を予定している湯沢市複合公共施設の使用料の算定方法と同様の考え方に基づき改正します。

改正の詳細は、条例案のとおりです。

### 3 施行期日

令和5年4月1日から施行します。ただし、休館日及び使用料に係る改正は、令和6年4月1日から施行します。

※市の形式による改正文及び新旧対照表は添付のとおりです。

# 湯沢市湯沢文化会館条例

平成18年 6 月23日

条例第41号

(設置)

第1条 市民の教養の向上、地域文化に対する意識の高揚及び情報発信機能の振興を図るため、湯沢市湯沢文化会館（以下「文化会館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 文化会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 湯沢市湯沢文化会館

位置 湯沢市字沖鶴103番地 1

(管理運営)

第3条 文化会館の管理運営は、湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

(職員)

第4条 文化会館に館長及びその他の職員を置くことができる。

(開館時間)

第5条 文化会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 文化会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 毎週月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日の翌日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

(使用の許可)

~~第5条~~第7条 文化会館を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 前項の許可には、管理上必要な事項を付することができる。

(使用の許可の基準)

~~第6条~~第8条 教育委員会は、前条第1項の規定による許可を受けようとする者が

次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

- (1) 文化会館における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 文化会館の施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、使用させることが文化会館の管理上支障があると認められるとき。

(許可の取消し等)

**第7条第9条** 教育委員会は、**第5条第1項第7条第1項**の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は管理上支障があると認めるときは、許可を取り消し、又は制限することができる。

- (1) 使用許可条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。

(使用料)

**第8条第10条** 使用者は、別表第1に定める基本使用料を納入しなければならない。

- 2 使用者は、附属設備、備品等を使用する場合は、別表第2に定める使用料を納入しなければならない。
- 3 第1項の基本使用料は、使用の許可と同時に納入し、前項の使用料は、使用当日までに納入するものとする。ただし、市長は、特別の理由があると認める者については、後納させ、又は分納させることができる。
- 4 第1項の基本使用料及び第2項の使用料（以下単に「使用料」という。）の徴収に当たっては、10円に満たない端数金額が生じたときは、当該端数金額を切り捨てた額を徴収するものとする。

(使用料の不還付)

**第9条第11条** 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、使用者の責によらない理由により使用することができないときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

**第10条第12条** 市長が必要と認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第13条 文化会館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、文化会館の開館時間及び休館日を変更し、又は別に定めることができる。

3 第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条から第9条までの規定中「湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」及び「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前に第7条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）文化会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- （2）文化会館の使用の許可に関する業務
- （3）文化会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- （4）前3号に掲げるもののほか、文化会館の運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務

（利用料金）

第15条 第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、免除し、又は還付することができる。

(原状回復義務)

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった文化会館を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(目的外の使用又は権利譲渡の禁止)

~~第11条~~第17条 使用者は、許可目的以外に使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその使用する権利を他に譲渡してはならない。

(損害賠償)

~~第12条~~第18条 故意又は過失により施設及び設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(運営委員会)

第13条第19条 文化会館の適切な運営を図るため、湯沢市文化会館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第14条第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成22年12月20日条例第43号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の湯沢市湯沢文化会館条例別表第1の規定は、平成23年4月1日以後に施設を使用する場合に適用し、同日前に施設を使用する場合の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年2月28日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日以降に納入するもの（ただし、施行日前に発行された納入通知書により納入するものを除く。）について適用し、施行日前に行った施設の使用等に係る使用料等並びに施行日以降に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日前に納入するもの及び施行日前に発行された納入通知書により納入するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月24日条例第3号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日以降に納入するもの（ただし、施行日前に発行された納入通知書により納入するものを除く。）について適用し、施行日前に行った施設の使用等に係る使用料等並びに施行日以降に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日前に納入するもの及び施行日前に発行された納入通知書により納入するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和5年●月●日条例第●号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条の次に次の2条を加える改正規定（第6条に係る部分に限る。）並びに別表第1及び別表第2の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日以降に納入するもの（施行日前に発行された納入通知書により納入するものを除く。）について適用し、施行日前に行った施設の使用等に係る使用料等並びに施行日以降に行う施設

の使用等に係る使用料等で施行日前に納入するもの及び施行日前に発行された納入通知書により納入するものについては、なお従前の例による。

別表第1（第8-10条関係）

区分		基本使用料				
		1時間当たり	午前	午後	夜間	全日
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大ホール	土曜日、日曜日及び祝日		<del>14,300円</del>	<del>19,800円</del>	<del>25,300円</del>	<del>53,420円</del>
	上記以外		<del>12,100円</del>	<del>16,500円</del>	<del>20,900円</del>	<del>44,520円</del>
			18,000円	24,000円	24,000円	59,400円
中ホール	土曜日、日曜日及び祝日		<del>5,500円</del>	<del>6,600円</del>	<del>7,700円</del>	<del>17,800円</del>
	上記以外		<del>4,400円</del>	<del>5,500円</del>	<del>6,600円</del>	<del>14,760円</del>
			4,800円	6,400円	6,400円	15,800円
大ホール第1楽屋			<del>970円</del>	<del>1,100円</del>	<del>1,200円</del>	<del>2,740円</del>
			600円	800円	800円	2,000円
" 第2楽屋			<del>650円</del>	<del>760円</del>	<del>870円</del>	<del>2,200円</del>
			300円	400円	400円	1,000円
" 第3楽屋			<del>540円</del>	<del>650円</del>	<del>760円</del>	<del>1,640円</del>
			300円	400円	400円	1,000円
" 第4楽屋			<del>540円</del>	<del>650円</del>	<del>760円</del>	<del>1,640円</del>
			300円	400円	400円	1,000円
中ホール第1楽屋			<del>430円</del>	<del>540円</del>	<del>650円</del>	<del>1,410円</del>
			300円	400円	400円	1,000円
" 第2楽屋			<del>430円</del>	<del>540円</del>	<del>650円</del>	<del>1,410円</del>
			300円	400円	400円	1,000円
リハーサル室		300円	<del>1,200円</del>	<del>1,410円</del>	<del>1,640円</del>	<del>3,510円</del>
			900円	1,200円	1,200円	3,000円
展示室		500円	<del>1,860円</del>	<del>2,200円</del>	<del>2,510円</del>	<del>5,500円</del>
			1,500円	2,000円	2,000円	5,000円



特別会議室	300円	<del>1,200円</del> 900円	<del>1,410円</del> 1,200円	<del>1,640円</del> 1,200円	<del>3,510円</del> 3,000円
練習室	200円	<del>970円</del> 600円	<del>1,310円</del> 800円	<del>1,530円</del> 800円	<del>3,070円</del> 2,000円
主催者事務室		310円	430円	540円	1,100円
第1会議室	300円	<del>1,410円</del> 900円	<del>1,860円</del> 1,200円	<del>2,200円</del> 1,200円	<del>4,400円</del> 3,000円
第2会議室	400円	<del>1,640円</del> 1,200円	<del>2,070円</del> 1,600円	<del>2,410円</del> 1,600円	<del>4,940円</del> 4,000円
第3会議室	100円	<del>1,310円</del> 300円	<del>1,530円</del> 400円	<del>1,750円</del> 400円	<del>3,730円</del> 1,000円
第4会議室	200円	<del>1,750円</del> 600円	<del>2,200円</del> 800円	<del>2,630円</del> 800円	<del>5,050円</del> 2,000円
シャワー室	100円	<del>650円</del> 300円	<del>650円</del> 400円	<del>650円</del> 400円	<del>1,950円</del> 1,000円

備考

- 1 使用者が入場料その他これに類するもの（~~会費、寄附金参加費~~、負担金等。以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料は、基本使用料に次に掲げる割合で算定したを乗じて得た額を加算した額とする。ただし、入場料等の金額が1,000円以下の場合、加算しない。
  - (1) 入場料等の金額が、1人当たり1,001円以上3,000円以下の場合 100分の50
  - (2) 入場料等の金額が、1人当たり3,001円以上5,000円以下の場合 100分の100
  - (3) 入場料等の金額が、1人当たり5,001円以上の場合 100分の150
- 2 ~~入場料等の金額が、2種類以上定められている場合は、その最高額前項において、入場料等の金額が複数定められている場合は、その最も高い金額を基準とする。~~
- 3 商品の宣伝、展示即売等営利を目的として使用する場合は、基本使用料に100分の100を乗じて得た額を加算した額とする。

- 4 前項の場合、やむを得ない事情により展示ホール及び、グランドホール及び大ホールのホワイエを使用した場合の基本使用料は、それぞれ展示室と同額とし、館外施設を使用した場合の基本使用料は、中ホールと同額とする。
- 5 大ホール及び中ホールに限り、準備、リハーサル、練習等で舞台のみを使用する場合は、基本使用料の100分の50を乗じて得た額とする。ただし、興行を目的とした営利公演の場合は、この規定を適用しない。
- 6 午前と午後あるいは午後と夜間をとおしての使用は、各々の基本使用料の合計額とする。
- 7 使用許可事項以外に商品等特殊物品について特に保管を要する場合は、使用日時に応じた基本使用料を徴収する。
- 8 冷暖房を使用する場合は、基本使用料に100分の60を乗じて得た額を加算した額とする。
- ~~9 興行を目的とした営利公演を行う場合、照明、音響、舞台設備等のオペレーター要員は、主催者側において調達することを原則とする。~~
- 10.9 使用許可を受けた各々の使用時間区分を超過して使用した場合は、1時間につき各々使用超過した時間が属する区分に応じて基本使用料（設備使用料及び冷暖房料を含む。）の額の100分の30を超過使用料として徴収する。

別表第2（第8-10条関係）

## 舞台設備

器具名	単位	単価
大ホール		
大迫り	1基	2,740円
中迫り	1基	2,200円
オーケストラピット	一式	3,300円
反射板（天反ライト含む。）	一式	5,500円
所作台	1枚	100円
化粧框	1個	100円
箱足	1個	30円
平台	1枚	50円
平台用ワゴン	1台	310円
開足	1個	30円
パイプ足	1組	100円
ヒナ段蹴込	一式	310円
蹴込	一式	100円
<del>衝立</del>	<del>一式</del>	<del>310円</del>
鳥屋囲い	一式	540円
ヒナ段用階段	1台	210円
<del>松羽目</del>	<del>一式</del>	<del>1,640円</del>
<del>竹羽目</del>	<del>一式</del>	<del>1,640円</del>
横看板	一式	650円
毛氈（大）	1枚	540円
毛氈（中）	1枚	210円
毛氈（小）	1枚	100円
長布団	1枚	100円
大太鼓	一式	760円
金屏風	1双	1,640円
人形立	1本	50円

木支木	1本	30円
金支木	1本	50円
指揮者台	一式	310円
指揮者用譜面台	1台	100円
楽団員用譜面台	1台	50円
コントラバス用椅子	1脚	50円
浅黄幕	一式	1,100円
紅白幕	一式	1,100円
紗幕	一式	1,100円
地がすり	1枚	540円
演台	一式	760円
司会者用演台	一式	540円
国旗県旗市旗	一式	210円
プログラムスタンド	1台	100円
中ホール		
反射板	一式	1,410円
指揮者台	一式	210円
司会者用演台	一式	540円
演台	一式	540円
地がすり	1枚	540円
横看板	一式	430円
国旗県旗市旗	一式	100円
共通		
ピアノ（ヤマハCF）	1台	3,300円
姿見	1台	540円
上敷き（大）	1枚	210円
上敷き（小）	1枚	50円

照明設備

器具名	単位	単価
大ホール		

フットライト	1 列	540円
花道フットライト	1 列	540円
アッパーホリゾン	1 列	1,200円
ロアホリゾン	1 列	590円
第 1 ボーダー	1 列	540円
第 2 ボーダー	1 列	540円
第 3 ボーダー	1 列	540円
第 1 サスペンション	1 列	1,200円
第 2 サスペンション	1 列	1,200円
第 3 サスペンション	1 列	1,200円
第 4 サスペンション	1 列	1,200円
シーリングスポット	1 列	1,800円
サイドフロント	一式	1,800円
トーマンタル	一式	970円
プロセニウム	1 列	1,200円
コンダクター	1 台	230円
星球	一式	210円
ピンスポ (クセノン)	1 台	2,410円
中ホール		
フットライト	1 列	310円
アッパーホリゾン	1 列	340円
ロアホリゾン	1 列	230円
ボーダーライト	1 列	310円
第 1 サスペンション	1 列	590円
第 2 サスペンション	1 列	590円
シーリングスポット	1 列	590円
サイドフロント	一式	590円
星球	一式	100円
ピンスポ (ハロゲン)	1 台	590円
移動機器		

エフェクトマシーン	1台	590円
ディスクマシーン	1台	310円
カレイドマシーン	1台	310円
スパイラルマシーン	1台	310円
スライドキャリア	一式	210円
波マシーン	1台	470円
ミラーボール（楕円）	1台	310円
ミラーボール（球・600mm）	1台	540円
ミラーボール（球・300mm）	1台	260円
スポット（1kW平凸）	1台	110円
スポット（1kWフレネル）	1台	110円
スポット（500W平凸）	1台	60円
スポット（500Wフレネル）	1台	60円
<del>フットスポット（500W）</del>	<del>1台</del>	<del>50円</del>
ストロボライト	1台	590円
<del>ベビースポット</del>	<del>1台</del>	<del>50円</del>
I T O	1台	310円
ソースフォー	1台	310円
パーライト	1台	310円
スモークマシーン	1台	1,100円
ミニブルートライト	1台	540円
カラースクローラー	1台	540円

音響設備

器具名	単位	単価
大ホール		
拡声装置一式（マイク1本含む。）	一式	3,610円
<del>レコードプレーヤー</del>	<del>1台</del>	<del>540円</del>
3点吊りマイク装置	一式	1,800円
ペアマイクロフォン	一式	1,690円
エレベーターマイク装置	一式	540円

マイク（スタンド付）	1本	310円
<del>ソロスピーカ</del>	<del>1台</del>	<del>470円</del>
<del>残響附加装置</del>	<del>1台</del>	<del>1,200円</del>
中ホール		
拡声装置一式（マイク1本含む。）	一式	2,410円
<del>レコードプレーヤー</del>	<del>1台</del>	<del>310円</del>
<del>ワンポイントステレオマイク</del>	<del>1本</del>	1,100円
ペアマイクロフォン	一式	
マイク（スタンド付）	1本	310円
共通		
カセットテープレコーダー	1台	340円
MDプレーヤー	1台	540円
<del>DATプレーヤー</del>	<del>1台</del>	<del>540円</del>
CDプレーヤー	1台	540円
はね返りスピーカ	1台	590円
ステージスピーカ	1台	590円
ワイヤレスマイク（電池含む。）	1本	720円
ワイヤレスマイク（スイッチ付・電池含む。）	1本	400円
<del>ディレイ</del>	<del>1台</del>	<del>310円</del>
<del>リバーブ</del>	<del>1台</del>	<del>310円</del>
可搬型ミキサー	1台	1,200円
コンデンサーマイクロフォン	1本	540円

その他の設備

器具・設備名	単位	単価
<del>16ミリ映写機・スクリーン（大）</del>	<del>1台</del>	<del>2,200円</del>
スクリーン（大ホール）	一式	1,100円
<del>16ミリ映写機・スクリーン（中）</del>	<del>1台</del>	<del>1,640円</del>
スクリーン（中ホール）	一式	760円
<del>スライド映写機</del>	<del>1台</del>	<del>1,100円</del>

展示室パネル	一式	1,100円
展示室スポットライト (150W)	1台	30円
持込機器	1kW	100円
会議室用拡声装置(有線マイク1本含む。)	一式	1,100円

備考

- 1 使用料は、別表第1に定める午前、午後及び夜間の使用区分ごとに徴収する。
- 2 ピアノの調律は、別途とする。
- 3 オーケストラピットの設営及び復帰に係る費用は、別途とする。



湯沢文化会館等基本使用料比較資料

区分		面積	管理 原価	基本使用料				
				1時間当たり	午前	午後	夜間	全日
					9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～22:00
大ホール	土曜日、日曜日及び祝日	1448.80	5.00		<b>21,600</b>	<b>28,800</b>	<b>28,800</b>	<b>71,300</b>
	上記以外				(14,300)	(19,800)	(25,300)	(53,420)
中ホール	土曜日、日曜日及び祝日	381.00	5.00		<b>18,000</b>	<b>24,000</b>	<b>24,000</b>	<b>59,400</b>
	上記以外				(12,100)	(16,500)	(20,900)	(44,520)
大ホール第1楽屋	土曜日、日曜日及び祝日	35.30	5.00		<b>5,700</b>	<b>7,600</b>	<b>7,600</b>	<b>18,800</b>
	上記以外				(5,500)	(6,600)	(7,700)	(17,800)
" 第2楽屋	土曜日、日曜日及び祝日	9.80	5.00		<b>4,800</b>	<b>6,400</b>	<b>6,400</b>	<b>15,800</b>
	上記以外				(4,400)	(5,500)	(6,600)	(14,760)
" 第3楽屋	土曜日、日曜日及び祝日	19.00	5.00		<b>600</b>	<b>800</b>	<b>800</b>	<b>2,000</b>
	上記以外				(970)	(1,100)	(1,200)	(2,740)
" 第4楽屋	土曜日、日曜日及び祝日	19.00	5.00		<b>300</b>	<b>400</b>	<b>400</b>	<b>1,000</b>
	上記以外				(650)	(760)	(870)	(2,200)
中ホール第1楽屋	土曜日、日曜日及び祝日	15.60	5.00		<b>300</b>	<b>400</b>	<b>400</b>	<b>1,000</b>
	上記以外				(540)	(650)	(760)	(1,640)
" 第2楽屋	土曜日、日曜日及び祝日	15.60	5.00		<b>300</b>	<b>400</b>	<b>400</b>	<b>1,000</b>
	上記以外				(540)	(650)	(760)	(1,640)
リハーサル室	土曜日、日曜日及び祝日	63.00	5.00	<b>300</b>	<b>900</b>	<b>1,200</b>	<b>1,200</b>	<b>3,000</b>
	上記以外				(1,200)	(1,410)	(1,640)	(3,510)
展示室	土曜日、日曜日及び祝日	98.90	5.00	<b>500</b>	<b>1,500</b>	<b>2,000</b>	<b>2,000</b>	<b>5,000</b>
	上記以外				(1,860)	(2,200)	(2,510)	(5,500)
特別会議室	土曜日、日曜日及び祝日	61.90	5.00	<b>300</b>	<b>900</b>	<b>1,200</b>	<b>1,200</b>	<b>3,000</b>
	上記以外				(1,200)	(1,410)	(1,640)	(3,510)
練習室	土曜日、日曜日及び祝日	39.20	5.00	<b>200</b>	<b>600</b>	<b>800</b>	<b>800</b>	<b>2,000</b>
	上記以外				(970)	(1,310)	(1,530)	(3,070)
第1会議室	土曜日、日曜日及び祝日	67.20	5.00	<b>300</b>	<b>900</b>	<b>1,200</b>	<b>1,200</b>	<b>3,000</b>
	上記以外				(1,410)	(1,860)	(2,200)	(4,400)
第2会議室	土曜日、日曜日及び祝日	78.60	5.00	<b>400</b>	<b>1,200</b>	<b>1,600</b>	<b>1,600</b>	<b>4,000</b>
	上記以外				(1,640)	(2,070)	(2,410)	(4,940)
第3会議室	土曜日、日曜日及び祝日	28.50	5.00	<b>100</b>	<b>300</b>	<b>400</b>	<b>400</b>	<b>1,000</b>
	上記以外				(1,310)	(1,530)	(1,750)	(3,730)
第4会議室	土曜日、日曜日及び祝日	44.50	5.00	<b>200</b>	<b>600</b>	<b>800</b>	<b>800</b>	<b>2,000</b>
	上記以外				(1,750)	(2,200)	(2,630)	(5,050)
シャワー室(1室につき)	土曜日、日曜日及び祝日	3.72	5.00	<b>300</b>	<b>900</b>	<b>1,200</b>	<b>1,200</b>	<b>3,000</b>
	上記以外				(650)	(870)	(1,190)	(3,510)

(上段：新使用料、下段括弧：現行使用料)

## 湯沢市湯沢文化会館条例の一部を改正する条例

令和5年 月 日

条例第 号

湯沢市湯沢文化会館条例（平成18年湯沢市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第14条を第20条とし、第13条を第19条とし、第12条を第18条とし、第11条を第17条とし、同条の前に次の4条を加える。

（指定管理者による管理）

第13条 文化会館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、文化会館の開館時間及び休館日を変更し、又は別に定めることができる。

3 第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条から第9条までの規定中「湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」及び「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前に第7条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）文化会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- （2）文化会館の使用の許可に関する業務
- （3）文化会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、文化会館の運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務

(利用料金)

第15条 第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、免除し、又は還付することができる。

(原状回復義務)

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった文化会館を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

第10条を第12条とし、第9条を第11条とする。

第8条第3項中「に納入する」を「までに納入するものとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長は、特別の理由があると認める者については、後納させ、又は分納させることができる。

第8条を第10条とする。

第7条中「第5条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

(開館時間)

第5条 文化会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 文化会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 毎週月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日の  
翌日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで  
別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第10条関係）

区分		基本使用料				
		1時間当たり	午前	午後	夜間	全日
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大ホール	土曜日、日曜日及び祝日		21,600円	28,800円	28,800円	71,300円
	上記以外		18,000円	24,000円	24,000円	59,400円
中ホール	土曜日、日曜日及び祝日		5,700円	7,600円	7,600円	18,800円
	上記以外		4,800円	6,400円	6,400円	15,800円
大ホール第1楽屋			600円	800円	800円	2,000円
〃 第2楽屋			300円	400円	400円	1,000円
〃 第3楽屋			300円	400円	400円	1,000円
〃 第4楽屋			300円	400円	400円	1,000円
中ホール第1楽屋			300円	400円	400円	1,000円
〃 第2楽屋			300円	400円	400円	1,000円
リハーサル室		300円	900円	1,200円	1,200円	3,000円
展示室		500円	1,500円	2,000円	2,000円	5,000円
特別会議室		300円	900円	1,200円	1,200円	3,000円
練習室		200円	600円	800円	800円	2,000円
第1会議室		300円	900円	1,200円	1,200円	3,000円
第2会議室		400円	1,200円	1,600円	1,600円	4,000円
第3会議室		100円	300円	400円	400円	1,000円
第4会議室		200円	600円	800円	800円	2,000円
シャワー室		100円	300円	400円	400円	1,000円

## 備考

- 1 使用者が入場料その他これに類するもの（参加費、負担金等。以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料は、基本使用料に次に掲げる割合

を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、入場料等の金額が1,000円以下の場合、加算しない。

(1) 入場料等の金額が、1人当たり1,001円以上3,000円以下の場合 100分の50

(2) 入場料等の金額が、1人当たり3,001円以上5,000円以下の場合 100分の100

(3) 入場料等の金額が、1人当たり5,001円以上の場合 100分の150

2 前項において、入場料等の金額が複数定められている場合は、その最も高い金額を基準とする。

3 商品の宣伝、展示即売等営利を目的として使用する場合は、基本使用料に100分の100を乗じて得た額を加算した額とする。

4 前項の場合、やむを得ない事情により展示ホール、グランドホール及び大ホールのホワイエを使用した場合の基本使用料は、それぞれ展示室と同額とし、館外施設を使用した場合の基本使用料は、中ホールと同額とする。

5 大ホール及び中ホールに限り、準備、リハーサル、練習等で舞台のみを使用する場合は、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、興行を目的とした営利公演の場合は、この規定を適用しない。

6 午前と午後あるいは午後と夜間をとおしての使用は、各々の基本使用料の合計額とする。

7 使用許可事項以外に商品等特殊物品について特に保管を要する場合は、使用日時に応じた基本使用料を徴収する。

8 冷暖房を使用する場合は、基本使用料に100分の60を乗じて得た額を加算する。

9 使用許可を受けた各々の時間区分を超過して使用した場合は、1時間につき超過した時間が属する区分に応じて基本使用料（設備使用料及び冷暖房料を含む。）の額の100分の30を超過使用料として徴収する。

別表第2（第10条関係）

## 舞台設備

器具名	単位	単価
大ホール		
大迫り	1基	2,740円
中迫り	1基	2,200円
オーケストラピット	一式	3,300円
反射板（天反ライト含む。）	一式	5,500円
所作台	1枚	100円
化粧框	1個	100円
箱足	1個	30円
平台	1枚	50円
平台用ワゴン	1台	310円
開足	1個	30円
パイプ足	1組	100円
ヒナ段蹴込	一式	310円
蹴込	一式	100円
鳥屋囲い	一式	540円
ヒナ段用階段	1台	210円
横看板	一式	650円
毛氈（大）	1枚	540円
毛氈（中）	1枚	210円
毛氈（小）	1枚	100円
長布団	1枚	100円
大太鼓	一式	760円
金屏風	1双	1,640円
人形立	1本	50円
木支木	1本	30円
金支木	1本	50円
指揮者台	一式	310円

指揮者用譜面台	1台	100円
楽団員用譜面台	1台	50円
コントラバス用椅子	1脚	50円
演台	一式	760円
司会者用演台	一式	540円
国旗県旗市旗	一式	210円
プログラムスタンド	1台	100円
中ホール		
反射板	一式	1,410円
指揮者台	一式	210円
司会者用演台	一式	540円
演台	一式	540円
横看板	一式	430円
国旗県旗市旗	一式	100円
共通		
ピアノ（ヤマハCF）	1台	3,300円
姿見	1台	540円
上敷き（大）	1枚	210円
上敷き（小）	1枚	50円

照明設備

器具名	単位	単価
大ホール		
フットライト	1列	540円
花道フットライト	1列	540円
アッパーホリゾン	1列	1,200円
ロアホリゾン	1列	590円
第1ボーダー	1列	540円
第2ボーダー	1列	540円
第3ボーダー	1列	540円
第1サスペンション	1列	1,200円



第2サスペンション	1列	1,200円
第3サスペンション	1列	1,200円
第4サスペンション	1列	1,200円
シーリングスポット	1列	1,800円
サイドフロント	一式	1,800円
トーマンタル	一式	970円
プロセニアム	1列	1,200円
コンダクター	1台	230円
星球	一式	210円
ピンスポ (クセノン)	1台	2,410円
中ホール		
フットライト	1列	310円
アッパーホリゾン	1列	340円
ロアホリゾン	1列	230円
ボーダーライト	1列	310円
第1サスペンション	1列	590円
第2サスペンション	1列	590円
シーリングスポット	1列	590円
サイドフロント	一式	590円
星球	一式	100円
ピンスポ (ハロゲン)	1台	590円
移動機器		
エフェクトマシーン	1台	590円
ディスクマシーン	1台	310円
カレイドマシーン	1台	310円
スパイラルマシーン	1台	310円
スライドキャリア	一式	210円
波マシーン	1台	470円
ミラーボール (楕円)	1台	310円
ミラーボール (球・600mm)	1台	540円

ミラーボール（球・300mm）	1台	260円
スポット（1kW平凸）	1台	110円
スポット（1kWフレネル）	1台	110円
スポット（500W平凸）	1台	60円
スポット（500Wフレネル）	1台	60円
ストロボライト	1台	590円
I T O	1台	310円
ソースフォー	1台	310円
パーライト	1台	310円
スモークマシン	1台	1,100円
ミニブルートライト	1台	540円
カラースクローラー	1台	540円

#### 音響設備

器具名	単位	単価
大ホール		
拡声装置一式（マイク1本含む。）	一式	3,610円
3点吊りマイク装置	一式	1,800円
ペアマイクロフォン	一式	1,690円
エレベーターマイク装置	一式	540円
マイク（スタンド付）	1本	310円
中ホール		
拡声装置一式（マイク1本含む。）	一式	2,410円
ペアマイクロフォン	一式	1,100円
マイク（スタンド付）	1本	310円
共通		
カセットテープレコーダー	1台	340円
MDプレーヤー	1台	540円
CDプレーヤー	1台	540円
はね返りスピーカー	1台	590円
ステージスピーカー	1台	590円

ワイヤレスマイク（電池含む。）	1本	720円
ワイヤレスマイク（スイッチ付・電池含む。）	1本	400円
可搬型ミキサー	1台	1,200円
コンデンサーマイクロフォン	1本	540円

その他の設備

器具・設備名	単位	単価
スクリーン（大ホール）	一式	1,100円
スクリーン（中ホール）	一式	760円
展示室パネル	一式	1,100円
展示室スポットライト（150W）	1台	30円
持込機器	1kW	100円
会議室用拡声装置（有線マイク1本含む。）	一式	1,100円

備考

- 1 使用料は、別表第1に定める午前、午後及び夜間の使用区分ごとに徴収する。
- 2 ピアノの調律は、別途とする。
- 3 オーケストラピットの設営及び復帰に係る費用は、別途とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条の次に次の2条を加える改正規定（第6条に係る部分に限る。）並びに別表第1及び別表第2の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日以降に納入するもの（施行日前に発行された納入通知書により納入するものを除く。）について適用し、施行日前に行った施設の使用等に係る使用料等並びに施行日以降に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日前に納入するもの及び施行日前に発行された納入通知書により納入するものについては、なお従前の例による。

湯沢市湯沢文化会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(使用の許可)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>(使用の許可の基準)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p><u>第7条</u> 教育委員会は、<u>第5条第1項</u>の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は管理上支障があると認めるときは、許可を取り消し、又は制限することができる。</p>	<p><u>(開館時間)</u></p> <p><u>第5条</u> 文化会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、<u>教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p><u>(休館日)</u></p> <p><u>第6条</u> 文化会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、<u>教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</u></p> <p>(1) <u>毎週月曜日</u></p> <p>(2) <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日の翌日</u></p> <p>(3) <u>12月29日から翌年1月3日まで</u></p> <p>(使用の許可)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(使用の許可の基準)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p><u>第9条</u> 教育委員会は、<u>第7条第1項</u>の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は管理上支障があると認めるときは、許可を取り消し、又は制限することができる。</p>

(1)及び(2) 略

(使用料)

第8条 略

2 略

3 第1項の基本使用料は、使用の許可と同時に納入し、前項の使用料は、使用当日に納入する\_\_\_\_\_。

4 略

(使用料の不還付)

第9条 略

(使用料の減免)

第10条 略

(1)及び(2) 略

(使用料)

第10条 略

2 略

3 第1項の基本使用料は、使用の許可と同時に納入し、前項の使用料は、使用当日までに納入するものとする。ただし、市長は、特別の理由があると認める者については、後納させ、又は分納させることができる。

4 略

(使用料の不還付)

第11条 略

(使用料の減免)

第12条 略

(指定管理者による管理)

第13条 文化会館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、文化会館の開館時間及び休館

日を変更し、又は別に定めることができる。

3 第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条から第9条までの規定中「湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」及び「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前に第7条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1） 文化会館の施設及び設備の維持

管理に関する業務

(2) 文化会館の使用の許可に関する業務

(3) 文化会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、文化会館の運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務（利用料金）

第15条 第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、免除し、又は還付することができる。

（原状回復義務）

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたと



きは、その管理しなくなった文化会館を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(目的外の使用又は権利譲渡の禁止)

(目的外の使用又は権利譲渡の禁止)

第11条 略

(損害賠償)

第17条 略

(損害賠償)

第12条 略

(運営委員会)

第18条 略

(運営委員会)

第13条 略

(委任)

第19条 略

(委任)

第14条 略

第20条 略

## 議案第5号

令和5年第1回湯沢市議会定例会の議案に係る意見の申出について

湯沢市文化交流センター条例の一部改正に係る意見の申出について、議決を求める。

令和5年2月2日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

### 提案理由

「湯沢文化会館機能向上事業計画」に基づく指定管理者制度への移行に伴う湯沢市文化交流センター条例の改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことにより、その申出内容を協議、決定したため。

## 湯沢市文化交流センター条例の一部改正について

生涯学習課

### 1 改正理由

令和4年6月に策定した「湯沢文化会館機能向上事業計画」に基づき、湯沢市雄勝文化会館の指定管理者制度への移行に向けた手続きを令和5年4月から開始するため、所要の改正をするものです。

### 2 改正内容

指定管理者制度に対応した規定の追加及び文言の整理等を行うほか、施設の貸出しについて、利用者の利便性の向上を図るため、1時間単位の貸出し区分を取り入れます。また、計画に基づき一体的な管理運営を目指すため、湯沢文化会館、雄勝文化会館及び文化交流センターの開館時間・休館日及び使用料等について見直します。

なお、使用料については、湯沢駅前に整備を予定している湯沢市複合公共施設の使用料の算定方法と同様の考え方に基づき改正します。

改正の詳細は、条例案のとおりです。

### 3 施行期日

令和5年4月1日から施行します。ただし、開館時間、休館日及び使用料に係る改正は、令和6年4月1日から施行します。

※市の形式による改正文及び新旧対照表は添付のとおりです。

湯沢市文化交流センター条例

令和元年12月19日

条例第17号

(設置)

第1条 市民の教養の向上及び文化の振興、各種団体の学習、研修等の活動を通じた生涯学習及び相互の交流促進に寄与することを目的として、湯沢市文化交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。

名称	位置
文化交流センター	湯沢市字沖鶴69番地5
南部文化交流センター	湯沢市千石町二丁目4番8号

(管理運営)

第3条 センターの管理及び運営は、湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

(職員)

第4条 センターに所長及びその他の職員を置くことができる。

(使用開館時間)

第5条 センターの~~使用開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする~~次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、~~使用時間~~これを変更することができる。

名称	開館時間
文化交流センター	午前9時から午後10時まで
南部文化交流センター	午前8時30分から午後10時まで

(休館日)

第6条 センターの休館日は、~~12月29日から翌年の1月3日までとする~~。次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、これを~~変更し、又は別に休館日を定めることができる。~~

名称	休館日
文化交流センター	(1) 毎週月曜日

	(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号) 第3条に規定する休日の翌日 (3) 12月29日から翌年1月3日まで
南部文化交流センター	12月29日から翌年の1月3日まで

(使用の許可)

第7条 センターを使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 前項の許可には、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の許可の制限)

第8条 教育委員会は、前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しない。

- (1) 公益を害し、又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が使用させることを不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、センターの使用を許可した後、前条各号の事由が生じたときは使用の許可を取消し、又は使用を中止させることができる。この場合において、使用者に損害が生じても教育委員会はその責を負わない。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を得ないで使用目的を変更したとき、市又はセンターにおいて直接使用の必要が生じたときは、教育委員会は使用の許可を取消することができる。

(使用料)

第10条 使用者から、別表に定める使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、使用許可と同時に徴収するものとする。ただし、市長は、特別の理由があると認める者については、後納させ、又は分納させることができる。

(使用料の不還付)

第11条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責によらない理由により使用することができないときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第12条 市長が必要と認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第13条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、センターの開館時間及び休館日を変更し、又は別に定めることができる。

3 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条から第9条までの規定中「湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」及び「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前に第7条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) センターの使用の許可に関する業務
- (3) センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務

(利用料金)

第15条 第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、第13条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、免除し、又は還付することができる。

(原状回復義務)

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったセンターを速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(目的外の使用又は権利譲渡の禁止)

~~第13条~~第17条 使用者は、許可目的以外に使用し、その一部若しくは全部を転貸し、又はその使用する権利を他に譲渡してはならない。

(損害賠償義務)

第14条第18条 使用者は、施設若しくはその附属設備を毀損し、又は滅失させたときは、市長の指定する方法で弁償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

~~第15条~~第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、湯沢雄勝広域市町村圏組合広域交流センター条例（昭和61年湯沢雄勝広域市町村圏組合条例第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和 4 年 3 月 23 日 条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（湯沢市コミュニティセンター条例の廃止）

- 2 湯沢市コミュニティセンター条例（平成17年湯沢市条例第83号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の日の前日までに、湯沢市コミュニティセンター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和 5 年 ● 月 ● 日 条例第 ● 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条及び第 6 条の改正規定並びに別表の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日以降に納入するもの（施行日前に発行された納入通知書により納入するものを除く。）について適用し、施行日前に行った施設の使用等に係る使用料等並びに施行日以降に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日前に納入するもの及び施行日前に発行された納入通知書により納入するものについては、なお従前の例による。



別表（第10条関係）

~~1 文化交流センター普通使用料~~

<del>区分</del>	<del>開館から正午まで</del>	<del>正午から午後5時まで</del>	<del>午後5時から閉館まで</del>	<del>冷暖房料 (1時間につき)</del>	<del>燃料代(ガス 1時間につき)</del>
第1研修室	750円	750円	860円	530円	100円
第2研修室	750円	750円	860円	530円	
多目的ホール	1,610円	1,610円	2,160円	860円	
展示交流ホール	1,610円	1,610円	2,160円	860円	
調理室	530円	530円	650円	100円	

1 文化交流センター使用料

区分 室名	1時間当たり	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
第1研修室	400円	1,200円	1,600円	1,600円	4,000円
第2研修室	300円	900円	1,200円	1,200円	3,000円
多目的ホール	1,000円	3,000円	4,000円	4,000円	9,900円
展示交流ホール	700円	2,100円	2,800円	2,800円	6,900円
調理室	100円	300円	400円	400円	1,000円

備考

- 1 使用者が入場料その他これに類するもの（参加費、負担金等。以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料は、使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、入場料等の金額が1,000円以下の場合は、加算しない。

(1) 入場料等の金額が、1人当たり1,001円以上3,000円以下の場合 100

分の50

(2) 入場料等の金額が、1人当たり3,001円以上5,000円以下の場合 100分の100

(3) 入場料等の金額が、1人当たり5,001円以上の場合 100分の150

2 前項において、入場料等の金額が複数定められている場合は、その最も高い金額を基準とする。

3 商品の宣伝、展示即売等営利を目的として使用する場合は、使用料に100分の100を乗じて得た額を加算した額とする。

4 前項の場合、やむを得ない事情によりエントランスホール及び館外施設を使用した場合の使用料は、それぞれ展示交流ホールと同額とする。

5 多目的ホールに限り、準備、リハーサル、練習等でステージのみを使用する場合は、使用料の100分の50を乗じて得た額とする。ただし、興行を目的とした営利公演の場合は、この規定を適用しない。

6 午前と午後あるいは午後と夜間をとおしての使用は、各々の使用料の合計額とする。

7 使用許可事項以外に商品等特殊物品について特に保管を要する場合は、使用日時に応じた使用料を徴収する。

8 冷暖房を使用する場合は、使用料に100分の60を乗じて得た額を加算する。

9 使用許可を受けた各々の時間区分を超過して使用した場合は、1時間につき超過した時間が属する区分に応じて使用料（冷暖房料を含む。）の額の100分の30を超過使用料として徴収する。

## ~~2 文化交流センター特別使用料~~

~~入場料を徴収する場合又は営利を目的とする場合の使用料は、普通使用料の3倍（県外に住所又は主たる事務所を有する者は5倍）の金額を徴収する。~~

## 3.2 南部文化交流センター普通使用料

室名	区分	開館から正午ま	正午から午後5	午後5時から閉	冷暖房料（使用 時間区分ごと）
	で	で	時まで	館まで	
体育館		520円	520円	520円	250円
その他各室		300円	300円	300円	150円

## 4.3 南部文化交流センター特別使用料

興行、講習、物品の販売等営利を目的として使用する場合は、普通使用料のほ

かに特別使用料として使用時間区分ごとに2,610円を徴収する。

湯沢文化会館等基本使用料比較資料

区分		面積	管理 原価	基本使用料				
				1 時間当たり	午前	午後	夜間	全日
					9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～22:00
文化 交流 セン ター	第1 研修室	117.00	3.00	<b>400</b>	<b>1,200</b> (750)	<b>1,600</b> (750)	<b>1,600</b> (860)	<b>4,000</b>
	第2 研修室	115.00	3.00	<b>300</b>	<b>900</b> (750)	<b>1,200</b> (750)	<b>1,200</b> (860)	<b>3,000</b>
	多目的ホール	611.00	1.62	<b>1,000</b>	<b>3,000</b> (1,610)	<b>4,000</b> (1,610)	<b>4,000</b> (2,160)	<b>9,900</b>
	展示交流ホール	231.00	3.00	<b>700</b>	<b>2,100</b> (1,610)	<b>2,800</b> (1,610)	<b>2,800</b> (2,160)	<b>6,900</b>
	調理室	40.00	3.00	<b>100</b>	<b>300</b> (530)	<b>400</b> (530)	<b>400</b> (650)	<b>1,000</b>

(上段：新使用料、下段括弧：現行使用料)

湯沢市文化交流センター条例の一部を改正する条例

令和5年 月 日

条例第 号

湯沢市文化交流センター条例（令和元年湯沢市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「使用時間」を「開館時間」に改め、同条ただし書中「使用時間」を「これ」に改め、同条本文を次のように改める。

センターの開館時間は、次に掲げるとおりとする。

第5条に次の表を加える。

名称	開館時間
文化交流センター	午前9時から午後10時まで
南部文化交流センター	午前8時30分から午後10時まで

第6条の本文を次のように改める。

センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

第6条に次の表を加える。

名称	休館日
文化交流センター	(1) 毎週月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日の翌日 (3) 12月29日から翌年1月3日まで
南部文化交流センター	12月29日から翌年1月3日まで

第10条第2項中「徴収する」を「徴収するものとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長は、特別の理由があると認める者については、後納させ、又は分納させることができる。

第15条を第19条とし、第14条を第18条とし、第13条を第17条とし、第12条の次に次の4条を加える。

（指定管理者による管理）

第13条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定す

るもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、センターの開館時間及び休館日を変更し、又は別に定めることができる。
- 3 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条から第9条までの規定中「湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」及び「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 4 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 5 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前に第7条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) センターの使用の許可に関する業務
- (3) センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務

（利用料金）

第15条 第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、第13条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、免除し、又は還付することができる。

(原状回復義務)

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったセンターを速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

1 文化交流センター使用料

室名	区分	1時間当たり	午前	午後	夜間	全日
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
第1研修室		400円	1,200円	1,600円	1,600円	4,000円
第2研修室		300円	900円	1,200円	1,200円	3,000円
多目的ホール		1,000円	3,000円	4,000円	4,000円	9,900円
展示交流ホール		700円	2,100円	2,800円	2,800円	6,900円
調理室		100円	300円	400円	400円	1,000円

備考

- 1 使用者が入場料その他これに類するもの（参加費、負担金等。以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料は、使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、入場料等の金額が1,000円以下の場合、加算しない。
  - (1) 入場料等の金額が、1人当たり1,001円以上3,000円以下の場合 100分の50
  - (2) 入場料等の金額が、1人当たり3,001円以上5,000円以下の場合 100分の100
  - (3) 入場料等の金額が、1人当たり5,001円以上の場合 100分の150
- 2 前項において、入場料等の金額が複数定められている場合は、その最も高い金額を基準とする。
- 3 商品の宣伝、展示即売等営利を目的として使用する場合は、使用料に100分の100を乗じて得た額を加算した額とする。
- 4 前項の場合、やむを得ない事情によりエントランスホール及び館外施設を使用した場合の使用料は、それぞれ展示交流ホールと同額とする。
- 5 多目的ホールに限り、準備、リハーサル、練習等でステージのみを使用する場合は、使用料に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、興行を目的と



した営利公演の場合は、この規定を適用しない。

- 6 午前と午後あるいは午後と夜間をとおしての使用は、各々の使用料の合計額とする。
- 7 使用許可事項以外に商品等特殊物品について特に保管を要する場合は、使用日時に応じた使用料を徴収する。
- 8 冷暖房を使用する場合は、使用料に100分の60を乗じて得た額を加算する。
- 9 使用許可を受けた各々の時間区分を超過して使用した場合は、1時間につき超過した時間が属する区分に応じて使用料（冷暖房料を含む。）の額の100分の30を超過使用料として徴収する。

## 2 南部文化交流センター普通使用料

区分 室名	開館から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から閉館まで	冷暖房料（使用時間区分ごと）
体育館	520円	520円	520円	250円
その他各室	300円	300円	300円	150円

## 3 南部文化交流センター特別使用料

興行、講習、物品の販売等営利を目的として使用する場合は、普通使用料のほかに特別使用料として使用時間区分ごとに2,610円を徴収する。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第6条の改正規定並びに別表の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日以降に納入するもの（施行日前に発行された納入通知書により納入するものを除く。）について適用し、施行日前に行った施設の使用等に係る使用料等並びに施行日以降に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日前に納入するもの及び施行日前に発行された納入通知書により納入するものについては、なお従前の例による。

湯沢市文化交流センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案														
<p style="text-align: center;">(使用時間)</p> <p>第5条 センターの使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、<u>使用時間</u>を変更することができる。</p> <p style="text-align: center;">(休館日)</p> <p>第6条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">(開館時間)</p> <p>第5条 センターの開館時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、<u>これ</u>を変更することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">文化交流センター</td> <td style="text-align: center;">午前9時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">南部文化交流センター</td> <td style="text-align: center;">午前8時30分から午後10時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(休館日)</p> <p>第6条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">文化交流センター</td> <td style="text-align: center;">(1) 毎週月曜日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日の翌日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(3) 12月29日から翌年1月3日まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	開館時間	文化交流センター	午前9時から午後10時まで	南部文化交流センター	午前8時30分から午後10時まで	名称	休館日	文化交流センター	(1) 毎週月曜日		(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日の翌日		(3) 12月29日から翌年1月3日まで
名称	開館時間														
文化交流センター	午前9時から午後10時まで														
南部文化交流センター	午前8時30分から午後10時まで														
名称	休館日														
文化交流センター	(1) 毎週月曜日														
	(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日の翌日														
	(3) 12月29日から翌年1月3日まで														

南部文化交流セン ター	12月29日から翌年 1月3日まで
----------------	----------------------

(使用料)

第10条 略

2 前項の使用料は、使用許可と同時に徴収する\_\_\_\_\_。

(使用料)

第10条 略

2 前項の使用料は、使用許可と同時に徴収するものとする。ただし、市長は、特別の理由があると認める者については、後納させ、又は分納させることができる。

(指定管理者による管理)

第13条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、センターの開館時間及び休館日を変更し、又は別に定めることができる。

3 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条から第9条までの規定中「湯沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」及び「教育委員会」とあるの

は、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前に第7条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1） センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

（2） センターの使用の許可に関する業務

（3） センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務

（4） 前3号に掲げるもののほか、セ

センターの運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務（利用料金）

第15条 第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、第13条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、免除し、又は還付することができる。

（原状回復義務）

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったセンターを速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

（目的外の使用又は権利譲渡の禁止）

第13条 略

（損害賠償義務）

第14条 略

（目的外の使用又は権利譲渡の禁止）

第17条 略

（損害賠償義務）

第18条 略

(委任)

第15条 略

(委任)

第19条 略

## 議案第6号

令和5年第1回湯沢市議会定例会の議案に係る意見の申出について

湯沢市農村広場条例の廃止に係る意見の申出について、議決を求める。

令和5年2月2日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

### 提案理由

施設の廃止に伴う湯沢市農村広場条例の廃止について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことにより、その申出内容を協議、決定したため。



## 湯沢市農村広場条例の廃止について

湯沢生涯学習センター

### 1 提案理由

当該施設は、昭和61年に農林業従事者等地域住民の健康増進及び憩いの場として設置したもので、開設当初から住民運動会や野球大会などの会場として利用されてきました。

近年、地域を取り巻く環境やニーズの変化に伴い、当該施設の利用は皆無となっていることから、所期の目的を達成したものとして施設を廃止するものです。

### 2 提案内容

湯沢市農村広場条例を廃止する。

### 3 実施時期等（今後の予定）

施行日：令和5年4月1日

※市の形式による廃止文は添付のとおり

湯沢市農村広場条例を廃止する条例

令和5年 月 日

条例第 号

湯沢市農村広場条例（平成17年湯沢市条例第154号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案第7号

### 令和5年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について

令和4年度湯沢市一般会計補正予算のうち教育に係る部分の意見の申出について、議決を求める。

令和5年2月2日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

#### 提案理由

令和4年度湯沢市一般会計補正予算のうち教育に係る部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことにより、その申出内容を協議、決定したため。

### 3月定例会に提出する予算など

(単位：千円)

教育総務課			
No.	事業名	予算額	事業内容
1	(歳入) 使用料及び手数料	△ 49	・教育財産の使用許可による使用料の減額
2	(歳入) 国庫支出金	14,373	・中学校エアコン設置工事に係る学校施設環境改善交付金の増額
3	(歳入) 諸収入	246	・稲川地域閉校3校の不用物品公売による公売代金の増額 ・学校施設内の公衆電話使用料の減額
4	(歳入) 学校給食センター経費	△11,026	・学校給食費実績見込額の減額
5	教育委員会費	△ 295	・費用弁償等 不用額の減額
6	教育委員会事務局総務費	18,707	・教育施設除排雪業務委託料不足分の増額 ・委員等報酬等 不用額の減額
7	小学校施設管理費	△ 598	・電気料金不足分の増額 ・電話料金不足分の増額 ・燃料費(エアコン用ガス代)等 不用額の減額
8	小学校統合事業	△ 5,584	・稲川小学校スクールバス車庫建築工事費等 不用額の減額
9	中学校施設管理費	1,220	・電気料金不足分の増 ・電話料金不足分の増 ・施設設備保守点検業務委託料等 不用額の減額
10	中学校エアコン設備事業	△ 2,957	・エアコン設置工事費 不用額の減額
11	中学校長寿命化改修事業	△ 300	・雄勝中学校雄心館(武道場)屋根改修工事実施設計業務委託料 不用額の減額
12	山田小学校管理費	△ 203	・備品購入費(乗用草刈機)等 不用額の減額
13	雄勝小学校管理費	△ 228	・備品購入費(除雪機) 不用額の減額
14	雄勝中学校管理費	△ 164	・備品購入費(乗用草刈機) 不用額の減額
15	学校給食センター経費	△10,451	・賄材料費 不用額の減額 ・委員等報酬 不用額の減額 ・期末手当 不用額の減額 ・負担金 不用額の減額
16	(債務負担行為) 令和5年度奨学金システム保守業務委託	110 (限度額)	・システム利用開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
17	(債務負担行為) 令和5年度公共事業積算システム利用料	283 (限度額)	・システム利用開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため

教育総務課			
No.	事業名	予算額	事業内容
18	(債務負担行為) 令和5年度小学校校務員 代行業務委託	3,835 (限度額)	・業務開始日が、4月7日で、3月中に契約を締結する必要があるため
19	(債務負担行為) 令和5年度小学校警備保 障業務委託	2,300 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
20	(債務負担行為) 令和5年度小学校特定建 築物環境衛生管理業務委 託	776 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
21	(債務負担行為) 令和5年度小学校施設設 備保守点検業務委託	6,688 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
22	(債務負担行為) 令和5年度中学校校務員 代行業務委託	5,625 (限度額)	・業務開始日が、4月7日で、3月中に契約を締結する必要があるため
23	(債務負担行為) 令和5年度中学校警備保 障業務委託	1,284 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
24	(債務負担行為) 令和5年度中学校特定建 築物環境衛生管理業務委 託	372 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
25	(債務負担行為) 令和5年度中学校施設設 備保守点検業務委託	4,878 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
26	(債務負担行為) 湯沢東小学校・湯沢北中 学校校内電話設備リース	4,663 (限度額)	・電話設備を更新するにあたり、初期費用を抑えるため、また、業者の準備期間を確保するため ・債務負担行為期間：令和5年7月から令和11年6月まで（6年間） ・各年度限度額：令和5年度583千円、令和6～10年度777千円、令和11年度195千円、計4,663千円
27	(債務負担行為) 学校給食センター特定排 水分析業務	787 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
28	(債務負担行為) 学校給食センター電算シ ステム等保守業務	522 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
29	(債務負担行為) 学校給食センター施設設 備保守点検業務	9,452 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
30	(債務負担行為) 学校給食センター排水施 設処理保守点検業務	2,435 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため

教育総務課			
No.	事業名	予算額	事業内容
31	(債務負担行為) 学校給食センター小荷物 専用昇降機保守点検業務	238 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
32	(債務負担行為) 学校給食センター警備業 務	489 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
33	(債務負担行為) 学校給食センターごみ収 集運搬業務	231 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
34	(債務負担行為) 学校給食センター事務機 械使用料	344 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
学校教育課			
No.	事業名	予算額	事業内容
1	(歳入) 国庫支出金	△ 1,238	・就学奨励費補助金などの減額 ・部活動指導員配置促進事業補助金の増額
2	(歳入) 県支出金	△ 581	・ICTを活用した授業改善支援事業費補助金の減額 ・コミュニティスクール推進事業補助金、部活動指導員配置促進事業費、 統計調査費の増額
3	教育指導事業	△ 123	・不用額の減額 湯沢市公開研究会講師派遣に係る報酬及び旅費 学籍簿の表紙印刷に係る経費
4	心の教室相談員配置事業	△ 116	・不用額の減額 相談員の月ごとの出務日数により、費用弁償の支給対象にならない月が あったことの減額
5	教育支援委員会委員費	△ 50	・不用額の減額 欠席した委員分の委員報酬
6	学校教育学事費	△ 432	・不用額の減額 各小学校プール監視人補助謝礼 ・不用額の減額 学校緊急連絡用スマートフォンに係る通信費 学校緊急連絡用スマートフォン購入に係る備品購入費 就学时健診時における学校医のタクシー使用料
7	学校における労働安全衛 生管理体制整備事業	△ 144	・不用額の減額
8	学校情報システム関係経 費	△ 1,701	・不用額の減額 西小/南中用VPN接続利用料 持ち帰り学習用モバイルルーター通信料

学校教育課			
No.	事業名	予算額	事業内容
9	ICTを活用した授業改善支援事業	△ 598	・ 不用額の減額 ICTアドバイザー派遣に係る報酬及び旅費 持ち帰り学習用モバイルルーター通信費 電子黒板リース料
10	学校保健安全推進事業小学校費	△ 848	・ 不用額の減額
11	小学校教育助成費	△ 2,027	・ 不用額の減額 特別支援教育就学奨励費 要保護準要保護児童生徒就学援助費
12	特別支援教育推進事業小学校費	△ 371	・ 不用額の減額 かがやきサポーター期末手当
13	学校保健安全推進事業中学校費	△ 857	・ 不用額の減額 学校医報酬 学校健診業務委託料
14	通学支援事業中学校費	△ 1,500	・ 不用額の減額 バス定期券
15	中学校教育助成費	△ 2,785	・ 不用額の減額 特別支援教育就学奨励費 要保護準要保護児童生徒就学援助費
16	部活動指導員配置促進事業	△ 157	・ 不用額の減額 部活動指導員の費用弁償
17	湯沢東小学校教育振興費	△ 43	・ 不用額の減額 施設用器具購入費
18	湯沢西小学校教育振興費	△ 394	・ 不用額の減額 施設用器具購入費
19	山田小学校教育振興費	△ 125	・ 不用額の減額 施設用器具購入費
20	皆瀬小学校教育振興費	△ 41	・ 不用額の減額 施設用器具購入費
21	雄勝小学校教育振興費	△ 11	・ 不用額の減額 施設用器具購入費
22	湯沢北中学校教育振興費	△ 24	・ 不用額の減額 施設用器具購入費

学校教育課			
No.	事業名	予算額	事業内容
23	山田中学校教育振興費	△ 117	・ 不用額の減額 施設用器具購入費
24	稲川中学校教育振興費	△ 6	・ 不用額の減額 施設用器具購入費
25	雄勝中学校教育振興費	△ 350	・ 不用額の減額 施設用器具購入費
26	皆瀬中学校教育振興費	△ 148	・ 不用額の減額 施設用器具購入費
27	(債務負担行為) 令和5年度適応指導教室 「そよ風教室」複写機使用料	57 (限度額)	・ 業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
28	(債務負担行為) 令和5年度学校会計処理ソフトウェアライセンス使用料	238 (限度額)	・ システム利用開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
29	(債務負担行為) 令和5年度学務支援システム保守業務委託	462 (限度額)	・ 業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
30	(債務負担行為) 令和5年度就学時健診検診器具滅菌業務委託	49 (限度額)	・ 児童生徒健診については、日程調整の関係上、3月中に契約を締結する必要があるため
31	(債務負担行為) 令和5年度教育系ネットワーク接続端末運用支援・保守業務委託	14,129 (限度額)	・ 業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
32	(債務負担行為) 令和5年度学校用ウイルス対策ソフトウェアライセンス使用料	1,899 (限度額)	・ 業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
33	(債務負担行為) 令和5年度学校用webフィルタリングソフトウェアライセンス使用料	592 (限度額)	・ 業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
34	(債務負担行為) 令和5年度学校用資産管理ソフトウェア利用料	1,961 (限度額)	・ 業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
35	(債務負担行為) 令和5年度学校用メール配信システム利用料	160 (限度額)	・ システム利用開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
36	(債務負担行為) 令和5年度学習支援ソフトウェアライセンス使用料	2,222 (限度額)	・ 業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため



学校教育課			
No.	事業名	予算額	事業内容
37	(債務負担行為) 令和5年度授業でのパソコン活用に対するサポート業務	7,889 (限度額)	・学校の始業に合わせ、3月中に契約を締結する必要があるため
38	(債務負担行為) 令和5年度湯沢西小学校用デジタル教科書ソフトウェアライセンス使用料	852 (限度額)	・学校の始業に合わせ、3月中に契約を締結する必要があるため
39	(債務負担行為) 令和5年度湯沢西小学校用学習支援ソフトウェアライセンス使用料	1,369 (限度額)	・学校の始業に合わせ、3月中に契約を締結する必要があるため
40	(債務負担行為) 令和5年度湯沢西小学校用電子黒板リース	1,474 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
41	(債務負担行為) 令和5年度小学校学校健診等業務委託	3,030 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
42	(債務負担行為) 令和5年度小学校児童検診器具滅菌業務委託	184 (限度額)	・児童生徒健診については、日程調整の関係上、3月中に契約を締結する必要があるため
43	(債務負担行為) 令和5年度株式会社リコー社製複合複写機消耗品供給・保守業務委託	440 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
44	(債務負担行為) 令和5年度富士ゼロックス社製複合複写機消耗品供給・保守業務委託	181 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
45	(債務負担行為) 令和5年度中学校学校健診等業務委託	2,716 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
46	(債務負担行為) 令和5年度中学校生徒検診器具滅菌業務委託	122 (限度額)	・児童生徒健診については、日程調整の関係上、3月中に契約を締結する必要があるため
47	(債務負担行為) 令和5年度中学校生徒遠距離通学等支援業務	3,576 (限度額)	・4月1日からの乗車券を早期に発行するため
生涯学習課			
No.	事業名	予算額	事業内容
1	中学生日独交流事業	△ 1,305	コロナ禍による渡航の制限等のため、受入事業が令和5年度に延期となったことに伴う不用額の減額
2	社会教育総務費	△ 171	・社会教育委員報酬 不用額の減額 ・東北地区社会教育研究大会(委員・随員)旅費 不用額の減額 ・東北地区社会教育研究大会参加費負担金 不用額の減額

生涯学習課			
No.	事業名	予算額	事業内容
3	日本語学習支援事業	△ 130	・学習支援者への謝礼 不用額の減額 ・託児サービス業務委託料 不用額の減額
4	二十歳を祝う会開催事業	△ 12	・消耗品費 不用額の減額 ・恩師・来賓お茶代等 不用額の減額 ・クリーニング代 不用額の減額 ・動画配信及び制作 不用額の減額
5	放課後子ども教室推進事業	△ 556	・教育活動推進員及びコーディネーター謝金 不用額の減額 ・旅費 不用額の減額
6	地域学校協働本部事業	△ 61	・地域学校協働活動推進員旅費 不用額の減額
7	地域未来塾事業	△ 41	・学習支援員謝礼 不用額の減額 ・消耗品費 不用額の減額
8	家庭教育支援チーム推進事業	△ 8	・家庭教育支援指導者等研修 不用額の減額
9	芸術文化振興事業	△ 3	・湯沢市芸術文化協会芸術文化賞記念品代 不用額の減額
10	(歳入) 海洋センター使用料	△ 64	・施設営業終了に伴う使用料の減額
11	(歳入) 行政財産貸付収入	△ 330	・総合体育館自動販売機設置場所貸付料の減額
12	(歳入) 講座受講料	△ 108	・各種教室参加者確定による減額
13	(歳入) 大会参加者負担金	8	・8人制バレーボール大会参加料 @2,000円×4チーム
14	スポーツ推進委員費	△ 183	・東北スポーツ推進委員研修会中止 不用額の減額
15	スポーツ関係団体育成事業	△ 201	・スポーツ関係団体運営補助金 不用額の減額
16	スポーツ推進審議会費	△ 35	・不用額の減額

生涯学習課			
No.	事業名	予算額	事業内容
17	健康ドーム管理運営費	63	・電気料金不足分の増額
18	湯沢B&G海洋センター管理運営費	△ 331	・不用額の減額
19	総合体育館管理運営費	648	・電気料金不足分の増額
20	ヘルシーパーク管理運営費	△ 81	・不用額の減額
21	稲川スキー場管理運営費	501	・採用職員確定による通勤手当の増額 8,800円 ・電気料金不足分の増額 491,759円
22	稲川陸上競技場維持管理費	△ 62	・不用額の減額
23	体育施設改修等事業	△ 1,471	・不用額の減額
24	体育施設総合管理費	△ 228	・不用額の減額
25	(債務負担行為) 体育施設総合管理費	128,688 (限度額)	・総合体育館等スポーツ施設指定管理料 (債務負担行為 令和5年度～令和7年度)
26	(債務負担行為) 稲川スキー場管理運営費	650 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため 電気保安全管理業務委託料227,000円 浄化槽設備点検清掃業務委託料423,000円
27	(歳入) 勤労青少年ホーム使用料	△ 32	・湯沢勤労青少年ホーム使用実績見込みによる
28	(歳入) 南部文化交流センター使用料	△ 21	・南部文化交流センター使用実績見込みによる
29	(歳入) 弓道場使用料	△ 90	・弓道場使用実績見込みによる
30	(歳入) 複写機使用料 (湯沢生涯学習センター)	△ 5	・実績見込みによる

生涯学習課			
No.	事業名	予算額	事業内容
31	(歳入) 講座受講料 (湯沢生涯学習センター)	△ 52	・実績見込みによる
32	湯沢勤労青少年ホーム管理運営費	50	・燃料費(灯油)の増
33	南部文化交流センター管理運営費	13	・燃料費(灯油)の増
34	湯沢生涯学習センター管理運営費	△ 473	・燃料費(灯油)の増 ・清掃業務 不用額の減額
35	湯沢公民館事業	△ 40	・事業確定による講師謝礼の減 ・駐車場使用料 不用額の減額
36	武道館管理運営費	10	・燃料費(灯油)の増
37	体育センター管理運営費	20	・燃料費(灯油)の増
38	弓道場管理運営費	△ 419	・燃料費(灯油)の増 ・弓道場塗装工事 不用額の減額
39	(債務負担行為) 令和5年度湯沢市南部文化交流センター清掃業務委託	251 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
40	(債務負担行為) 令和5年度湯沢市南部文化交流センター警備業務委託	295 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
41	(債務負担行為) 令和5年度湯沢市南部文化交流センター受付案内業務委託	2,902 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
42	(債務負担行為) 令和5年度湯沢生涯学習センター施設設備保守点検業務委託	177 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
43	(債務負担行為) 令和5年度湯沢生涯学習センター清掃業務委託	2,517 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
44	(債務負担行為) 令和5年度湯沢生涯学習センター警備業務委託	159 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため

生涯学習課			
No.	事業名	予算額	事業内容
45	(債務負担行為) 令和5年度湯沢生涯学習センター受付案内業務委託	2,902 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
46	(債務負担行為) 令和5年度湯沢生涯学習センター事務機械使用料	138 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
47	(債務負担行為) 令和5年度湯沢市体育センター清掃業務委託	377 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
48	(債務負担行為) 令和5年度湯沢市体育センター警備業務委託	307 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
49	(債務負担行為) 令和5年度湯沢市体育センター受付案内業務委託	2,902 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
50	(歳入) 農村環境改善センター使用料	△ 115	・実績見込みによる
51	(歳入) 市営球場使用料 (稲川)	△ 40	・実績見込みによる
52	(歳入) 体育館使用料 (稲川)	88	・実績見込みによる
53	(歳入) 光熱水費負担金 (稲川生涯学習センター)	△9	・収入見込額の減額
54	(歳入) 講座受講料 (稲川生涯学習センター)	17	・実績見込みによる
55	(歳入) 大会参加者負担金 (稲川生涯学習センター)	△ 10	・実績見込みによる
56	稲川生涯学習センター管理運営費	△223	・会計年度任用職員人件費 不用額の減額 ・役務費(電話料、手数料) 不用額の減額 ・事務機器(コピー機)使用料 不用額の減額 ・工事費 不用額の減額
57	稲川地域公民館事業	△91	・報償金 不用額の減額 ・印刷製本費(公民館まつりポスター) 不用額の減額 ・役務費(手数料) 不用額の減額
58	稲川交流スポーツエリア管理運営費	△1	・施設用備品購入費 不用額の減額

生涯学習課			
No.	事業名	予算額	事業内容
59	稲川野球場管理運営費	△231	・ 役務費（手数料） 不用額の減額 ・ 委託料（芝生管理業務） 不用額の減額
60	稲川体育館管理運営費	△19	・ 委託料（雪囲い取付け外し業務） 不用額の減額 ・ 工事費 不用額の減額
61	（債務負担行為） 令和5年度稲川生涯学習センター警備保障業務委託	311 （限度額）	・ 業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
62	（債務負担行為） 令和5年度稲川生涯学習センター受付案内業務委託	2,410 （限度額）	・ 業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
63	（債務負担行為） 令和5年度稲川交流スポーツエリア指定管理料	9,195 （限度額）	・ 業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
64	（債務負担行為） 令和5年度稲川体育館自家用電気工作物保安管理業務委託	93 （限度額）	・ 業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
65	（債務負担行為） 令和5年度稲川体育館警備保障業務委託	311 （限度額）	・ 業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
66	雄勝文化会館管理運営費	80	・ 電気料金不足分の増額 1,600千円 ・ 施設設備等保守点検委託料 不用額の減額 △1,520千円
67	文化財保護費	△19	・ 史跡トイレ汲み取り手数料 不用額の減額
68	院内银山異人館管理運営費	△59	・ 院内银山異人館運営委員報酬 不用額の減額 ・ 企画展 展示品保険料 不用額の減額 ・ 秋田県鉱山資料館等連絡協議会負担金 不用額の減額
69	雄勝野球場管理運営費	△66	・ 浄化槽管理業務委託料 不用額の減額 ・ 清掃作業業務委託料 不用額の減額 ・ 内野補修用混合土・川砂等原材料費 不用額の減額
70	雄勝スポーツセンター管理運営費	△159	・ 玄関ポーチ改修工事設計業務委託料 不用額の減額 ・ 玄関ポーチ改修工事 不用額の減額 ・ 催事用備品購入費 不用額の減額
71	（債務負担行為） 令和5年度雄勝公民館教室事業業務委託	1,131 （限度額）	・ 業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
72	（債務負担行為） 令和5年度院内银山異人館一般用電気工作物受託検査業務委託	53 （限度額）	・ 業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
73	（債務負担行為） 令和5年度院内银山異人館警備保障業務委託	330 （限度額）	・ 業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため

生涯学習課			
No.	事業名	予算額	事業内容
74	(債務負担行為) 令和5年度院内银山異人館事務機械使用料	86 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
75	(債務負担行為) 令和5年度雄勝地域体育大会等開催業務委託	921 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
76	(債務負担行為) 令和5年度雄勝野球場浄化槽維持管理業務委託	183 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
77	(債務負担行為) 令和5年度雄勝スポーツセンター指定管理料	17,164 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
78	(債務負担行為) 令和5年度雄勝文化会館施設設備保守点検業務委託	9,177 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
79	(債務負担行為) 令和5年度雄勝文化会館清掃業務委託	5,024 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
80	(債務負担行為) 令和5年度雄勝文化会館警備保障業務委託	340 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
81	(債務負担行為) 令和5年度雄勝文化会館受付案内等業務委託	3,058 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
82	(債務負担行為) 令和5年度雄勝文化会館環境衛生管理業務委託	1,106 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
83	(債務負担行為) 令和5年度雄勝文化会館施設等管理用品使用料	158 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
84	(債務負担行為) 令和5年度雄勝文化会館事務機械使用料	152 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
85	(債務負担行為) 令和5年度皆瀬生涯学習センター事務機械使用料	115 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
86	湯沢図書館管理運営費	△ 60	・会計年度任用職員給料、期末手当 不用額の減額 ・燃料費（灯油代）の増額 ・ばい煙測定手数料 不用額の減額
87	移動図書館車管理費	12	・移動図書館車ガソリン代の増額

生涯学習課			
No.	事業名	予算額	事業内容
88	子ども読書活動推進事業	△ 15	・読書フェスタ講師謝礼 不用額の減額
89	(債務負担行為) 令和5年度稲川カルチャーセンター自動扉保守点検業務委託	70 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
90	(債務負担行為) 令和5年度稲川カルチャーセンター警備業務委託	311 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
91	(債務負担行為) 令和5年度湯沢図書館施設設備保守点検業務委託	1,445 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
92	(債務負担行為) 令和5年度湯沢図書館清掃業務委託	974 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
93	(債務負担行為) 令和5年度湯沢図書館警備業務委託	309 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
94	(債務負担行為) 令和5年度湯沢図書館データ使用料	669 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
95	(債務負担行為) 令和5年度湯沢図書館事務機械使用料	370 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
96	(債務負担行為) 令和5年度雄勝図書館事務機械使用料	363 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
97	(湯沢文化会館歳入) 文化会館使用料	△ 1,000	・収入見込額の減額
98	(湯沢文化会館歳入) 光熱水費負担金	14	・収入見込額の増額
99	(湯沢文化会館歳入) 文化会館入場料	1,558	・湯沢文化会館自主事業チケット販売収入額の増額 1,798千円 ・湯沢文化会館文化振興事業チケット販売収入見込額の減額 △240千円
100	(湯沢文化会館歳入) 雑入	87	・収入見込額の増額
101	(文化交流センター歳入) 文化交流センター使用料	△ 1,600	・新型コロナウイルスワクチン接種会場使用による収入見込額の減額
102	(雄勝文化会館歳入) 文化会館入場料	△ 743	雄勝文化会館自主事業チケット販売収入額の減額



生涯学習課			
No.	事業名	予算額	事業内容
103	湯沢文化会館管理運営費	736	・電気料金値上げによる増額 784千円 ・不用額の減額 △48千円（委員等報酬・プロバイダー使用料・機械器具購入費・電波利用料）
104	湯沢文化会館自主事業	△ 1,030	・不用額の減額
105	湯沢文化会館文化振興事業	△ 171	・事業中止（自衛隊コンサート） 不用額の減額
106	文化交流センター管理運営費	△ 335	・不用額の減額 （期末手当・清掃業務委託料・植栽管理業務委託料・テレビ受信料・原材料費）
107	雄勝文化会館自主事業	△ 440	・不用額の減額
108	（債務負担行為） 令和5年度湯沢文化会館 施設設備保守点検業務委託料	10,949 （限度額）	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
109	（債務負担行為） 令和5年度湯沢文化会館 清掃業務委託料	4,755 （限度額）	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
110	（債務負担行為） 令和5年度湯沢文化会館 警備業務委託料	1,691 （限度額）	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
111	（債務負担行為） 令和5年度湯沢文化会館 施設等管理業務委託料	940 （限度額）	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
112	（債務負担行為） 令和5年度湯沢文化会館 舞台操作業務委託料	14,850 （限度額）	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
113	（債務負担行為） 令和5年度湯沢文化会館 環境衛生業務委託料	646 （限度額）	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
114	（債務負担行為） 令和5年度湯沢文化会館 施設等管理用品使用料	757 （限度額）	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
115	（債務負担行為） 令和5年度湯沢文化会館 事務機械使用料	475 （限度額）	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
116	（債務負担行為） 令和5年度文化交流セン ター施設設備保守点検業 務委託料	523 （限度額）	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため

生涯学習課			
No.	事業名	予算額	事業内容
117	(債務負担行為) 令和5年度文化交流センター清掃業務委託料	1,871 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
118	(債務負担行為) 令和5年度文化交流センター警備業務委託料	2,463 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
119	(債務負担行為) 令和5年度文化交流センター施設等管理用品使用料	72 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
文化財保護室			
No.	事業名	予算額	事業内容
1	文化財保護費	△ 3,300	・不用額の減額 ▲3,767千円 ・指定文化財管理費補助金(雪害対策費)の増額 467千円
2	郡会議事堂記念館管理運営費	△ 53	・不用額の減額
3	「佐竹南家御日記」翻刻事業	△ 104	・不用額の減額
4	歴史的行政資料等保存整理事業	△ 20	・不用額の減額
5	郷土学習資料展示施設管理運営費	△ 1	・不用額の減額
6	郷土の歴史文化推進事業	△ 1,114	・不用額の減額
7	地域の文化遺産継承事業	△ 50	・不用額の減額
8	(債務負担行為) 指定文化財管理業務委託	152 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
9	(債務負担行為) 雄勝郡会議事堂記念館消防設備保守点検業務委託	38 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
10	(債務負担行為) 雄勝郡会議事堂記念館警備業務委託	352 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
11	(債務負担行為) 雄勝郡会議事堂記念館案内等業務委託	2,967 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため

文化財保護室			
No.	事業名	予算額	事業内容
12	(債務負担行為) 郷土学習資料展示施設管理業務委託	2,936 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため
13	(債務負担行為) 文化財資料収蔵庫自家用 電気工作物保安管理業務委託	159 (限度額)	・業務開始日が、4月1日で、3月中に契約を締結する必要があるため

## 議案第8号

### 令和5年度当初予算に関する意見の申出について

令和5年度湯沢市一般会計当初予算のうち教育に係る部分の意見の申出について、議決を求める。

令和5年2月2日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

#### 提案理由

令和5年度湯沢市一般会計当初予算のうち教育に係る部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことにより、その申出内容を協議、決定したため。

# 湯沢市教育委員会 令和5年度当初予算（歳入）

（単位：千円）

教育総務課			
No.	事業名	予算額	事業内容
1	使用料及び手数料 総務使用料	401	・行政財産使用料 電柱、電話柱、公衆電話所、無線基地局、自動販売機などの設置料金
2	県支出金 教育費委託金	6,004	・学校給食費委託金 学校給食調理等委託金
3	諸収入 貸付金元利収入	100	・貸付金元利収入 緊急経済対策特別修学資金貸付金返還金
4	諸収入 学校給食費	159,484	・学校給食費 ・学校給食費遅延損害金 ・学校給食費（滞納繰越分） ・学校給食費遅延損害金（滞納繰越分）
5	諸収入 雑入	83	・私用電話料等 ・学校給食費（移行前滞納繰越分） ・雑入
学校教育課			
No.	事業名	予算額	事業内容
1	国庫支出金 教育費国庫補助金	11,726	・教育振興費補助金（小・中学校） 要保護児童医療費補助金、要保護児童就学援助費補助金、 特別支援教育就学奨励費補助金、へき地児童生徒援助費等補助金
2	県支出金 教育費県補助金	5,690	・教育総務費補助金 ICTを活用した授業改善支援事業費補助金 部活動指導員配置促進事業補助金
3	県支出金 総務費委託金	17	・指定統計調査費委託金 学校基本調査委託金
4	諸収入 雑入	934	・児童生徒保険料保護者負担金 ・災害共済掛金返還金 スポーツ振興センター返還金

生涯学習課			
No.	事業名	予算額	事業内容
1	使用料及び手数料 労働使用料	304	・ 勤労青少年ホーム使用料 湯沢勤労青少年ホーム使用料
2	使用料及び手数料 農林水産業使用料	72	・ 農村環境改善センター使用料 稲川農村環境改善センター使用料
3	使用料及び手数料 教育使用料	17,956	・ 南部文化交流センター使用料 ・ 公民館使用料 ・ 文化会館使用料 ・ 院内銀山異人館使用料 ・ 文化交流センター使用料 ・ 市営球場使用料 ・ 体育館使用料 ・ スキー場使用料 ・ 体育センター使用料 ・ 武道館使用料 ・ 弓道場使用料
4	県支出金 教育費県補助金	6,792	・ 社会教育総務費補助金 放課後子ども教室推進事業補助金 地域学校協働本部事業補助金 地域未来塾補助金 家庭教育支援チーム推進事業補助金
5	財産収入 財産貸付収入	316	・ 行政財産貸付収入 総合体育館自動販売機設置場所貸付料 湯沢文化会館自動販売機設置場所貸付料 文化交流センター自動販売機設置場所貸付料
6	諸収入 雑入	11,378	・ 光熱水費負担金 ・ 私用電話料等 ・ 複写機使用料 ・ 頒布収入 ・ 文化会館入場料 ・ 講座受講料 ・ 大会参加者負担金
文化財保護室			
No.	事業名	予算額	事業内容
1	使用料及び手数料 教育使用料	3	・ 雄勝郡会議事堂記念館使用料
2	諸収入 雑入	160	・ 頒布収入 「佐竹南家御日記」頒布収入 「図録湯沢市の文化財」頒布収入

# 湯沢市教育委員会 令和5年度当初予算（歳出）

（単位：千円）

教育総務課			
No.	事業名	予算額	事業内容
1	教育委員会費	2,703	教育委員及び教育委員会に係る経費 〔主なもの〕 ・教育委員報酬 2,064千円
2	教育委員会事務局総務費	55,234	事務局全体の総務に係る経費 〔主なもの〕 ・教育施設除排雪雪下ろし業務 53,713千円
3	車両管理費	1,368	教育委員会事務局公用車管理費（公用車5台） 〔主なもの〕 ・車検用整備費用 431千円
4	小学校施設管理費	123,725	学校の運営、施設管理など児童が過ごしやすい教育環境の整備に係る事業（光熱水費、役務費、委託料、工事請負費など） 〔主なもの〕 ・燃料費 27,522千円 ・光熱水費 53,530千円 ・工事請負費 4,666千円 山田小階段床改修工事 2,088千円 皆瀬小（皆瀬中含む）案内看板設置工事 1,188千円 など
5	小学校長寿命化改修事業	4,910	小学校体育館等照明のLED化改修工事の実施設計費用、稲川小学校の屋根防水改修工事（体育館棟・管理棟）の実施設計費用 〔主なもの〕 ・設計業務 4,910千円
6	中学校施設管理費	111,549	学校の運営、施設管理など児童が過ごしやすい教育環境の整備に係る事業（光熱水費、役務費、委託料、工事請負費など） 〔主なもの〕 ・燃料費 27,290千円 ・光熱水費 38,083千円 ・工事請負費 9,934千円 山田中渡り廊下非常口扉改修工事 1,540千円 湯沢北中グラウンド安全柵設置工事 2,431千円 湯沢南中グラウンド防球ネット改修工事 2,695千円 など
7	中学校長寿命化改修事業	44,285	中学校体育館等照明のLED化改修工事の実施設計費用、雄勝中学校雄心館（武道場）の屋根改修工事費用 〔主なもの〕 ・工事請負費 40,480千円
8	湯沢東小学校管理費	830	学校の運営、施設管理など児童が過ごしやすい教育環境の整備に係る費用（施設管理用消耗品費、小破修繕料、冬囲いなどの作業委託料、施設管理用備品購入費等）
9	湯沢西小学校管理費	959	学校の運営、施設管理など児童が過ごしやすい教育環境の整備に係る費用（施設管理用消耗品費、小破修繕料、冬囲いなどの作業委託料、施設管理用備品購入費等）

教育総務課			
No.	事業名	予算額	事業内容
10	山田小学校管理費	1,047	学校の運営、施設管理など児童が過ごしやすい教育環境の整備に係る費用 (施設管理用消耗品費、小破修繕料、冬囲いなどの作業委託料、施設管理用備品購入費等) 〔特記事項：他の小学校との違い〕 ・ボイラー薬剤購入費 354千円
11	皆瀬小学校管理費	626	学校の運営、施設管理など児童が過ごしやすい教育環境の整備に係る費用 (施設管理用消耗品費、小破修繕料、冬囲いなどの作業委託料、施設管理用備品購入費等)
12	雄勝小学校管理費	667	学校の運営、施設管理など児童が過ごしやすい教育環境の整備に係る費用 (施設管理用消耗品費、小破修繕料、冬囲いなどの作業委託料、施設管理用備品購入費等)
13	稲川小学校管理費	840	学校の運営、施設管理など児童が過ごしやすい教育環境の整備に係る費用 (施設管理用消耗品費、小破修繕料、冬囲いなどの作業委託料、施設管理用備品購入費等)
14	湯沢北中学校管理費	826	学校の運営、施設管理など生徒が過ごしやすい教育環境の整備に係る費用 (施設管理用消耗品費、小破修繕料、冬囲いなどの作業委託料、施設管理用備品購入費等)
15	山田中学校管理費	748	学校の運営、施設管理など生徒が過ごしやすい教育環境の整備に係る費用 (施設管理用消耗品費、小破修繕料、冬囲いなどの作業委託料、施設管理用備品購入費等) 〔特記事項：他の中学校との違い〕 ・ボイラー薬剤購入費 73千円
16	湯沢南中学校管理費	988	学校の運営、施設管理など生徒が過ごしやすい教育環境の整備に係る費用 (施設管理用消耗品費、小破修繕料、冬囲いなどの作業委託料、施設管理用備品購入費等)
17	稲川中学校管理費	585	学校の運営、施設管理など生徒が過ごしやすい教育環境の整備に係る費用 (施設管理用消耗品費、小破修繕料、冬囲いなどの作業委託料、施設管理用備品購入費等)
18	雄勝中学校管理費	644	学校の運営、施設管理など生徒が過ごしやすい教育環境の整備に係る費用 (施設管理用消耗品費、小破修繕料、冬囲いなどの作業委託料、施設管理用備品購入費等)
19	皆瀬中学校管理費	746	学校の運営、施設管理など生徒が過ごしやすい教育環境の整備に係る費用 (施設管理用消耗品費、小破修繕料、冬囲いなどの作業委託料、施設管理用備品購入費等)
20	学校給食センター経費	408,237	湯沢給食センター経費 〔主なもの〕 ・食材購入費 159,831千円 ・委託料(給食調理業務等民間委託費) 147,596千円 令和5年4月1日から、給食業務(調理・配送)の民間委託を開始します。 事業者：ハーベストネクスト株式会社



湯沢市教育委員会 令和5年度当初予算（歳出）

（単位：千円）

学校教育課			
No.	事業名	予算額	事業内容
1	教育研究所費	3,513	<p>不登校児童生徒対策事業に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な配慮を必要とする児童生徒に対して、個別指導及び集団指導を実施することにより、学習意欲・自立心・社会性を育むことができるよう、教育研究所相談員2名を配置し、適応指導教室「そよ風教室」を開設する。</li> </ul> <p>〔主なもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員報酬等 2,902千円</li> <li>・施設光熱水費 124千円</li> </ul> <p>※現適応指導教室「そよ風教室」について、湯沢生涯学習センター裏の建屋から文化交流センター内への移設を検討している。（移設時期：令和5年度中を予定。）</p>
2	教育指導事業	11,914	<p>学校教育全般の充実に係る経費及び学校教育課の事務的経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湯沢市公開研究会を開催し、市内小中学校教職員のスキルアップを図る。</li> <li>・市内小学校で使用する教科書について、令和5年度に採択、令和6年度から新教科書の利用が始まることから、小学校教職員用の指導書を購入する。</li> </ul> <p>〔主なもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湯沢市公開研究会関係諸費 101千円</li> <li>・新教科書用指導書購入費 10,912千円</li> </ul>
3	学校用パソコン更新事業	21,860	<p>学校のICT環境に係るハードウェア整備に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内小中学校教職員や児童生徒が利用するパソコン等を整備する。</li> <li>・令和5年度は、市内小中学校特別教室を対象に大型ディスプレイの更新を行う。また、平成30年度に導入した職員室用モノクロレーザープリンターがリース期間を満了することから、更新を行う。</li> </ul> <p>〔主なもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン等のリース費用（既整備分） 17,540千円</li> <li>・特別教室用ディスプレイリース費用 3,693千円（令和5年度分）</li> <li>27,695千円（5年総額）</li> <li>・職員室用プリンターリース費用 319千円（令和5年度分）</li> <li>6,375千円（5年総額）</li> </ul>
4	就学前の子どもを対象とする教育相談整備事業	2,517	<p>就学支援コーディネーターの配置に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園・保育園及び小・中学校の幼児児童生徒に関わる教育相談を行うとともに、就学に関してコーディネートし、就学先の決定等に関して指導・助言をする就学支援コーディネーターを2名配置する。</li> <li>・「5歳児教育相談」を企画・運営し、言葉や運動機能の発達、対人関係、コミュニケーションなどの社会性の発達が著しい4～5歳での発達状況を確認し、早い時期での就学相談の充実に図る。</li> </ul> <p>〔主なもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネーター報酬等：2,394千円</li> </ul>
5	子ども読書活動支援事業	5,541	<p>子どもの読書活動を支援するための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・読書をしたり図書を選んだり借りたりする環境を整えることによって、児童生徒が今まで以上に読書に親しみ、ものの感じ方や考え方を広めたり深めたりすることを目的として、子ども読書活動支援員を3名配置する。</li> <li>・また、支援員による読み聞かせ活動を行うことによって、児童生徒の情緒の安定につなげ、学校生活の充実に図る。</li> </ul> <p>〔主なもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども読書活動支援員報酬等 5,421千円</li> </ul>
6	ふるさと学習推進事業	844	<p>ジオサイト学習、ふるさと教育、キャリア教育を推進するための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「総合的な学習の時間」等において、ジオパークを活用した教育活動で専門的知識を有するガイドによる指導を積極的に推進する。</li> <li>・教育研究所運営委員会（力水の会）に「キャリア教育部会」を組織し、各小・中学校教職員との連携を図りながら、郷土を愛する子どもを育てる「ふるさと教育」を基盤として、湯沢の未来を担う人材を育成する「キャリア教育」の推進と充実に図る。</li> </ul> <p>〔主なもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種事業報償費 511千円</li> </ul>

学校教育課			
No.	事業名	予算額	事業内容
7	英語コミュニケーション能力育成事業	2,101	<p>児童生徒の英語によるコミュニケーション能力を育てるための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学2・3年生全生徒に対して英語検定料1回分を全額負担する。</li> <li>・ 年2回（夏休みと冬休み各1回）市内の小・中学生を対象とした英語コミュニケーション能力育成教室を開催する。</li> </ul> <p>〔主なもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 英語検定長負担金 2,096千円</li> <li>・ 英語コミュニケーション能力育成教室消耗品 5千円</li> </ul>
8	スクールバス管理費	111,390	<p>スクールバスの運行に係る経費（計24路線、車両24台）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>湯沢西小、湯沢南中（5路線、車両5台）：委託</li> <li>湯沢東小（4路線、車両4台）：委託</li> <li>雄勝小、雄勝中（6路線、車両6台）：委託</li> <li>稲川小（5路線、車両5台）：委託</li> <li>皆瀬小、皆瀬中（4路線、車両4台）：直営（一部委託）</li> </ul> <p>・ スクールバスを運行し、学校統合により通学距離が遠くなった児童生徒の通学を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雄勝小中スクールバス2台（中型1台、マイクロ1台）と皆瀬小中スクールバス（特定中型車1台）が老朽化したため、新たにマイクロバス1台と特定中型車両2台を購入する。</li> </ul> <p>〔主なもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 皆瀬地区スクールバス運転手給料等 11,955千円</li> <li>・ スクールバス運転業務委託費用 58,553千円</li> <li>・ スクールバス燃料費 8,982千円</li> <li>・ スクールバス更新に係る経費 19,515千円</li> </ul>
9	心の教室相談員配置事業	821	<p>心の教室相談員を配置するための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県が配置するスクールカウンセラーの配置時間の少ない山田中学校・皆瀬中学校に各1名の心の教室相談員を配置し、相談活動の充実を図る。</li> </ul> <p>〔主なもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心の教室相談員報酬等 821千円</li> </ul>
10	教育支援委員会委員費	60	<p>湯沢市教育支援委員会を運営するための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 湯沢市教育委員会の要請に応じ、特別な支援の必要があると思われる就学予定者、児童及び生徒の適正な就学について調整審議し、必要な助言を行う。</li> </ul> <p>〔主なもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員報酬 60千円</li> </ul>
11	いじめ問題対策連絡協議会委員費	40	<p>いじめ問題対策連絡協議会を開催するための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「湯沢市いじめ防止等のための基本方針」に基づき、いじめ問題の状況について、関係機関や専門的知識を有する委員から未然防止や対応に向けた提言等をいただき、いじめ問題に関する課題解決につなげる。</li> </ul> <p>〔主なもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員報酬 40千円</li> </ul>
12	学校教育学事費	5,709	<p>学事に係る諸経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新入学予定の幼児を対象とした就学時健診を行う。</li> <li>・ 学齢簿・就学援助システムの保守業務委託や学校緊急連絡用スマートフォンの手配など学事に係る庶務を行う。</li> </ul> <p>〔主なもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就学時健診に係る経費 759千円</li> <li>・ 学齢簿・就学援助システム保守業務委託費 517千円</li> <li>・ 学校緊急連絡用スマートフォン通信料 529千円</li> </ul>
13	表簿・指導要録等の電子化推進事業	4,062	<p>校務支援システムの運用保守に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校務支援システムを活用することで、教職員等学校関係者が必要な情報の共有と校務の負担軽減を図り、教員が子どもたちと向き合う時間や教員同士が相互に授業展開等を吟味しあう時間を増加させ、教育の質の向上と学校経営の改善につなげる。</li> </ul> <p>〔主なもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校務支援システム運用保守業務委託費 1,796千円</li> <li>・ 校務支援システム改修業務委託費 2,267千円</li> </ul>

学校教育課			
No.	事業名	予算額	事業内容
14	学校における労働安全衛生管理体制整備事業	209	<p>ストレスチェックの実施に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生法第66条の10に基づき全教職員等を対象としたストレスチェックを実施し、小中学校ごとに集団分析を行い、必要に応じて職場環境の改善のための措置を講じる。</li> </ul> <p>[主なもの]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ストレスチェック業務委託料 209千円</li> </ul>
15	教育アドバイザー配置事業	204	<p>教育アドバイザーするための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>優れた指導力を有する指導者(神田外語大学客員講師 高橋一也氏に依頼)を教育アドバイザーとして配置し、児童生徒を対象とする講座または教員を対象とする研修会等の講師を今年度3回実施することで、児童生徒の学習意欲の向上及び教員の指導力向上に向けた指導を行う。</li> </ul> <p>[主なもの]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育アドバイザー講師謝礼 204千円</li> </ul>
16	コミュニティ・スクール推進事業	1,283	<p>コミュニティスクールの推進に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>変化の激しい社会の動向に目を向け、教育課程を工夫しながら教育活動を展開していくために、保護者や地域住民と互いの情報や課題を共有し「これからの時代を生きていく子供たちのために」という共通の目標とビジョンを持ち、学校運営に保護者や地域住民が関わり、地域と協働しながら地域とともにある学校づくりを推進する。</li> <li>目標を達成するために地域と学校の関りの支援を行うコミュニティスクールディレクターを1名配置する。</li> </ul> <p>[主なもの]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委員報酬 455千円</li> <li>コミュニティスクールディレクター報酬等 768千円</li> </ul>
17	学校情報システム関係経費	32,393	<p>学校のICT環境に係る経常的な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校ネットワークの運用支援、サポートデスクに関する業務委託や、各種ソフトウェアライセンスの購入、授業で使用するパソコンの修繕等を行う。</li> </ul> <p>[主なもの]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育系ネットワーク保守業務委託費 14,129千円 (サポートデスク含む)</li> <li>各種ソフトウェアライセンス 8,256千円</li> <li>授業用パソコン修繕料 1,000千円</li> </ul>
18	学校情報環境推進事業	7,889	<p>学校におけるICT活用に係る政策的な経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内6小学校に児童生徒1人1台端末の活用を支援するICT支援員を配置する。</li> </ul> <p>[主なもの]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ICT支援員業務委託費 7,889千円</li> </ul>
19	ICTを活用した授業改善支援事業	4,143	<p>秋田県の実施する「ICTを活用した授業改善支援事業」の指定を受けた湯沢西小学校において、授業へICTを活用するために必要とする経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県事業のアドバイザーとなっている大学教授を研究会講師に招いて講演会を行うことで、教育現場の最新情報を共有し、全体のスキルアップを図る。</li> <li>各種デジタル教材、ICT機器の活用による、児童の学力向上や学習意欲への有効性を検証する。</li> <li>検証結果を市内小中学校内で共有する。</li> </ul> <p>[主なもの]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究会講師謝礼等 131千円</li> <li>デジタル教材利用料 2,221千円</li> <li>電子黒板リース料 1,474千円</li> </ul>
20	学校保健安全推進事業 小学校費	7,689	<p>学校保健安全推進に係る経費(小学校分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育法第12条に基づき、定期健康診断を実施する。</li> <li>学校保健安全法に基づき、各学校に学校医を設置する。</li> </ul> <p>[主なもの]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒健診業務委託料 2,022千円</li> <li>教職員検針業務委託料 1,008千円</li> <li>学校医報酬 4,475千円</li> </ul>

学校教育課			
No.	事業名	予算額	事業内容
21	小学校教育助成費	22,502	<p>就学援助及び特別支援教育就学奨励費に係る経費（小学校児童分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、給食費や学用品等の援助を行う。（就学援助）</li> <li>・ 小中学校の特別支援学級等で学ぶ児童生徒の保護者が負担する教育経費について、世帯の経済状況等に応じて必要な補助を行う。（特別支援教育就学奨励費）</li> </ul> <p>〔対象となる経費〕 （就学援助費） 学用品費・通学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費／修学旅行費／校外活動費／医療費／学校給食費／卒業アルバム代／生徒会費／PTA会費</p> <p>（特別支援教育就学奨励費） 学用品費・通学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費／修学旅行費／校外活動費／学校給食費</p>
22	小学校教育振興総務費	951	<p>各種大会派遣費補助金に係る経費（小学校分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童が各種競技大会等へ参加する費用の一部を補助することで、活動意欲の高揚と保護者負担の軽減を図る。</li> </ul>
23	特別支援教育推進事業 小学校費	61,359	<p>特別支援教育支援員を配置するための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の学級に在籍し、特別な教育的支援が必要（主に発達障害）と判断される児童に対して、「特別支援教育支援員（かがやきサポーター）」を市内小学校に合計35名配置し、教職員との連携のもと、生活支援を中心とした組織的な取組を展開することにより、対象児童の将来的な自立を目指す。</li> </ul> <p>〔主なもの〕 ・ 特別支援教育支援員報酬等 61,359千円</p>
24	小学校学習補助事業	4,624	<p>複式学級の解消のために学習補助員を配置するための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担任の指示のもと学習の補助を行う学習補助員を皆瀬小学校に2名配置し、複式学級の解消を図る。</li> </ul> <p>〔主なもの〕 ・ 学習補助員報酬等 4,624千円</p>
25	小学校外国語活動支援事業	3,698	<p>英語に習熟した小学校外国語活動支援員を配置するための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各小学校での外国語活動の授業の補助、指導案の作成に係る助言、教材作成等の補助を行う小学校外国語活動支援員を学校教育課に1名配置する。</li> <li>・ ALTが理解しやすくするために指導案を英語に翻訳したりALTとの連絡調整などを行い、小学校外国語活動の充実を図る。</li> </ul> <p>〔主なもの〕 ・ 小学校外国語活動支援員給料等 3,698千円</p>
26	日本語指導補助事業	1,792	<p>日本語指導補助員を配置するための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校に在籍している日本語指導が必要な外国人児童等に対して、日本語指導、教科の学習内容理解のための支援等、学校生活への適応に向けた取組を支援する。（湯沢西小学校に1名配置。）</li> </ul> <p>〔主なもの〕 ・ 日本語指導補助員報酬等 1,792千円</p>
27	学校保健安全推進事業 中学校費	6,877	<p>学校保健安全推進に係る経費（中学校分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育法第12条に基づき、定期健康診断を実施する。</li> <li>・ 学校保健安全法に基づき、各学校に学校医を設置する。</li> </ul> <p>〔主なもの〕 ・ 児童生徒健診業務委託料 1,699千円 ・ 教職員検針業務委託料 1,017千円 ・ 学校医報酬 4,039千円</p>

学校教育課			
No.	事業名	予算額	事業内容
28	通学支援事業中学校費	4,483	<p>スクールバスが運行されていない遠距離通学区又は積雪がある間に危険な通学状態にある通学区の生徒の通学支援に要する経費</p> <p>・遠距離通学支援として、スクールバスが運行されていない学区において、路線バスを利用して通学する生徒に、通学用バス定期券を現物給付する。(湯沢市通学用定期券等交付規程)</p> <p>・対象地区 (1) 稲川中学校 旧稲庭小学校及び旧駒形小学校の通学区域 (2) 湯沢北中学校 栄町/清影町/緑町/茜町/末広町/松並表通り/松並寺通り/山崎及び松浦</p> <p>[主なもの]</p> <p>・通学定期券 4,483千円</p>
29	中学校教育助成費	22,500	<p>就学援助及び特別支援教育就学奨励費に係る経費(中学校生徒分)</p> <p>・経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、給食費や学用品等の援助を行う。(就学援助)</p> <p>・小中学校の特別支援学級等で学ぶ児童生徒の保護者が負担する教育経費について、世帯の経済状況等に応じて必要な補助を行う。(特別支援教育就学奨励費)</p> <p>[対象となる経費]</p> <p>(就学援助費)</p> <p>学用品費・通学用品費/体育実技用具費/新入学児童生徒学用品費/修学旅行費/校外活動費/医療費/学校給食費/卒業アルバム代/生徒会費/P T A会費</p> <p>(特別支援教育就学奨励費)</p> <p>学用品費・通学用品費/体育実技用具費/新入学児童生徒学用品費/修学旅行費/校外活動費/学校給食費</p>
30	外国語指導助手配置事業	25,100	<p>外国語指導助手(ALT)を配置するための経費</p> <p>・中学生の英語力を高めるために、ALTを市内の全小中学校へ配置し、外国語指導の充実を図る。</p> <p>・小学校の指導要領の改訂に伴い「小学校外国語活動」が指導要領に盛り込まれALTの役割がより重要となってきたことから、合計6人のALTを外国語でのコミュニケーションを図ろうとする態度の育成や、言語や文化についての理解を深めるために配置する。</p> <p>[主なもの]</p> <p>・外国語指導助手報酬等 23,504千円</p> <p>・自治体国際化協会負担金 1,584千円</p>
31	中学校教育振興総務費	4,140	<p>各種大会派遣費補助金に係る経費(中学校分)</p> <p>・生徒が各種競技大会等へ参加する費用の一部を補助することで、活動意欲の高揚と保護者負担の軽減を図る。</p>
32	部活動指導員配置促進事業	4,472	<p>部活動指導員を配置するための経費</p> <p>・スポーツ庁及び文化庁の「中学校における部活動指導員の配置支援事業」及び県の「令和4年度秋田県部活動指導員配置事業」を活用し、部活動における専門的な指導力の向上と教職員の勤務時間の軽減を目的として、部活動指導員を配置する。</p> <p>・運動部8名(北中卓球、山中野球、南中バスケ・剣道、稲中剣道・野球、雄中卓球、皆中卓球)、文化部3名(北中吹奏楽、山中吹奏楽、雄中吹奏楽)の計11名を配置し、専門的な指導力の向上と教職員の勤務時間の軽減を図っていく。</p> <p>[主なもの]</p> <p>・部活動指導員報酬等 4,472千円</p>
33	湯沢東小学校教育振興費	3,641	<p>事務用品や学習教材、図書の充実など、児童が学習しやすい環境づくりに係る経費</p>
34	湯沢西小学校教育振興費	5,660	<p>事務用品や学習教材、図書の充実など、児童が学習しやすい環境づくりに係る経費</p>

学校教育課			
No.	事業名	予算額	事業内容
35	山田小学校教育振興費	3,004	事務用品や学習教材、図書の充実など、児童が学習しやすい環境づくりに係る経費
36	皆瀬小学校教育振興費	1,645	事務用品や学習教材、図書の充実など、児童が学習しやすい環境づくりに係る経費
37	雄勝小学校教育振興費	2,028	事務用品や学習教材、図書の充実など、児童が学習しやすい環境づくりに係る経費
38	稲川小学校教育振興費	2,229	事務用品や学習教材、図書の充実など、児童が学習しやすい環境づくりに係る経費
39	湯沢北中学校教育振興費	3,069	事務用品や学習教材、図書の充実など、児童が学習しやすい環境づくりに係る経費
40	山田中学校教育振興費	1,541	事務用品や学習教材、図書の充実など、児童が学習しやすい環境づくりに係る経費
41	湯沢南中学校教育振興費	3,218	事務用品や学習教材、図書の充実など、児童が学習しやすい環境づくりに係る経費
42	稲川中学校教育振興費	2,520	事務用品や学習教材、図書の充実など、児童が学習しやすい環境づくりに係る経費
43	雄勝中学校教育振興費	2,046	事務用品や学習教材、図書の充実など、児童が学習しやすい環境づくりに係る経費
44	皆瀬中学校教育振興費	2,388	事務用品や学習教材、図書の充実など、児童が学習しやすい環境づくりに係る経費
45	(債務負担行為) 市内小中学校特別教室 用大型ディスプレイ リース	24,007 (限度額)	平成30年度以前に整備された大型ディスプレイの故障が相次いでいること、また、GIGAスクール構想の下整備された1人1台端末の効果的な活用を目的として、市内小中学校特別教室へ大型ディスプレイを整備する。  【対象となる特別教室】 小学校：体育館、理科室、音楽室、図工室、家庭科室 中学校：体育館、理科室、音楽室、美術室、被服室、技術室  令和6年度から10年度の5年間 予算額は5年間の限度額
46	(債務負担行為) 市内小中学校職員室用 事務用モノクロレー ザープリンター	6,057 (限度額)	平成30年度からリースしている職員室用事務用プリンターがリースアップするため、機器更新を行う。  大規模校4校：2台ずつ その他8校：1台ずつ 合計：16台  令和6年度から10年度の5年間 予算額は5年間の限度額

# 湯沢市教育委員会 令和5年度当初予算（歳出）

（単位：千円）

生涯学習課			
No.	事業名	予算額	事業内容
1	中学生日独交流事業	1,376	ドイツ・ジークブルク市と本市間において隔年で中学生を派遣し合い、青少年の国際感覚の涵養と両市の友好交流を図るための事業 〔主なもの〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問団受入謝礼 500千円</li> <li>・訪問団引率宿泊費 360千円</li> </ul>
2	社会教育総務費	1,939	社会教育の振興充実を図る経費 〔主なもの〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育委員報酬 140千円</li> <li>・社会教育指導員報酬 1,204千円</li> <li>・連合婦人会運営補助金 100千円</li> </ul>
3	青少年育成事業	225	青少年健全育成の支援に係る経費 〔主なもの〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年育成湯沢市民会議補助金 156千円</li> <li>・湯沢地区少年保護育成委員会補助金 49千円</li> </ul>
4	日本語学習支援事業	1,228	日本語を母国語としない市民等に対して、日常生活を営む上で必要となる日本語能力を習得するための日本語学習支援の実施及び、外国人市民同士または外国人市民と地域住民の交流等が行える場所を提供するために開催するための事業。 ・日本語教室の開設（3会場） <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)湯沢会場 4月～翌3月、毎週水曜日10時～12時</li> <li>(2)湯沢会場（夜間の部） 4月～12月、毎月第3金曜日19時～21時</li> <li>(3)雄勝会場 4月～12月、毎週木曜日19時～21時</li> </ul> ・各会場では、受講生の習熟度別に授業を行う。 〔主なもの〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・講師謝礼 1,115千円</li> </ul>
5	生涯学習奨励員費	250	市民の学習活動を奨励し、生涯学習の推進及び充実を図るために設置している生涯学習奨励員に係る経費。 〔主なもの〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習奨励員報酬 200千円</li> </ul>
6	二十歳を祝う会開催事業	1,347	二十歳を迎えられる方を祝福、激励する二十歳を祝う会の開催に係る費用（報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料） 〔主なもの〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・二十歳を祝う会動画撮影・編集業務委託 880千円</li> <li>・イラスト・メッセージ提供謝礼 300千円</li> <li>・記念行事出演者謝礼 100千円</li> </ul> 〔令和5年度予定〕 開催日：8月15日（火） 会場：湯沢文化会館 対象者：約380名（市内中学校平成29年度卒業生及び市内在住H14.4.2～H15.4.1生まれ） 内容：式典、記念行事、ライブ配信、記念動画作成

生涯学習課			
No.	事業名	予算額	事業内容
7	放課後子ども教室推進事業	9,613	<p>放課後等に利用できる、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性をゆっくりと養い育てるとともに、地域の子もたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図るための事業。</p> <p>市内7箇所に放課後子ども教室（通称：ゆーとぴあキッズステーション）を開設し、各教室にコーディネーター、教育活動推進員を配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キッズステーション湯沢（体育センター）</li> <li>・キッズステーション山田（山田地区センター）</li> <li>・キッズステーション三関（三関地区センター）</li> <li>・キッズステーション弁天（弁天地区センター）</li> <li>・キッズステーション幡野（幡野地区センター）</li> <li>・キッズステーション須川（須川地区センター）</li> <li>・キッズステーション高松（高松地区センター）</li> </ul> <p>〔主なもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネーター、教育活動推進員謝礼 8,949千円</li> </ul> <p>※事業実施経費について国、県、市が1/3ずつ負担</p>
8	地域学校協働本部事業	8,063	<p>学校・家庭・地域連携総合推進事業を活用して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるため、学校と地域の連携・協働による「地域学校協働本部」を設置し、地域学校協働活動推進員等のコーディネートのもと、多様で継続的な活動が展開される「地域学校協働活動」を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湯沢北地区学校協働本部（湯沢東小学校、湯沢北中学校）</li> <li>・湯沢南地区学校協働本部（湯沢西小学校、湯沢南中学校）</li> <li>・山田地区学校協働本部（山田小学校、山田中学校）</li> <li>・稲川地域学校協働本部（稲川小学校、稲川中学校）</li> <li>・雄勝地域学校協働本部（雄勝小学校、雄勝中学校）</li> <li>・皆瀬地域学校協働本部（皆瀬小学校、皆瀬中学校）</li> </ul> <p>〔主なもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域学校協働活動推進員活動謝金 7,032千円</li> <li>・ボランティア活動保険料 252千円</li> </ul> <p>※事業実施経費について国、県、市が1/3ずつ負担</p>
9	地域未来塾事業	454	<p>学校・家庭・地域連携総合推進事業を活用して、教員OBなど地域の多様な人材が放課後は中学生、長期休業期間は小・中学生に学校の教室などで学習の支援をする。（対象者は雄勝小学校児童、雄勝中学校生徒）</p> <p>〔主なもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習支援員謝金 308千円</li> </ul> <p>※事業実施経費について国、県、市が1/3ずつ負担</p>
10	家庭教育支援チーム推進事業	1,099	<p>地域の保護者等への家庭教育に関する情報や学習機会の提供など、全ての親が安心して家庭教育を行うための支援に係る事業（報償費、旅費、需用費、役務費）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育支援チーム：湯沢おやじの会、和輪人</li> <li>・文部科学省の補助事業（補助率2/3、国1/3、県1/3）</li> </ul> <p>〔主なもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チーム員活動謝礼 786千円</li> <li>・チーム員傷害保険料 259千円</li> </ul>
11	生涯学習推進本部事業	10	<p>生涯学習に関する施策を総合的に企画調整し、効果的に推進するための事業。</p> <p>〔主な事業〕</p> <p>湯沢市出前講座…市職員が講師として出向き話をする「出前講座」を開催し、市民の自主的な活動、仲間づくり、地域づくりの機会を提供する。</p>



生涯学習課			
No.	事業名	予算額	事業内容
12	芸術文化振興事業	2,386	<p>地域の芸術文化の振興及び芸術文化に対する市民意識の高揚を図る活動の推進に係る事業（報償費、需用費、負担金、補助及び交付金） 〔主なもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湯沢市芸術文化協会芸術文化賞記念品代 53千円</li> <li>・音楽のまちゆざわ推進協議会負担金 1,813千円</li> <li>・湯沢市芸術文化振興事業費補助金 510千円</li> </ul> <p>※平成20年に市が宣言した「音楽のまち”ゆざわ”」に基づく活動を推進するため、音楽のまちゆざわ推進協議会を組織・運営し、市民がいつでもどこでも音楽に親しめるような機会を増やし、音楽を通じたまちの活性化を図る。 月イチ♪コンサートの開催、音楽イベント支援（ホームページ・SNS等による広報・人的支援）、音楽関係と諸団体の情報交換の場を提供。</p>
13	公民館運営協力員費	490	<p>公民館事業運営への市民参画に係る費用（報償費） 〔主なもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館運営協力員謝礼 490千円</li> </ul>
14	スポーツ推進委員費	2,288	<p>地域のスポーツ振興において重要な役割を担うスポーツ推進委員の活動に関する経費 〔主なもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ推進委員（40人） 委員報酬 1,655千円</li> <li>・8人制バレーボール大会 32千円</li> <li>・旅費、需用費ほか 381千円</li> <li>・負担金 220千円</li> </ul>
15	市民体育大会等開催事業	719	市民のスポーツを通じた交流と競技力の向上を目的として、市民総合体育大会（23競技）を湯沢市体育協会に業務委託する経費
16	保健体育総務費	60	<p>スポーツ振興に係る経費 〔主なもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湯沢市スポーツ賞記念品 53千円</li> <li>・県スポーツ施設協会負担金 7千円</li> </ul>
17	学校体育施設開放事業費	30	学校開放事業実施に係る経費（新型コロナウイルス感染症対策消耗品費）
18	スポーツ関係団体育成事業	9,150	<p>スポーツ関係団体の運営基盤の強化と安定化、活動意欲の高揚を図るための補助金及び奨励交付金 〔主なもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ関係団体運営補助金 8,650千円</li> <li>・スポーツ少年団各種競技大会等選手派遣奨励交付金 500千円</li> </ul>
19	スポーツで輝く人づくり推進事業	1,607	<p>市内の小学5年生を対象とし、各種競技の選手（引退選手も含む）を講師として迎え「夢を持つこと、その夢に向かって努力することの大切さ」などを講義と実技を通じて伝える「夢の教室」の開催に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「夢の教室」事業開催委託料 1,279千円</li> </ul> <p>講演会やスポーツ交流会を通じて、障がいがある方々が、地域において安全なスポーツ活動を継続できる環境整備に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者スポーツ普及事業委託料 328千円</li> </ul>
20	ふるさとあきたラン！事業	701	<p>ふるさとあきたラン！開催に係る経費 〔主なもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湯沢市代表選手団派遣業務委託料 491千円</li> <li>・ふるさとあきたラン！市町村負担金 210千円</li> </ul>

生涯学習課			
No.	事業名	予算額	事業内容
21	スポーツ推進審議会費	100	スポーツ推進審議会の開催に係る経費 (委員報酬)
22	スポーツイベント開催事業	2,600	健康づくりやスポーツによる交流人口の拡大による賑わいの創出を目指したスポーツ大会の開催に係る経費 (第2回湯沢城下チャレンジラン開催費負担金)
23	中学校部活動地域移行推進事業	1,484	「休日の部活動の段階的な地域移行」に向けての環境整備に係る経費 〔主なもの〕 ・委員報酬 75千円 部活動協議会(年3回)@5千円×5人×3回 ・報酬ほか 1,409千円 コーディネーター配置(会計年度任用職員)
24	湯沢B&G海洋センター管理運営費	84	湯沢市B&G海洋センターの運営に係る経費 〔主なもの〕 ・旅費(東北ブロック連協、全国サミット) 70千円 ・秋田県地域海洋センター連絡協議会負担金 14千円
25	稲川スキー場管理運営費	33,138	稲川スキー場の管理運営に係る経費 〔主なもの〕 燃料費 2,190千円 光熱水費 3,843千円 修繕料 2,524千円 委託料 2,747千円 工事費(リフト油圧緊張装置更新工事) 4,895千円 備品費 387千円
26	稲川陸上競技場維持管理費	62	稲川陸上競技場の管理運営に係る経費(除草剤等)
27	体育施設改修等事業	347,300	施設の改修による利用環境の整備に係る経費 〔本年度計画〕 ・稲川野球場グラウンド改修整備工事 304,524千円 ・稲川スキー場迂回路整備工事 24,046千円 ・海洋センタープール上屋膜体取替修繕 14,190千円 ・海洋センター投光器取付工事 3,080千円 ・海洋センター有圧換気扇取替工事 407千円 ・稲川交流スポーツエリア土間改修工事設計ほか 1,053千円
28	体育施設総合管理費	46,101	社会体育施設に関する総合的な管理費で、指定管理料や指定管理施設における修繕、備品購入に係る経費 〔主なもの〕 ・総合体育館等スポーツ施設指定管理料 42,896千円(上限額) 指定管理施設(5施設) 総合体育館、健康ドーム、海洋センター、ヘルシーパーク、 河川敷運動広場松ノ木グラウンド ・総合体育館高圧受変電設備更新工事 2,332千円 ・修繕料、委託料、備品購入費 873千円
29	湯沢勤労青少年ホーム管理運営費	1,056	湯沢勤労青少年ホーム費 (消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、施設維持管理費など)
30	農村広場管理運営費	951	農村広場解体工事に向けて、アスベスト調査と設計委託、施設管理を行う。 〔主な予算〕 ・解体工事アスベスト事前調査業務 495千円 ・解体工事設計業務 198千円 ・除草作業業務 258千円

生涯学習課			
No.	事業名	予算額	事業内容
31	南部文化交流センター管理運営費	8,994	湯沢市南部文化交流センター管理費 (R4.4.1湯沢コミュニティセンターより名称変更) 〔主な予算〕 ・改修基本調査業務 904千円 ・体育館LED照明取付工事 675千円 ・FF石油暖房機 305千円
32	湯沢生涯学習センター管理運営費	11,582	湯沢生涯学習センターの管理運営費 〔主な予算〕 ・光熱水費 1,396千円 ・清掃業務 2,517千円
33	湯沢公民館事業	1,077	湯沢生涯学習センター主催で湯沢市民大学、夜間講座、パソコン教室などの事業を行う。 〔主な予算〕 ・報償費 988千円
34	湯沢武道館管理運営費	702	湯沢武道館施設管理運営費 (消耗品費、燃料費、光熱水費、施設維持管理費など)
35	湯沢体育センター管理運営費	13,792	湯沢体育センター施設管理運営費 〔主な予算〕 ・修繕料 961千円 ・屋根改修工事設計業務 949千円 ・体育館LED照明取付工事 704千円 ・自動体外式除細動器 297千円
36	湯沢弓道場管理運営費	888	湯沢弓道場施設管理運営費 (消耗品費、燃料費、光熱水費、施設維持管理費など)
37	稲川生涯学習センター管理運営費	8,676	稲川地域における人づくり・地域づくりの拠点としての稲川生涯学習センター(公民館)の管理運営経費 (会計年度任用職員人件費、消耗品費、修繕料、役務費など)
38	稲川公民館事業	644	稲川地域公民館事業費 〔主なもの〕 ・令和5年度開催の自主事業費 237千円 〔開催事業〕歴史散策、スケート教室、スポーツ交流大会、新春書初め大会、趣味講座、健康教室、共通経費 ・令和5年度開催の事業業務委託料 407千円 〔開催事業〕ふるさとトレッキング、公民館まつり
39	稲川地域体育大会等開催事業	608	稲川地域体育大会等開催業務委託料 〔開催事業〕スキー交流大会、地域野球交流大会、バレーボール交流大会、ミニバスケットボール交流大会、高校招待ソフトテニス交流大会、グラウンドゴルフ交流大会
40	稲川交流スポーツエリア管理運営費	14,720	稲川交流スポーツエリアの維持管理に係る経費 〔主なもの〕 ・令和5年度指定管理料 9,195千円 ・賃貸土地(敷地一部 1,203㎡)の購入費 5,140千円 ※令和4年度委託の不動産鑑定士による評価額【5,140千円】
41	稲川野球場管理運営費	4,646	稲川野球場の維持管理に係る経費 (消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、施設維持管理費など)
42	稲川体育館管理運営費	2,641	稲川体育館の維持管理に係る経費 (消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、施設維持管理費など)

生涯学習課			
No.	事業名	予算額	事業内容
43	湯沢市・平内町子ども交流事業	333	海の子（平内）と山の子（湯沢）が様々な体験を通し交流を図り、山の子には生まれ育った故郷への誇りと愛着心を育て、海の子には山や農村への関心と理解を深めることを目的とした小学生の交流事業負担金 〔令和5年度予定〕 ・開催場所：湯沢市 ところん山キャンプ場他 ・事業実施主体：湯沢市・平内町交流事業実行委員会
44	車両管理費 （雄勝生涯学習センター）	393	雄勝生涯学習センター公用車管理費（2台） 〔主なもの〕 ・燃料費 196千円 ・車検整備費用 155千円
45	雄勝生涯学習センター管理運営費	5,519	雄勝地域における人づくり・地域づくりの拠点としての雄勝生涯学習センター（雄勝公民館）の管理運営経費 （会計年度任用職員人件費、消耗品費、役務費）
46	雄勝公民館事業	1,276	雄勝公民館教室事業業務委託事業費 〔主なもの〕 ・雄勝公民館教室事業業務委託料 1,131千円 〔開催事業〕歴史文化散策トレッキング、創作教室、見るスポーツ体験会、地域伝承教室、ロゲイニングinおがち ・令和5年度おがち文化祭の開催事業費 145千円 （報償金、消耗品費、役務費、舞台操作業務委託料）
47	文化財保護費	2,331	文化財保護費 〔主なもの〕 ・雄勝生涯学習センター所管文化財の管理経費 851千円 （消耗品費、光熱水費、雪下ろし等業務委託料など） ・施設管理用乗用草刈機の購入費 1台（更新） 1,480千円
48	院内银山異人館管理運営費	7,950	院内银山異人館の維持管理、企画展に係る経費 （会計年度任用職員人件費、報償金、消耗品費、燃料費、光熱水費、施設設備等保守点検委託料など）
49	雄勝地域体育大会等開催事業	921	雄勝地域体育大会等開催業務委託料 〔開催事業〕グラウンドゴルフサーキット（全6戦）、第40回おがち健康マラソン、第2回こまち杯モルック大会、スリーゲームフェスティバル
50	雄勝野球場管理運営費	1,000	雄勝野球場の維持管理に係る経費 （消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、原材料費など）
51	雄勝スポーツセンター管理運営費	17,422	雄勝スポーツセンターの維持管理運営に係る経費 〔主なもの〕 ・令和5年度指定管理料 17,164千円
52	皆瀬生涯学習センター管理運営費	11,170	皆瀬生涯学習センター（皆瀬公民館）に係る管理運営費 （会計年度任用職員人件費、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕量、施設設備等保守点検委託料など） 〔主なもの〕 ・新庁舎移転に伴う調理室備品と消耗品 1,152千円 ・新庁舎移転に伴う図書購入費 3,394千円  ※新皆瀬庁舎への移転作業を9月16日～18日に行い、9月19日から新庁舎稼働開始予定。
53	皆瀬公民館事業	614	皆瀬地域における生涯学習（公民館）事業に係る事業費 （報償費、消耗品費、手数料、使用料など） 〔開催事業〕児童書道教室、ゆこゆこセミナー、少年少女スケート教室、児童体験教室、創作教室

生涯学習課			
No.	事業名	予算額	事業内容
54	皆瀬地域体育大会等開催事業	415	皆瀬地域体育大会等開催業務委託料 〔開催事業〕野球大会、グラウンドゴルフ大会、バレーボール大会、親子スキー教室、クロスカントリースキー大会
55	皆瀬野球場管理運営費	1,501	皆瀬野球場施設に係る管理運営費 (消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料など) 〔主なもの〕 ・工事請負費 洋式便器取付工事 825千円
56	皆瀬体育館管理運営費	1,165	皆瀬体育館施設に係る管理運営費 (消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料など)
57	湯沢文化会館管理運営費	69,963	湯沢文化会館の施設管理に係る経費 (会計年度任用職員人件費、燃料費、光熱水費、施設設備保守点検委託料など) 〔主なもの〕 ・燃料費 6,164千円 ・光熱水費 20,042千円 ・委託料 35,529千円
58	湯沢文化会館自主事業	14,060	湯沢文化会館自主事業に係る経費 〔主なもの〕 ・イベント実施委業務託料 11,520千円 ・著作物使用料 450千円 〔開催事業〕 7月 大衆演劇公演(大ホール) 市民に様々なジャンルの芸術に触れる機会を提供し芸術文化の振興を図る。 10月 湯沢音楽祭(大ホール) 湯沢市出身の作詞家、東海林良氏のプロデュースによる音楽祭。3名のアーティストによるジョイントコンサート。
59	湯沢文化会館施設整備事業	50,003	湯沢文化会館大規模改修工事実施設計業務委託料
60	湯沢文化会館文化振興事業	2,698	湯沢文化会館文化振興事業に係る経費 〔主なもの〕 ・サマーコンサート実行委員会負担金 1,850千円 〔開催事業〕 8月 サマーミュージックフェスティバル(負担金のみ) 9月 大いなる秋田湯沢公演(一部事業費のみ) 未定 自衛隊コンサート(7月か9月)
61	雄勝文化会館管理運営費	44,301	雄勝文化会館の施設管理に係る経費 (消耗品費、燃料費、光熱水費、施設設備保守点検委託料など) 〔主なもの〕 ・燃料費 7,669千円 ・光熱水費 13,620千円 ・修繕料 2,742千円 ・委託料 18,950千円  〔修繕設備〕 ・移動型ワイヤレスマイク装置交換修繕 ・三点吊用マイク・マイクプリアンプ交換修繕 ・サイリスタ調光器盤内直流電源装置交換修繕(3台)

生涯学習課			
No.	事業名	予算額	事業内容
62	雄勝文化会館自主事業	2,332	<p>雄勝文化会館自主事業費に係る経費 〔主なもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント実施委業務託料 584千円</li> <li>・ 著作物使用料 50千円</li> </ul> <p>〔開催事業〕</p> <p>6月 子どもオペラコンサート 市民から開催要望があった親子向けコンサート。 幼少期から良質の音楽に親しむ機会を提供する。</p> <p>11月 オーピオンピアノリレー リレー形式での演奏会を実施し、人と人、心と心を音楽の たすきでつなぎながら芸術文化への意識高揚を図る。</p> <p>11月 オーピオンアンサンブルコレクション ピアノ+他楽器などで老若男女にリレー形式で演奏しても らう。広く発表の場を提供することで市民文化の向上を図 る。</p> <p>3月 ウインドアンサンブルコンサート 湯沢市出身の演奏家を中心とした演奏会を実施し、市民文 化の向上と地域社会の活性化を図る。</p>
63	文化交流センター管理 運営費	20,907	<p>文化交流センターの施設管理に係る経費 (会計年度任用職員人件費、燃料費、光熱水費、保守点検委託料など) 〔主なもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃料費 3,013千円</li> <li>・ 光熱水費 4,659千円</li> <li>・ 委託料 7,022千円</li> </ul> <p>令和7年度改修工事に向けた基本調査業務委託料 1,084千円</p>
64	カルチャーセンター管 理運営費	13,692	<p>稲川カルチャーセンターの維持管理に係る経費 市民の読書活動の普及促進や図書館活動の推進を図るため、利用者の多様 化するニーズに対応した情報や、より利便性の高い図書館サービスを提供 する。</p> <p>〔主なもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書購入費 264千円</li> </ul>
65	湯沢図書館管理運営費	34,227	<p>湯沢図書館の維持管理に係る経費 市民の読書活動の普及促進や図書館活動の推進を図るため、利用者の多様 化するニーズに対応した情報や、より利便性の高い図書館サービスを提供 する。</p> <p>〔主なもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書購入費 5,435千円</li> </ul>
66	移動図書館車管理費	242	<p>移動図書館車(施設巡回配本車)の維持管理に要する経費 〔主なもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃料費 114千円</li> <li>・ 整備費用 113千円</li> </ul>
67	子ども読書活動推進事 業	908	<p>子どもたちの読書環境を向上させるとともに、乳幼児期から本に興味を持 ち、本に親しむ習慣を身につけていけるよう発達の段階に合った読書活動 を推進する。</p> <p>〔主なもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 印刷製本費 247千円</li> <li>・ イベント開催業務委託料 208千円</li> </ul> <p>〔開催事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 読書フェスタ事業(人形劇公演、ワークショップ等)</li> <li>○ ブックスタート事業(7か月健診の際に絵本の読み聞かせと 絵本1冊をプレゼント)</li> <li>○ 貸出促進イベント事業(中学生以下:図書貸し出しに応じた ゲームイベント開催)</li> <li>○ 「読書の記録」利用促進事業(1冊記録達成者等への図書贈呈)</li> <li>○ 「しかけ絵本教室」事業(夏休み期間中に「しかけ絵本」の 製作教室を開催)</li> </ul>

生涯学習課			
No.	事業名	予算額	事業内容
68	図書館利用促進事業 (湯沢図書館)	175	図書館の利用促進を図るため、各種講座やボランティアを活用したおはなし会等、独自の企画事業を行う。 〔主なもの〕 ・報償金 170千円
69	雄勝図書館管理運営費	9,123	雄勝図書館の維持管理に係る経費 市民の読書活動の普及促進や図書館活動の推進を図るため、利用者の多様化するニーズに対応した情報や、より利便性の高い図書館サービスを提供する。 〔主なもの〕 ・図書購入費 1,117千円
70	図書館利用促進事業 (雄勝図書館)	49	・図書館の利用促進を図るため、各種講座やボランティアを活用したおはなし会等、独自の企画事業を行う。 〔主なもの〕 ・報償金 34千円
71	(債務負担行為) 湯沢文化会館等文化施設指定管理料	637,640 (限度額)	施設管理の効率化と文化事業の充実ため湯沢文化会館等3施設の指定管理者制度を導入する。 指定期間は令和6年度から10年度の5年間 予算額は5年間の限度額

湯沢市教育委員会 令和5年度当初予算（歳出）

（単位：千円）

文化財保護室			
No.	事業名	予算額	事業内容
1	文化財保護費	9,885	文化財保存活用地域計画に則り文化財の保存・活用の推進と学習環境の整備に努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財保護の仕組みづくり 3,065千円</li> <li>○文化遺産の文化財指定等の推進 1,015千円</li> <li>○文化遺産の保存・継承の充実 4,495千円</li> <li>○文化遺産の活用 1,310千円</li> </ul>
2	郡会議事堂記念館管理運営費	6,281	雄勝郡会議事堂記念館は通年開館し、県指定文化財「旧雄勝郡会議事堂」としての文化財保護や歴史的価値の発信、及び歴史資料展示・企画展の開催等により生涯学習の場として、市民の芸術文化の振興を図る。 [主なもの] ・施設管理運営費 3,214千円
3	「佐竹南家御日記」翻刻事業	4,716	県指定文化財「佐竹南家日記」は藩政時代における当地域の政治、経済、気象、社会事情等が記された187年間にわたる公用日記である。湯沢雄勝・県内外における近世史研究の発展と市民の郷土意識の高揚に寄与するため、佐竹南家日記の原文を忠実に活字化する全26巻の叢書「佐竹南家御日記」の翻刻事業を進め、平成6年度の第1巻発刊以来、令和3年度の第14巻発刊で100年分を終えている。令和5年度は第16巻(寛政2年から寛政9年までの6年分、約900頁)を250部発刊する。 [主なもの] ・第16巻翻刻本印刷製本費 3,685千円
4	歴史的行政資料等保存整理事業	215	市民の生活や社会の歴史を知ることのできる歴史的行政資料について、収集・整理・記録・保存により、散逸・劣化を 방지、貴重な資料として後世へのこしていく。また、歴史的行政資料の整理・保存による成果は企画展等により公開する。 [主なもの] ・資料整理謝礼 175千円
5	郷土学習資料展示施設管理運営費	3,074	湯沢市郷土学習資料展示施設は平成26年4月1日に高松地区センター（旧高松小学校）の2階部分に設置された。当初は埋蔵文化財資料室と湯沢の鉱山と石材資料室のみであったが、平成27年度に酒造用具・ジオパーク・地熱関連の展示スペースを増設。平成28年度には公募で愛称を「ジオスタ☆ゆざわ」とした。展示案内できる人材を配置し、いつでも郷土の歴史文化に触れながら学習できる施設として通年開館している。 [主なもの] ・施設管理運営費 2,936千円
6	郷土の歴史文化推進事業	2,288	地方創生には郷土を知ることが大切である。郷土を支えてきた市の偉人・歴史・産業・文化等を学ぶ機会として文化財展や企画展を開催し、郷土の歴史に触れ学ぶ機会を提供する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○雄勝郡会議事堂記念館での文化財展や企画展の開催 495千円</li> <li>○ジオスタ☆ゆざわでの子どもゆざわ学や企画展の開催 273千円</li> <li>○国登録有形文化財一般公開の実施 468千円</li> <li>○普及啓発（リーフレット等の発行） 353千円 など</li> </ul>
7	地域の文化遺産継承事業	190	地域の文化遺産の保存継承のため、活動団体の発表の機会を設け、意欲の喚起と伝承者の発掘に取り組む。また、民俗芸能や風俗習慣等に関する実態を調査する。 [主なもの] ・民俗芸能発表会出演謝礼 180千円



文化財保護室			
No.	事業名	予算額	事業内容
8	文化財資料収蔵庫管理費	22,030	<p>市が所有する文化財資料の適切な保存と保管場所を集約するため、資料収蔵庫の整備、及び維持管理を行う。令和5年度は新たな資料収蔵庫となる旧三梨小学校校舎の整備、及び旧TDK湯沢工場から資料約300点の移送を実施する。</p> <p>〔主なもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧三梨小学校管理経費 3,213千円</li> <li>・収蔵庫移転に係る整備・移送経費 18,817千円</li> </ul>
9	埋蔵文化財緊急調査事業	5,063	<p>埋蔵文化財包蔵地内における事業者の開発行為について、文化財保護法（第93条・第94条）に則り試掘等の調査を緊急的に実施し、埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化を図っていく。令和5年度は4か所の調査を実施予定</p> <p>〔主なもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埋蔵文化財調査経費 4,903千円</li> </ul>
10	文化財活用事業	国要望額 33,611	<p>文化庁「地域文化財総合活用推進事業」（補助率：10分の10） （実施主体：湯沢市文化遺産活性化実行委員会）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○歴史資料活用事業 17,549千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>県指定文化財「佐竹南家日記」及び翻刻本「佐竹南家御日記」の認知度を高め、郷土への誇りや愛着を醸成していくための事業</li> <li>・情報の公開（デジタル化）に向けたOCR処理・テキスト化（第1巻・第2巻）</li> <li>・古文書翻刻体験ワークショップの開催（初級・中級編 各3回）</li> <li>・VR（仮想現実）による佐竹南家御屋敷の再現（近世の世界を体感）</li> </ul> </li> <li>○展示施設活性化事業 16,062千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>市内の4展示施設（雄勝郡会議事堂記念館・ジオスタ☆ゆざわ・院内銀山異人館・稲庭城）をサテライト拠点と位置付け各施設の周知と活性化を図るため七夕絵どうろうまつりの開催時に県指定文化財「旧雄勝郡会議事堂」の雄勝郡会議事堂記念館を活用し、市の文化財や歴史文化を紹介するプロジェクションマッピングを外観に投影する。また、館内では文化財展や若者を対象とする関連事業を開催予定。</li> </ul> </li> </ul>

議案第9号

令和5年度教育行政方針について

令和5年度教育行政方針（案）を別紙のとおり提案する。

令和5年2月2日提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

令和5年度の教育行政の基本方針を定めるものです。

令和5年度

# 教育行政方針

湯沢市教育委員会

令和5年 月 日

第 回教育委員会 議案第 号可決

令和4年度との変更箇所は赤色で表しています。

## 目 次

### 学校教育

- 1. 学校教育の推進 . . . . . 1
- 2. 教育環境整備の推進 . . . . . 3

### 学校給食

- 学校給食の推進 . . . . . 4

### 生涯学習

- 生涯学習の推進 . . . . . 6

### スポーツ振興

- スポーツ振興の推進 . . . . . 8

### 文化財保護

- 文化財保護の推進 . . . . . 9

# 学 校 教 育

## 1. 学校教育の推進

### 【重点方針】

#### (1) 創意工夫を生かした特色ある学校づくりの推進

学校が自校の実態に基づいた教育目標を設定するとともに、家庭や地域と目指す学校像を共有して地域とともにある学校づくりを目指します。

#### (2) 心豊かでたくましく生きる児童生徒の育成

教育活動全体を通して、生命を大切に作る心、他人を思いやる心、くじけずに努力しようとする意欲と態度を育み、心豊かでたくましく生きる児童生徒の育成を目指します。

#### (3) 学習指導の充実と改善

主体的・対話的で深い学びの視点に基づいた授業改善を通し、児童生徒の学習意欲の向上と生きて働く知識・技能の習得及び思考力・判断力・表現力等の育成を推進します。

#### (4) 教職員の資質・能力の向上

各校の教育課題の解決に向けた計画的、組織的な研修の充実を図り、教職員の実践的指導力の向上を目指します。

### 【推進施策】

#### (1) 創意工夫を生かした特色ある学校づくりの推進を目指して

① 市内全小・中学校におけるコミュニティ・スクールの充実推進

② 地域の特色ある学習材（ジオサイト等）や人材を生かした教育課程の編成によるふるさと教育やキャリア教育の充実

#### (2) 心豊かでたくましく生きる児童生徒の育成を目指して

① 豊かな学校生活実現のための小・中連携教育の推進

② ~~自己指導正しい判断で、正しい行動ができる~~能力を育む積極的な生徒指導の推進

③ 道徳性を養うための教育活動全体を通じた道徳教育の推進

④ 不登校、いじめ問題等の未然防止・早期解消を目指した取組の充実と適応指導教室（そま風教室）との連携

⑤ 「子ども読書活動推進計画」に基づいた読書活動の推進と読書活動支援員の配置による読書環境の充実

⑥ 家庭や地域社会と連携した食育の推進及びたくましい心と身体を育てる指導の充実

(3) 学習指導の充実と改善を目指して

- ① 小・中連携教育による学力向上に向けた授業改善の推進
- ② 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実による「主体的・対話的で深い学び」の推進~~「分かる、できる」が実感できる授業の日常実践（ねらいの明確化、協働して学ぶ活動の充実、まとめと振り返り、評価）~~
- ③ 少人数指導や専科教員による個に応じたきめ細かな指導の充実
- ④ 授業改善に向けた検証改善サイクルの充実~~国一県学習状況調査に基づく授業改善等のための学校訪問指導及び校長会等における指導~~
- ⑤ ~~「5歳児教育相談会」等による~~早期からの教育相談支援体制の推進と、~~かがやきサポーター~~の配置等による児童生徒の自立を目指した特別支援教育の充実
- ⑥ 長期休業中の体験教室（英語・プログラミング）等の開催を通じた児童生徒の学習意欲の向上への興味付け
- ⑦ グローバル社会で活躍する人材育成に向けた英語力の向上の推進~~英語学習の目標設定とA7Tを活用した英語学習の推進、英語習得意欲の向上に向けた英語検定料全額補助（中2・中3）~~
- ⑧ 児童生徒1人1台端末の適切な活用と、ICTを活用した効果的な授業の推進

(4) 教職員の資質・能力の向上を目指して

- ① 小・中連携教育を基盤にした~~中学校区ブロック研修の充実と成果の発信（輪番制による公開研究会の開催）~~授業力の向上
- ② 生徒指導・学習指導等における実践的指導力向上の推進~~実践的指導力の向上を推進する校内研修の充実と改善（指導主事の効果的活用）~~
- ③ PC操作の向上及び今日的な教育課題への対応に向けた研修の充実（~~教育アドバイザー~~の活用等）
- ④ ~~学習指導要領の趣旨に基づいた英語、外国語、外国語活動の授業改善~~
- ④⑤ 教職員の職務能力向上とワークライフ・バランスを意識した働き方改革の推進

## 2. 教育環境整備の推進

### 【重点方針】

#### (1) 安全・安心で良質な教育環境の整備

学校施設の安全管理に努め、適切な維持を行うとともに、学校施設の長寿命化を進め、学びの環境を改善し教育環境の充実を図ります。

#### (2) 学習環境の改善

児童・生徒にとって望ましい学習環境と、将来を見据えた学校環境の整備を進めます。

### 【推進施策】

#### (1) 学びの場としてふさわしい快適な環境づくりに向けて

① 学校施設の状況を把握し、安全面や機能面の問題箇所に対する適切な改善整備

~~② 普通教室等へのエアコン配備を計画的に進め、良質な教育環境を整備~~

②③ 湯沢市学校施設の長寿命化計画に基づき、施設の長寿命化改修を図るとともに、学校施設に求められる機能や性能を確保するための整備

#### (2) 学校の適正規模・適正配置の実現、学習環境の改善に向けて

~~① 稲川小学校の環境整備の推進~~

①~~②~~ 令和元年度策定の「湯沢市学校再編計画」に基づく、児童生徒数の推移を踏まえた学校再編の検討

②③ 学校ICT環境整備の充実

# 学 校 給 食

## 学校給食の推進

### 【重点方針】

#### (1) 栄養の改善及び健康の増進

学校給食を通して、児童生徒の生涯を通じた健康づくりの基礎を培い、正しい生活習慣の形成を図り、心身ともに健康な人間の育成を目指す重要な教育活動として学校給食を実施します。

#### (2) 衛生管理の徹底

国の「学校給食衛生管理基準」に基づく衛生管理を徹底し、安全で安心な学校給食を提供します。

#### (3) 『食育』の推進

・~~+~~ 「食育基本法」「学校給食法」に基づき、学校給食を食に関する指導の生きた教材として活用します。

・~~+~~ ふるさとの「もの」を活用することによりふるさとへの理解や誇りを育むため、学校給食食器に漆器の導入を目指します。

#### (4) 地場産物の活用

作り手の顔が見える食の提供、地元産品の消費拡大を目的に可能な限り地産地消に努めます。

#### (5) 学校給食センターの運営

学校給食センターを安定的に運営します。

### 【推進施策】

#### (1) 学校給食の内容の充実を目指して

① 児童生徒の健康に留意した魅力ある献立の作成~~王夫~~

② 食物アレルギーへの対応

#### (2) 学校給食における衛生管理の徹底及び食中毒の発生防止

① 文部科学省の定める「学校給食衛生管理基準」や厚生労働省の定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」を、調理業務受託者が厳守・徹底するよう管理・監督する調理等従事者の衛生管理の意識向上及び徹底

#### (3) 『食育』の推進

・~~+~~ 食に関する指導の充実を目指して

① 湯沢市食育・地産地消推進計画~~湯沢市食育推進計画~~を踏まえ、「栄養教諭等の教科等における食に関する指導要請」に基づいた組織的かつ計画的な食育の



推進及び栄養教諭・学校栄養職員の授業への参画 また各学校への指導教材（資料）の貸し出し

② 学校給食試食会等を活用した保護者との連携や学校給食に関する情報の発信

・丑 学校給食食器への漆器の導入を目指して

① 給食食器として、川連漆器食器を使用することを目指し、秋田県漆器工業協同組合 及び調理業務等受託事業者と協力し使用可能な食器の調整や、給食センターの 洗浄（消毒）システムの体制づくりを推進

(4) 地場産物の活用を目指して

① 地場産物食材の積極使用による安全・安心な給食の保持と消費の促進

② 郷土料理を取り入れた献立の実施

(5) 学校給食センターの運営

① 施設設備等の適正な管理

② 学校給食費 滞納未納の早期解消

③ 民間に委託した学校給食業務（調理・配送）の安定運営調理業務等の民間委託導  
入の推進

# 生涯学習

## 生涯学習の推進

### 【重点方針】

#### (1) 生涯学習推進体制の整備

地域間の資源の相互活用を図り、市民・民間企業・行政・学校・生涯学習センターや図書館など地域のあらゆる担い手が連携し生涯学習推進体制の充実を図ります。

生涯自分らしい学びを継続し地域へ還元できる仕組みをつくり、地域課題の解決に取り組むことで世代を越えてすべての市民が生き生きと活躍できる豊かな生涯学習社会の実現を目指します。

#### (2) 生涯学習環境の整備

社会教育施設の適切な維持管理を行うほか、市公共施設再編計画に基づき、市民の学習意欲の向上と施設利用促進のため、時代のニーズに応じた新たな学習方法に対応した学習環境の整備検討を進めます。

市組織間の連携強化と事業の合同化・合理化を図り、令和新時代にふさわしい事業内容と実施方法を模索するとともに、施設の相互利用等により利用者のニーズに合わせた学習環境を提供します。

#### (3) 生涯学習活動の展開

すべての人が心豊かな人生を送ることができる生涯学習社会を実現するため、幅広い世代のニーズの的確な把握に努めます。

学校・家庭・地域の連携を強化し、気軽に相談できる体制の確立や関係機関等と保護者を繋ぐネットワークの構築及び現代社会の実情に即した各世代への学習機会の提供により、社会的な孤立の解消と防止に努めるとともに学びを通じた社会参画の促進を図ります。

#### (4) 芸術文化活動の展開

幅広い世代の市民が芸術や文化に親しみ、地域に根付く芸術文化活動の継承・発展や新たな活動の創出に主体的に参加できるよう機会の提供と情報発信に努めます。

「音楽のまち“ゆざわ”」を推進し、音楽があふれる明るいまちづくりを目指します。

### 【推進施策】

#### (1) よりよい生涯学習推進体制を目指して

- ① 市民と行政の協働体制の促進
- ② 生涯学習推進本部体制の充実
- ③ 学習活動の支援と生涯学習指導者の活用
- ④ 読書活動推進体制の充実

(2) 生涯学習環境の整備を目指して

- ① 社会教育施設の整備と学習設備の充実
- ② 既存施設の有効活用と利用促進施策の推進
- ③ 市組織間の連携強化による生涯学習環境の充実

(3) 生涯学習活動の展開のために

- ① 家庭教育支援の推進
- ② 青少年健全育成の推進
- ③ 成人期の生涯学習への支援強化
- ④ 人生100年時代を見据えたキャリア形成支援の推進
- ⑤ 共生社会の実現に向けた学習活動の推進

(4) 芸術文化活動の展開のために

- ① 芸術文化を学習する機会の提供と支援
- ② 芸術文化に触れる機会と情報発信の拡充
- ③ 「音楽のまち“ゆざわ”」の推進

# スポーツ振興

## スポーツ振興の推進

### 【重点方針】

- (1) ライフステージに応じたスポーツの推進  
市民の誰もが、体力や年齢、興味、目的等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。
- (2) 市民が主体的に参画できるスポーツ環境の整備  
市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、**総統合型**地域スポーツクラブ運営の活性化やスポーツ関係団体との更なる連携を図るとともに、スポーツ指導者・スポーツ施設の充実等を推進します。
- (3) スポーツ情報の充実  
スポーツのもつ多様な意義をメディアや団体を通じて広く市民に周知し、その価値の共有を図りスポーツの参画人口と関心層の拡大を推進します。
- (4) スポーツを活用した地域づくり  
スポーツを通じて、人と人、地域と地域の交流を促進し、活力ある絆の強い地域社会の実現と地域経済の活性化につなげるよう推進します。

### 【推進施策】

- (1) ライフステージに応じたスポーツの推進を目指して
  - ① 生涯スポーツの充実とスポーツ参加機会の拡充
  - ② 地域やスポーツ団体等との連携による子どものスポーツ活動機会の拡充
  - ③ 競技スポーツ団体におけるジュニア競技力向上に向けた指導体制整備充実の支援
  - ④ 障がい者スポーツの普及と支援体制の充実強化
- (2) 市民が主体的に参画できるスポーツ環境の整備を目指して
  - ① 総合型地域スポーツクラブの活動充実に向けた支援
  - ② スポーツ施設の整備と学校体育施設等の有効活用
  - ③ スポーツ関係組織のネットワークづくり
  - ④ スポーツ推進委員の活動充実と委員研修の奨励
- (3) スポーツ情報の充実を目指して
  - ① 市広報への定期掲載のほかラジオ、テレビ、新聞、SNS等、多様な媒体を活用し、あらゆる世代に向け、即時性、拡張性のある情報の発信
- (4) スポーツを活用した地域づくりを目指して
  - ① スポーツ大会等の拡充とスポーツ交流事業の推進

# 文化財保護

## 文化財保護の推進

### 【重点方針】

#### (1) 文化財保護の仕組みづくり

人口減少・少子高齢化を背景に地域の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止を緊急な課題ととらえ、文化財保存活用地域計画に則り地域総がかりで文化財の保存と活用を地域総掛かりで目的とした文化財保存活用地域計画に則り推進します。

既存の4展示施設にサテライト拠点の役割を持たせ湯沢駅周辺複合施設の歴史資料展示室機能をセンター拠点と位置付け相互のネットワーク化と活性化を図ります。

#### (2) 文化遺産の文化財指定等の推進

地域の貴重な文化遺産の保存・活用を図るため、重要なものを市指定や国登録の文化財に指定・登録していきます。

そのため、市内に所在する文化財の状況を把握し、指定・登録の根拠となる基礎的調査を継続して実施していきます。

#### (3) 文化遺産の保存・継承の充実

市内に所在する指定・登録文化財を永続的に保存・継承していくため、地域との見守り活動や保護管理・保存修理・説明看板設置等への助成をします。

地域の民俗芸能や伝統行事の継承を促進するために、発表機会の提供や後継者再興に向けて取り組んでいきます。

#### (4) 文化遺産活用の推進

地域の歴史や文化への理解を深めてもらい、郷土愛の醸成等を図るため、文化財の魅力にふれ、そのよさを発見できる機会の提供等、文化財の積極的な活用と普及活動、情報発信の充実を図っていきます。

### 【推進施策】

#### (1) 文化財保護の仕組みづくりのために

- ① **新歴史資料展示室施設**（センター拠点）と既存展示施設（サテライト拠点）のネットワーク化に向けた展示等による活用の検討
- ② 文化財資料収蔵施設の機能充実及び資料の集約化
- ③ 市収蔵資料の収集・管理に関する基準に基づく運用保存管理基準及び受贈基準の作成

#### (2) 文化遺産の文化財指定等の推進のために

- ① 指定・登録文化財の現況調査及び、新たな指定・登録**文化財候補**の指定等に向けた調査の実施
- ② 未指定文化財の発掘・基礎調査の実施、及びデジタルアーカイブによる発信の

## ための整備検討

### (3) 文化遺産の保存・継承の充実のために

- ① 文化財の見守り活動の実施と体制整備構築の検討
- ② 指定・登録文化財の維持管理等への支援
- ③ 無形民俗文化財の継承支援及び民俗芸能発表会の開催

### (4) 文化遺産活用の推進のために

- ① 文化財等の公開・企画展の開催
- ② 郷土の歴史を見て、触れて学ぶ「子どもゆざわ学」の開催
- ③ 歴史的建造物に親しむ「スケッチワークショップ」・「建物探訪」の開催
- ④ 文化財保存活用地域計画周知に係る地域モデル事業の実施
- ⑤ 「佐竹南家御日記」翻刻事業の早期化と事業周知
- ⑥ 市全体で統一した仕様の案内板、説明板の整備

施策名		
1.学校教育の推進		
重点方針	推進施策	具体的取組事項
(1) 創意工夫を生かした特色ある学校づくりの推進		
学校が自校の実態に基づいた教育目標を設定するとともに、家庭や地域と目指す学校像を共有して地域とともにある学校づくりを目指します。	①市内全小・中学校におけるコミュニティ・スクールの充実	・CS研修会や学校訪問を通じた指導と、各校の取組みの情報共有
	②地域の特色ある学習材（ジオサイト等）や人材を生かした教育課程の編成によるふるさと教育やキャリア教育の充実	・ふるさと学習推進事業による地域学習の実施 ・県地域振興局と協力した、中学生向け企業博覧会の実施
(2) 心豊かでたくましく生きる児童生徒の育成		
教育活動全体を通して、生命を大切にす心、他人を思いやる心、くじけずに努力しようとする意欲と態度を育み、心豊かでたくましく生きる児童生徒の育成を目指します。	①豊かな学校生活実現のための小・中連携教育の推進	・各中学校区の特色を生かした小・中交流の実践
	②自己指導能力を育む積極的な生徒指導の推進	・学校生活意識調査の実施と児童生徒の自己指導能力の育成に向けた研修会の実施
	③道徳性を養うための教育活動全体を通じた道徳教育の推進	・道徳教育全体計画の整備及び活用状況の確認と指導主事訪問による指導
	④不登校、いじめ問題等の未然防止・早期解消を目指した取組の充実	・年4回の実態調査による不登校状況把握と、指導・支援 ・毎月の実態調査によるいじめ実態状況の把握と対応 ・適応指導教室（そよ風教室）相談員と学校との連携の強化
	⑤「子ども読書活動推進計画」に基づいた読書活動の推進と読書活動支援員の配置による読書環境の充実	・湯沢市教育研究所運営委員会「力水の会」における学校担当者との協議や研修会の実施 ・月例の読書活動支援員と市図書館司書との情報交換と協議の継続
	⑥家庭や地域社会と連携した食育の推進及びたくましい心と身体を育てる指導の充実	・各校の食育に関する計画の確認及び栄養教諭による主に小学校を対象とした食育の実施に向けた調整 ・健康に関する養護教諭研修の実施 ・新体力テストに基づく成果の確認及び体力向上に向けた情報発信
(3) 学習指導の充実と改善		
主体的・対話的で深い学びの視点に基づいた授業改善を通し、児童生徒の学習意欲の向上と生きて働く知識・技能の習得及び思考力・判断力・表現力等の育成を推進します。	①小・中連携教育による学力向上に向けた授業改善の推進	・市公開研究会を通じた小・中連携による学習指導に係る情報共有 ・学習状況調査等に基づく成果の確認と指導
	②「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実による「主体的・対話的で深い学び」の推進	・1単位時間における確かな学びの定着と継続的な学びの高まりを目指した指導主事訪問の実施
	③少人数指導や専科教員による個に応じたきめ細かな指導の充実	・小学校への専科教員の配置及び学校訪問による指導
	④授業改善に向けた検証改善サイクルの充実	・国・県学習状況調査の分析による課題の明確化と、学校訪問指導及び校長会等における指導
	⑤早期からの教育相談体制の推進と、児童生徒の自立を目指した特別支援教育の充実	・5歳児教育相談会の実施と就学支援コーディネーターによる相談活動の実施 ・かがやきサポーターの小学校低学年への重点配置

施策名		
1.学校教育の推進		
重点方針	推進施策	具体的取組事項
(3) 学習指導の充実と改善		
	⑥長期休業中の体験教室(英語・プログラミング)等の開催を通じた児童生徒の学習意欲の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習課や近隣高等学校との連携による、「子どもゆざわ学×インテンシブ・イングリッシュ・デイ」「わくわくロボット教室」等の実施</li> </ul>
	⑦グローバル社会で活躍する人材育成に向けた英語力の向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英語学習の充実及び国際理解に向けたALTの効果的な活用</li> <li>・年1回、英語検定料全額補助(中2・中3)の実施</li> </ul>
	⑧児童生徒1人1台端末の適切な活用と、ICTを活用した効果的な授業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各校のICTを活用した効果的な授業についての情報共有(ICT推進教諭の位置付け、公開研究会等)</li> <li>・児童のICT活用の充実に向けたICT支援員の配置</li> </ul>
(4) 教職員の資質・能力の向上		
各校の教育課題の解決に向けた計画的、組織的な研修の充実を図り、教職員の実践的指導力の向上を目指します。	①小・中連携教育を基盤にした授業力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中連携に基づく学力向上(授業力向上)を目的とした公開授業研究会の開催(輪番制による開催)</li> </ul>
	②生徒指導・学習指導等における実践的指導力向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校訪問による指導方法向上に向けた効果的な指導助言</li> <li>・校内研究会における指導主事の積極的活用</li> </ul>
	③PC操作の向上及び今日的な教育課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTを活用した効果的な授業を推進するための研修会の実施(教育アドバイザーの活用等)</li> <li>・湯沢市教育研究所運営委員会「カ水の会」における情報共有</li> </ul>
	④教職員の職務能力向上とワークライフ・バランスを意識した働き方改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員との協議を通じた継続的な改善及び業務改善計画の確実な実践</li> <li>・部活動指導員配置の継続と拡充</li> </ul>



施策名		
2.教育環境整備の推進		
重点方針	推進施策	具体的取組事項
(1) 安全・安心で良質な教育環境の整備		
学校施設の安全管理に努め、適切な維持を行うとともに、学校施設の長寿命化を進め、学びの環境を改善し教育環境の充実を図ります。	①学校施設の状況を把握し、安全面や機能面の問題箇所に対する適切な改善整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一斉学校巡回の他、随時学校現場との連絡を密にした状況確認、情報収集の実施</li> <li>・建物や設備等で、安全面や機能面で問題のある箇所の改善整備の実施</li> </ul>
	②湯沢市学校施設の長寿命化計画に基づき、施設の長寿命化改修を図るとともに、学校施設に求められる機能や性能を確保するための整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・稲川小学校の屋根（体育館棟・管理棟）の防水改修に係る設計の実施</li> <li>・雄勝中学校雄心館（武道場）屋根改修工事の実施</li> <li>・体育館等の照明のLED化改修に係る設計の実施（対象校4校） 山田小学校 稲川小学校 湯沢北中学校 皆瀬中学校</li> </ul>
(2) 学習環境の改善		
児童・生徒にとって望ましい学習環境と、将来を見据えた学校環境の整備を進めます。	①令和元年度策定の「湯沢市学校再編計画」に基づく、児童生徒数の推移を踏まえた学校再編の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「必要な時期に再編を検討する」とした皆瀬小学校、皆瀬中学校については、PTAや地域との意見交換等継続</li> <li>・「必要な時期に再編を検討する」とした山田中学校については、令和4年度に示した市の方向性に基づき再編を推進</li> <li>・現計画（～令和10年）以降の教育環境のあり方について、検討手法等の方向付けを行う</li> </ul>
	②学校ICT環境整備の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校の特別教室及び特別支援学級普通教室への大型提示装置の整備 ※通常学級普通教室は、R3/R4年度に整備済み</li> <li>＜新規ディスプレイを設置する教室＞ 小学校：体育館、理科室、音楽室、図工室、家庭科室 中学校：体育館、理科室、音楽室、美術室、被服室、技術室</li> <li>＜既存ディスプレイの配置調整により整備する教室＞ 小学校：特別支援学級普通教室、生活科教室、英語教室 中学校：特別支援学級普通教室、調理室</li> </ul>

施策名		
3.学校給食の推進		
重点方針	推進施策	具体的取組事項
<b>(1) 栄養の改善及び健康の増進</b>		
学校給食を通して、児童生徒の生涯を通じた健康づくりの基礎を培い、正しい生活習慣の形成を図り、心身ともに健康な人間の育成を目指す重要な教育活動として学校給食を実施します。	①児童生徒の健康に留意した献立の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の見本となる栄養バランスの整った献立の提供</li> <li>・米を中心とした和食を基本に家庭で食べられることが少なくなった食材や郷土料理を取り入れた献立の提供</li> </ul>
	②食物アレルギーへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校と連携し、誤食を防ぐためのチェックの実施</li> <li>・学校と連携し、保護者との面談を実施</li> </ul>
<b>(2) 衛生管理の徹底</b>		
国の「学校給食衛生管理基準」に基づく衛生管理を徹底し、安全で安心な学校給食を提供します。	①文部科学省の定める「学校給食衛生管理基準」や厚生労働省の定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」を、調理業務受託者が厳守・徹底するよう管理・監督する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心な業務体制が確保できるよう市と委託事業者が連携して確認する</li> </ul>
<b>(3) 『食育』の推進</b>		
「食育基本法」「学校給食法」に基づき、学校給食を食に関する指導の生きた教材として活用します。	①湯沢市食育・地産地消推進計画を踏まえ、「栄養教諭等の教科等における食に関する指導要請」に基づいた組織的かつ計画的な食育の推進及び栄養教諭・学校栄養職員の授業への参画また各学校への指導教材（資料）の貸し出し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間計画に基づいた教科等における食に関する指導の実施（小学校：1校につき2学年程度・中学校：希望する学校に対応）</li> </ul>
	②学校給食試食会等を活用した保護者との連携や学校給食に関する情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者アンケートの実施</li> <li>・「献立予定表」への給食メニューのレシピや食に関する情報の掲載</li> <li>・市HP等を活用した学校給食に関する情報発信</li> <li>・毎日の給食一口メモ（学校放送用資料）の作成と提供</li> </ul>
ふるさとの「もの」を活用することによりふるさとへの理解や誇りを育むため、学校給食食器に漆器の導入を目指します。	①給食食器として、川連漆器食器を使用することを旨とし、秋田県漆器工業協同組合及び調理業務等受託事業者と協力し使用可能な食器の調整や、給食センターの洗浄（消毒）システムの体制づくりを推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汁椀の耐久性確認のため、試作品による継続的な実証実験の実施</li> <li>・年度内に試験運用を開始</li> </ul>
<b>(4) 地場産物の活用</b>		
作り手の顔が見える食の提供、地元産品の消費拡大を目的に可能な限り地産地消に努めます。	①地場産物食材の積極使用による安全・安心な給食の保持と消費の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入ルートの確立</li> <li>・食材納入業者との連携</li> </ul>
	②郷土料理を取り入れた献立の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと献立の実施（年3回予定）及び市特産品（さくらんぼ、せり、りんご等）の活用</li> </ul>
<b>(5) 学校給食センターの運営</b>		
学校給食センターを安定的に運営します。	①施設設備等の適正な管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用頻度の高いごはん茶碗の更新</li> </ul>
	②学校給食費滞納の早期解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納付督促の強化</li> <li>・個別訪問の実施</li> <li>・債権管理マニュアルに基づいた債権管理の実施</li> </ul>
	③民間に委託した学校給食業務（調理・配送）の安定運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託仕様書等に基づいた業務実施状況の検証</li> <li>※3年契約だが、検証は毎年実施</li> </ul>

施策名		
4.生涯学習の推進		
重点方針	推進施策	具体的取組事項
<b>(1) 生涯学習推進体制の整備</b>		
<p>地域間の資源の相互活用を図り、市民・民間企業・行政・学校・生涯学習センターや図書館など地域のあらゆる担い手が連携し生涯学習推進体制の充実を図ります。</p> <p>生涯自分らしい学びを継続し地域へ還元できる仕組みをつくり、地域課題の解決に取り組むことで世代を越えてすべての市民が生き生きと活躍できる豊かな生涯学習社会の実現を目指します。</p>	①市民と行政の協働体制の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域学校協働活動による学校・家庭・地域を取り巻く人材や各組織のネットワークの強化</li> <li>・地域人材の活躍による地域学校協働活動の充実</li> </ul>
	②生涯学習推進本部体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市組織の部局を越えた連携強化による事業の相互活用と生涯学習情報の共有推進</li> </ul>
	③学習活動の支援と生涯学習指導者の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「出前講座」による市民の自主的な学習活動や仲間づくり及び地域づくりへの支援</li> <li>・学習者と指導者をつなぐ「生涯学習人材バンク」等の充実による、時代の要請や市民ニーズに対応した学習機会の提供推進</li> </ul>
	④読書活動推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立図書館・学校図書館やボランティア等、読書に関わる様々な機関や人材の相互連携による読書機会の拡充</li> </ul>
<b>(2) 生涯学習環境の整備</b>		
<p>社会教育施設の適切な維持管理を行うほか、市公共施設再編計画に基づき、市民の学習意欲の向上と施設利用促進のため、時代のニーズに応じた新たな学習方法に対応した学習環境の整備を進めます。</p> <p>市組織間の連携強化と事業の合同化・合理化を図り、令和新時代にふさわしい事業内容と実施方法を模索するとともに、施設の相互利用等により利用者のニーズに合わせた学習環境を提供します。</p>	①社会教育施設の整備と学習設備の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湯沢文化会館の大規模改修</li> <li>・施設管理の効率化と文化事業の充実のための、湯沢文化会館等3施設への指定管理者制度導入準備（R5は事業者選定）</li> <li>・駅周辺複合公共施設整備事業の推進</li> <li>・複合化する皆瀬庁舎に移設する皆瀬生涯学習センターの利便性向上</li> </ul>
	②既存施設の有効活用と利用促進施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性と施設の特徴を生かした事業の充実と多様な学習機会の提供（各生涯学習センターでの公民館事業）</li> <li>・新しいつながりを生むきっかけとなる情報提供やPRの促進</li> </ul>
	③市組織間の連携強化による生涯学習環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習推進本部機能の充実による多様な学習環境の提供</li> <li>・施設間の連携強化による効果的な学習活動の支援（稲川・皆瀬生涯学習センター共催事業の実施）</li> </ul>
<b>(3) 生涯学習活動の展開</b>		
<p>すべての人が心豊かな人生を送ることができる生涯学習社会を実現するため、幅広い世代のニーズの的確な把握に努めます。</p> <p>学校・家庭・地域の連携を強化し、気軽に相談できる体制の確立や関係機関等と保護者を繋ぐネットワークの構築及び現代社会の実情に即した各世代への学習機会の提供により、社会的な孤立の解消と防止に努めるとともに学びを通じた社会参画の促進を図ります。</p>	①家庭教育支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携した官民一体の家庭教育支援事業の推進による家庭教育力の向上</li> <li>・家庭教育支援に関する情報発信力の強化と相談体制の充実</li> <li>・保護者の学び合いの機会となる子育て支援事業の推進（家庭教育支援チームおやじの会・和輪人の活動の充実）</li> </ul>
	②青少年健全育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年関係団体との連携による安全・安心な暮らしの確保</li> <li>・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進による活動の充実と多様な体験の提供</li> </ul>

施策名		
4.生涯学習の推進		
重点方針	推進施策	具体的取組事項
(3) 生涯学習活動の展開		
	③成人期の生涯学習への支援強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労実態に配慮した学習機会の提供</li> <li>・市民ニーズを的確に捉えた教室や講座の開設</li> </ul>
	④人生100年時代を見据えたキャリア形成支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長年培った技術や経験、豊かな知識を生かして活躍する機会の提供</li> <li>・生きがいを感じて学べる場や自己実現に向けて学べる機会の提供</li> </ul>
	⑤共生社会の実現に向けた学習活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会情勢の変化から生じる地域課題の的確な把握と平等な学習機会の提供</li> <li>・異文化、異世代交流による相互理解の促進（日本語教室の開催）</li> <li>・秋田県障害者の生涯学習支援モデル事業への参画</li> </ul>
(4) 芸術文化活動の展開		
<p>幅広い世代の市民が芸術や文化に親しみ、地域に根付く芸術文化活動の継承・発展や新たな活動の創出に主体的に参加できるよう機会の提供と情報発信に努めます。</p> <p>「音楽のまち“ゆざわ”」を推進し、音楽があふれる明るいまちづくりを目指します。</p>	①芸術文化を学習する機会の提供と支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優れた芸術を鑑賞する機会や、学習の成果を発表する場の幅広い世代への提供</li> <li>・芸術文化団体に関する情報の提供や活動支援による自主的・創造的な芸術文化活動の促進</li> </ul>
	②芸術文化に触れる機会と情報発信の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種公演や民間との共催による事業の拡充</li> <li>・学校と連携した情報発信による子どもの芸術文化への興味・関心の醸成</li> <li>・SNS等を活用した積極的な情報発信による優れた芸術や文化活動に親しむ機会の拡充と市民意識の高揚</li> </ul>
	③「音楽のまち“ゆざわ”」の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音楽を身近に感じ、楽しむことができる環境づくりによる「音楽のまち“ゆざわ”」の実現</li> <li>・音楽のまちゆざわ推進協議会への活動支援と市民への情報提供</li> </ul>

施策名		
5.スポーツ振興の推進		
重点方針	推進施策	具体的取組事項
<b>(1) ライフステージに応じたスポーツの推進</b>		
市民の誰もが、体力や年齢、興味、目的等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。	①生涯スポーツの充実とスポーツ参加機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民総合体育大会の開催</li> <li>総合型地域スポーツクラブとの協力・連携、各地域スポーツ大会等の開催委託</li> </ul>
	②地域やスポーツ団体等との連携による子どものスポーツ活動機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>JFAへの委託事業「夢の教室」の開催</li> <li>スポーツ少年団各種競技大会等派遣奨励交付金による活動支援</li> </ul>
	③競技スポーツ団体におけるジュニア競技力向上に向けた指導体制整備充実の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>体育協会、スポーツ少年団本部へのスポーツ関係団体運営補助金による活動支援</li> </ul>
	④障がい者スポーツの普及と支援体制の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者スポーツ指導員の育成及び障がい者スポーツ交流大会等の開催委託</li> </ul>
<b>(2) 市民が主体的に参画できるスポーツ環境の整備</b>		
市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブ運営の活性化やスポーツ関係団体との更なる連携を図るとともに、スポーツ指導者・スポーツ施設の充実等を推進します。	①総合型地域スポーツクラブの活動充実に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合型地域スポーツクラブへのスポーツ関係団体運営補助金による活動支援</li> <li>各生涯学習センターとの協力・連携による活動支援</li> </ul>
	②スポーツ施設の整備と学校体育施設等の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合体育館等スポーツ施設（5施設）の指定管理による有効活用とサービスの向上</li> <li>稲川野球場グラウンド改修整備</li> <li>稲川スキー場迂回路整備</li> <li>海洋センタープール棟改修</li> <li>学校体育施設開放事業の実施</li> </ul>
	③スポーツ関係組織のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合型地域スポーツクラブマネージャー連絡会の開催</li> <li>体育協会、スポーツクラブとの情報交換会の開催</li> </ul>
	④スポーツ推進委員の活動充実と委員研修の奨励	<ul style="list-style-type: none"> <li>8人制バレーボール大会、市民体力測定会の実施</li> <li>スポーツに親しむきっかけづくりとしてニュースポーツ体験会の開催</li> <li>スポーツ指導者養成講習会等への参加</li> </ul>
<b>(3) スポーツ情報の充実</b>		
スポーツのもつ多様な意義をメディアや団体を通じて広く市民に周知し、その価値の共有を図りスポーツの参画人口と関心層の拡大を推進します。	①市広報への定期掲載のほかラジオ、テレビ、新聞、SNS等、多様な媒体を活用し、あらゆる世代に向け、即時性、拡張性のある情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>市広報への定期掲載のほか、ホームページ・SNSや多様な媒体を活用した積極的な情報の発信</li> <li>イベント時の広報活動の実施</li> </ul>
<b>(4) スポーツを活用した地域づくり</b>		
スポーツを通じて、人と人、地域と地域の交流を促進し、活力ある絆の強い地域社会の実現と地域経済の活性化につなげるよう推進します。	①スポーツ大会等の拡充とスポーツ交流事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回湯沢城下チャレンジランの開催</li> <li>スポーツを通じた県外、市外団体との交流による賑わいの創出と地域活性化</li> </ul>

施策名		
6.文化財保護の推進		
重点方針	推進施策	具体的取組事項
<b>(1) 文化財保護の仕組みづくり</b>		
<p>人口減少・少子高齢化を背景に地域の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止を緊急な課題ととらえ、文化財保存活用地域計画に則り文化財の保存と活用を地域総がかりで推進します。</p> <p>既存の4展示施設にサテライト拠点の役割を持たせ湯沢駅周辺複合施設の歴史資料展示室をセンター拠点と位置付け相互のネットワーク化と活性化を図ります。</p>	①歴史資料展示室（センター拠点）と既存展示施設（サテライト拠点）のネットワーク化に向けた展示等による活用の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター拠点の展示機能の基本設計検討</li> <li>・センターとサテライト間の誘導につなげる仕組み等の構想作成</li> </ul>
	②文化財資料収蔵施設の機能充実及び資料の集約化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新文化財資料収蔵庫の整備及び資料の適正な配置</li> <li>・収蔵資料の洗浄・燻蒸による資料保全</li> </ul>
	③市収蔵資料の収集・管理に関する基準に基づく運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒造用具・民具の収蔵資料公開に向けた調査研究の実施</li> <li>・調査研究成果の市民周知</li> <li>・文化財情報の収集</li> </ul>
<b>(2) 文化遺産の文化財指定等の推進</b>		
<p>地域の貴重な文化遺産の保存・活用を図るため、重要なものを市指定や国登録の文化財に指定・登録していきます。</p> <p>そのため、市内に所在する文化財の状況を把握し、指定・登録の根拠となる基礎的調査を継続して実施していきます。</p>	①指定・登録文化財の現況調査及び、新たな指定・登録文化財の指定等に向けた調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定（登録）文化財の保存管理状況の調査</li> <li>・調査による価値付が明確な文化財の指定・登録の推進</li> </ul>
	②未指定文化財の発掘・基礎調査の実施、及びデジタルアーカイブによる発信のための整備検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の悉皆調査の継続実施（中世の城館調査・先覚者調査・遺跡発掘調査・記念物の調査・修復）</li> <li>・収集保存、調査研究情報のデータベース化の実施</li> </ul>
<b>(3) 文化遺産の保存・継承の充実</b>		
<p>市内に所在する指定・登録文化財を永続的に保存・継承していくため地域との見守り活動や保護管理・保存修理・説明看板設置等への助成をします。</p> <p>地域の民俗芸能や伝統行事の継承を促進するために、発表機会の提供や後継者再興に向けて取り組んでいきます。</p>	①文化財の見守り活動の実施と体制整備の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の人材を活用した文化財の見守り活動の実施</li> <li>・史跡等の保存管理計画作成に向けての体制や計画内容の検討</li> </ul>
	②指定・登録文化財の維持管理等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理費の支援</li> <li>・雪害対策への支援</li> <li>・文化財所有者への指導・助言</li> </ul>
	③無形民俗文化財の継承支援及び民俗芸能発表会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に残る無形民俗文化財の継承に取り組む団体の発表の場の提供及び市民への周知</li> </ul>
<b>(4) 文化遺産活用の推進</b>		
<p>地域の歴史や文化への理解を深めてもらい、郷土愛の醸成等を図るため、文化財の魅力にふれ、そのよさを発見できる機会の提供等、文化財の積極的な活用と普及活動、情報発信の充実を図っていきます。</p>	①文化財等の公開・企画展の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国登録有形文化財の一般公開</li> <li>・各サテライト拠点における企画展の開催</li> </ul>
	②郷土の歴史を見て、触れて学ぶ「子どもゆざわ学」の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期休業中に小中学生を対象に郷土ゆかりの体験、制作講座を実施</li> </ul>
	③歴史的建造物に親しむ「スケッチワークショップ」・「建物探訪」の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的建造物を、郷土の景色とともに記憶に留めるスケッチワークショップの実施</li> <li>・ふるさと再発見と文化財の保護への興味関心の高揚を図る歴史的建造物探訪の実施</li> </ul>
	④文化財保存活用地域計画周知に係る地域モデル事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域と市が協働で実施する文化財展示会等の開催（雄勝地域）</li> </ul>

施策名		
6.文化財保護の推進		
重点方針	推進施策	具体的取組事項
(4) 文化遺産活用の推進		
	⑤「佐竹南家御日記」翻刻事業の早期化と事業周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第16巻の発刊作業の実施</li> <li>・事業早期完了化に向けた、体制等の検討</li> <li>・現代語訳版の製作</li> <li>・研究資料としての価値の発信</li> </ul>
	⑥市全体で統一した仕様の案内板、説明板の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案内板等の現況調査の実施</li> <li>・統一した仕様の案内誘導板設置に向けた構想作成</li> <li>・老朽化した説明板の改修と不足している箇所への設置に向けた調査の実施</li> </ul>